

国の施策等に関する提案・要望

令和6年（2024年）11月

熊本県

平素から、熊本県政の推進について格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県に未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害においては、国の手厚い御支援をいただき、復旧・復興に全力で取り組んでいます。

中でも、球磨川流域においては、新たな流水型ダムを含む「緑の流域治水」の理念のもと、治水対策や復旧・復興が目に見える形で進んでいます。

このような中、TSMC進出を契機とした半導体関連産業の集積により、本県の産業振興・経済成長が期待されており、将来の発展に向けた「よき流れ」が生まれています。

この効果を県内全域に波及し、最大化を図るため、社会資本等の整備をはじめ、渋滞対策や地下水保全、農林畜水産業との両立といった喫緊の課題解決に向けた取組みを引き続き全力で推進して参ります。

また、少子化・人口減少が大きな課題となる中で、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整える必要があるほか、被災者や病気、障がいをお持ちの方など様々な立場にある方々にも寄り添い、すべての人が自分らしく輝くことのできる社会を実現するための取組みも重要です。

このような様々な課題や地方創生の取組みを着実に進め、県民が主人公の「くまもと新時代」を切り開いていくためには、国の御支援が不可欠です。

国におかれましては、このたびの要望に対し、特段の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年11月

熊本県知事 木村 敬

熊本県議会議長 山口 裕

目 次

令和 2 年 7 月 豪 雨 関 連

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	4
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	6
鉄道の早期復旧に向けた支援	8
令和 2 年 7 月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援	10
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	13
被災地の産業復興に対する支援	16

熊 本 地 震 関 連

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	18
------------------------	----

半 導 体 産 業 集 積 関 連

半導体生産拠点等に対する支援	20
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	22
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの新たな支援制度の創設	24
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	25
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及び JR 豊肥本線輸送力強化に向けた支援	27
阿蘇くまもと空港の機能強化	29
半導体関連産業の集積促進に係る排水対策への支援	31
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	32
外国人材の受入環境整備	33
教育環境の整備と人材確保	35
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	37
代替農地での営農継続支援	38

内 閣 府

地方創生の推進	40
国土強靱化の推進	41
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進について	42
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	45
女性の社会参画の加速化	46
あさりの産地偽装対策に対する支援	47
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ恒久的な財源措置	48
こどもを安心して産み育てる施策の充実	49
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	52

総 務 省

地方税財源の充実確保	55
------------	----

文 部 科 学 省

質の高い教育の提供	57
特別支援教育に係る環境整備	59
誰一人取り残さない教育環境の実現	61
魅力ある学校づくりの推進	63
GIGA スクール構想の推進	65
教育環境の整備	66
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	67
安心して私立学校に通える教育環境の実現	68
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	69
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	70
選手育成と地域のスポーツ振興	71

厚 生 労 働 省

医療・介護・保育人材の確保・定着に向けた支援	73
長寿で安心して暮らせる施策の充実	74
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	77
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	81
公務員獣医師の確保	82
医療用医薬品等の安定供給の確保	83

農 林 水 産 省

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現	85
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	89
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化	90
中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援	94
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	96
赤潮被害対策への支援	98

経 済 産 業 省

災害からの着実な復興等に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	100
再生可能エネルギー施設の建設に伴う諸課題への対応強化のための交付金制度の創設	102

国 土 交 通 省

公共事業予算の安定的な総額確保	103
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等	104
阿蘇山直轄砂防事業の促進	105
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援	106
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	107
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	109
住宅耐震化の推進	110
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援	111
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援	112

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	114
熊本港の整備推進	115
八代港の整備推進	116
天草エアラインへの支援	117

環 境 省

ゼロカーボン社会の実現	118
水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興	120
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	122
有明海・八代海等の再生	123
国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援	126
「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援	127

警 察 庁

治安基盤の整備充実	128
-----------	-----

要望先省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省	
球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	1					○			○			○		○				
被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	4		○			○			○					○				
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	6					○			○			○		○				
鉄道の早期復旧に向けた支援	8					○								○				
令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援	10	○	○			○			○	○			○	○				
被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	13					○			○					○				
被災地の産業復興に対する支援	16					○			○			○	○		○			
熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	18		○			○			○	○		○		○				
半導体生産拠点等に対する支援	20								○				○					
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	22		○										○					
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの新たな支援制度の創設	24										○							
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	25	○	○						○				○	○				
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR 豊肥本線輸送力強化に向けた支援	27	○	○						○					○				
阿蘇くまもと空港の機能強化	29						○		○		○	○	○	○				
半導体関連産業の集積促進に係る排水対策への支援	31	○	○			○			○					○		○		
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	32	○	○			○			○				○					
外国人材の受入環境整備	33						○			○								
教育環境の整備と人材確保	35									○			○					
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	37												○			○		

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
代替農地での営農継続支援	38					○			○			○					
地方創生の推進	40	○	○		○	○			○								
国土強靱化の推進	41	○	○			○			○			○		○			
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進について	42	○	○					○	○	○				○			○
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	45		○							○							
女性の社会参画の加速化	46		○			○					○		○				
あさりの産地偽装対策に対する支援	47		○									○					
地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ恒久的な財源措置	48		○						○								
子どもを安心して産み育てる施策の充実	49		○			○											
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	52		○			○				○							
地方税財源の充実確保	55		○			○			○				○				
質の高い教育の提供	57									○							
特別支援教育に係る環境整備	59					○				○							
誰一人取り残さない教育環境の実現	61		○			○				○							
魅力ある学校づくりの推進	63									○							
GIGA スクール構想の推進	65									○							
教育環境の整備	66					○			○	○							
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	67									○							
安心して私立学校に通える教育環境の実現	68					○			○	○							

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省	防衛省
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	69									○							
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	70									○							
選手育成と地域のスポーツ振興	71									○							
医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援	73		○								○						
長寿で安心して暮らせる施策の充実	74										○						
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	77		○							○	○						
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援	81		○								○						
公務員獣医師の確保	82									○	○	○				○	
医療用医薬品等の安定供給の確保	83	○									○						
食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現	85											○					
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	89											○					
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化	90											○					
中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援	94											○					
燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策	96											○					
赤潮被害対策への支援	98					○						○				○	
災害からの着実な復興等に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	100		○			○			○				○				
再生可能エネルギー施設の建設に伴う諸課題への対応強化のための交付金制度の創設	102												○			○	
公共事業予算の安定的な総額確保	103					○			○			○		○			
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等	104		○						○					○			

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」の早期実現に向けた、球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」）の着実な実施

- 1 国の対策メニューの着実な実施
- 2 県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施
 - (1) 令和2年7月豪雨で被災した地域の日も早い安全・安心の確保のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地嵩上げ等の取組みを迅速かつ着実に進めていただきたい。
 - (2) 「流水型ダム」について、早期完成に向け、県としても国に最大限の協力を行うので、本体工事に向けた手続を着実に進め、工期短縮に努めていただきたい。また、安全・安心を最大化するとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るため、更なる環境影響の最小化に向け環境保全措置の具体化を進めていただくとともに、住民に対する丁寧な説明をお願いしたい。加えて、県が実施する「流域市町村や流域住民と一体となって事業の方向性や進捗を確認する仕組み」への対応を、引き続きお願いしたい。
 - (3) 「市房ダム再開発」について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進していただきたい。
 - (4) 土砂・流木流出防止や水源涵養機能を高めるなど、流域治水に資する森林整備・保全対策を強化していただきたい。また、近年、土砂流出に伴う河床の上昇や、川の濁りの長期化が発生していることから、調査・検討を含めた総合的な治山・砂防対策をお願いしたい。特に川辺川流域において、重点的な対策の実施をお願いしたい。
 - (5) 水系として一貫した河川整備が実施されるよう、引き続き、河川整備計画（県管理区間）との連携をお願いしたい。
 - (6) 河川環境の保全・再生など自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組みを推進していただきたい。
 - (7) 地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」に向けた取組みを推進していただきたい。
 - (8) 流域のあらゆる関係者の協働のもと「緑の流域治水」のダム本体工事を含む各取組みを推進するため、流域住民等の理解を深める周知・広報等の取組みについて、更なる推進をお願いしたい。特に、今後本格化するダム関連工事による地域への影響緩和について、説明を含む丁寧な対応をお願いしたい。
 - (9) これらの対策を推進するため、「防災、減災、国土強靱化5か年加速化対策」に係る国土強靱化地域計画の実施に必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内のできるだけ早い時期に策定し、必要な予算・財源の別枠での確保をお願いしたい。
- 2 河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県、市町村対策メニューへの技術的、財政的支援
 - (1) 県、市町村が取り組む次の対策メニューについて、支援対象の拡大等をお願いしたい。
 - ① 今年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」の延長及び来年度末に期限を迎える「緊急自

然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。

- ② 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう、支援対象の拡大等の積極的な支援をお願いしたい。
- ③ プロジェクトに掲げる雨庭などの雨水貯留、浸透施設の整備について、経済的比較に関わらず流域貯留浸透事業の対象とし、補助率の嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的支援をいただきたい。
- ④ 「田んぼダム」の取組みについて、多面的機能支払による取組面積に応じた交付や単価の引上げ等、補助事業の柔軟な運用や取組みの継続に必要な十分な予算確保等、取組みを普及・継続させる支援をお願いしたい。畦畔整備について、農家負担の軽減のため、流域治水対策ガイドラインの適用対象としていただきたい。また、流域治水と連携した森林整備及び治山施設の整備を着実に推進するため、事業実施に必要な十分な予算確保をお願いしたい。
- ⑤ 「被害最小化」に向け、球磨川流域において、これまで県では水災保険料に対する補助を実施しているが、流域の治水安全度を踏まえると、引き続き、水災保険への加入を促進する必要がある。水害リスクの高い地域における水災保険料補助等に対する財政的支援をお願いしたい。
- ⑥ 球磨川と支川の合流部で内水氾濫が発生する箇所について、内水被害軽減に向けた積極的な支援をお願いしたい。

項目	現行制度等	要望内容
①予算の確保	事業名：緊急浚渫推進事業、緊急自然災害防止対策事業	○期限の延長
②宅地嵩上げ	事業名：土地利用一体型水防災事業 交付対象：現に存する住家又は現に建築の 工事中の住家のみが対象	○交付対象の建物用途の拡充による支援
③雨水貯留・ 浸透施設	事業名：流域貯留浸透事業 交付対象：通常の河道改修方式と比較して 経済的で4要件のいずれかに該当する事業 補助率：1/3	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
④農林水産 分野の取組	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野の取組みを推進するための財政的支援
⑤水災保険 加入促進	なし	○水災保険料補助に対する財政的支援
⑥内水対策	防災安全交付金（下水道）等	○被害軽減に向けた積極的支援

- (2) 国土強靱化5か年加速化予算等による別枠の財政的支援の継続及び、流域治水の一環として新たに取組む県、市町村対策メニューの着実な実施に必要な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 令和2年7月豪雨は、球磨川流域で観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により52名が亡くなられ、家屋流出、国道や鉄道などの17橋梁が流出する等、甚大な被害が発生。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和3年12月、気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更を実施。令和4年8月、河川整備計画を策定。
- 河川整備基本方針検討小委員会において、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と配分流量が示され、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対し、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位は超過することが明らかとなった。
- 令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みを推進していく必要がある。

- また、これらの取組みの加速化のためには、広く県民に「流水型ダム」を含む「緑の流域治水」の理解醸成を図るとともに、安定的な予算の確保が必要である。
- 「流水型ダム」については、令和17年度の事業完了を目指し、ダム本体の調査・設計・模型実験や、関係者との協議等に取り組んでいただいている。
- そのような中、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、本年7月に「流水型ダム」を前提とした「“ひかり輝く”五木村振興計画」を国、県、村の三者で確認し、また、環境アセスメントについては、令和6年10月に評価レポートが公表されたことで、一連の手続きが完了した。令和9年度の本体着工に向けて「流水型ダム」については新たな局面を迎えることになる。
- 現在もなお、約370名の方々（R6.9末時点）が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住まいの再建と球磨川流域の安全・安心の確保に資する取組みを加速化する必要がある。
- 「緑の流域治水」の更なる推進による1日も早い安全・安心の実現と、若者が“残り・集う”産業・雇用の創出に向け、「流水型ダム」をはじめとする「緑の流域治水」の推進と、五木村・相良村振興、被災市町村の復興を尚一層推進する必要がある。

被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

【提案・要望の内容】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 球磨川水系流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減を図るまでに相当の時間を要する地域等において、個別に高台移転や治水対策後水位を踏まえた高さまでの宅地かさ上げ等の安全対策を希望する住民への支援制度を創設いただきたい。
 - (2) 宅地嵩上げ安全確保事業については、河川事業とまちづくり事業による嵩上げを一体的に実施する必要がある。令和5年度から、それぞれの事業主体が協定を締結し、本格的に工事に着手しており、引き続き、必要な予算措置及び技術的支援に特段の配慮をお願いしたい。
 - (3) 八代市坂本町や芦北町をはじめとする、球磨川中流域での輪中堤・宅地かさ上げの実施にあたり、整備後の内水対策、避難路整備等の新たな課題に対する技術的支援等について、引き続き、特段の配慮をお願いしたい。
- 2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮
 - (1) 人吉市における被災市街地復興土地区画整理事業をはじめ、各市町村の復興まちづくり計画に位置付けられた取組みを着実に進めるため、被災自治体の負担軽減や予算確保等の支援をお願いしたい。
 - (2) 復旧から復興に向けた取組みの進展に伴い、市町村の復興まちづくり拠点施設整備や新たに整備される遊水地の平常時の利活用等のハード対策のほか、地域コミュニティの維持・再生に必要なまちづくり組織の設立及び人材の育成・確保等のソフト対策への支援を、引き続き、お願いしたい。
 - (3) 球磨川流域市町村では、将来の災害に備えるため、河川防災ステーション等の地域防災拠点の整備に向けた検討が進められており、早期整備に向けた特段の配慮をお願いしたい。
 - (4) 市町村で災害公営住宅の整備が進められており、将来の市町村の財政負担軽減のため、災害公営住宅家賃低廉化事業について、引き続き、十分な予算措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今次洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等
 - (1) 令和2年7月豪雨で甚大な被害が発生した球磨川流域市町村においては、住民の意向を踏まえながら、新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みが進んでいる。しかし、流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減までには相当の時間を要するため、更なる人口減少や地域の衰退が懸念されている。今次洪水からの1日も早い生活再建や市街地及び集落再生を進めるためにも、高台等への移転や安全対策等を行う住民に対する支援が必要である。
 - (2) 球磨村や八代市坂本町、芦北町などの球磨川中流域は、数戸から数十戸の集落が多数点在し、集落同士が1 km以上離れている個所もある。そのような点在する集落の宅地かさ上げに当たっては、国道219号や公民館等の公共施設を一体的にかさ上げ、従前の地域コミュニティを維持していくことが必要である。令和5年2月の球磨村神瀬地区を皮切りにかさ上げ

事業に着手しているが、引き続き、球磨川流域の事業推進を図ることが必要である。

- (3) 球磨川中流域では、輪中堤・宅地かさ上げが計画されているが、後背地の内水対策や高台への避難路整備など、治水対策後に新たに生じる課題についても、対応していく必要がある。

2 復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

- (1) 令和3年度までに策定した「復興まちづくり計画」(八代市、人吉市、相良村、球磨村)に位置付けられた取組みを着実に実施するためには、被災自治体の負担軽減や予算確保等の支援が必要である。

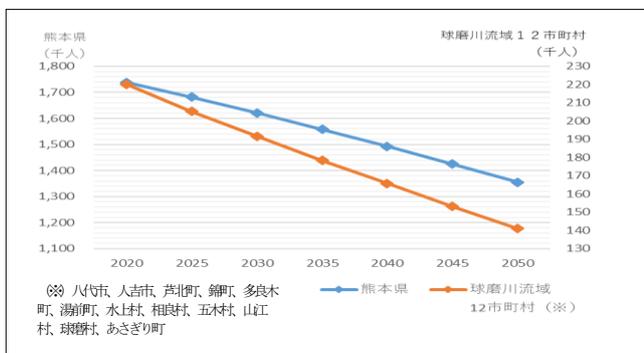
中でも、球磨川の“かわまちづくり”とも連携して取り組む人吉市における被災市街地復興土地区画整理事業については、被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、計画期間内に確実に完了する必要があることから、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援が必要である。

併せて、人吉市の被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市防災推進事業等の復興事業について、熊本地震と同水準の交付税措置の継続や予算確保が必要である。

- (2) 令和2年7月豪雨から4年が経過し、人吉市では新たに復興まちづくりデザイン会議が設置され、公民連携まちづくりに向けた取組が開始するなど、各市町村では「復興まちづくり計画」に位置付けられた事業が本格化しているところである。また、被災市町村では令和2年7月豪雨を契機とした人口減少が深刻化していることから、復興まちづくり事業が急務となっている。現在、各市町村では、かわまちづくり等と連携した拠点施設整備や流域治水プロジェクトに基づき整備が予定されている遊水地の平常時の利活用の検討が進められている。このほかにも湯前町では、令和7年度中のくま川鉄道の全線運転再開を見据え、湯前駅周辺での創造的復興に資する拠点施設の整備の検討が進められているが、財政基盤が脆弱であり、技術的ノウハウもないことから、支援が必要である。

また、これらの拠点施設の整備と併せて、地域コミュニティを維持するためには、まちづくり組織の設立や核となる人材の育成・確保等を早期かつ強力に進めることが必要である。

- (3) 球磨川流域各市町村では、今次洪水を見据えた防災・減災に資する拠点整備が必要である。しかし、具体的なノウハウ等を有していないため、国において球磨川沿いに「河川防災ステーション」を早期に整備していただくなど、特段の配慮が必要である。
- (4) 災害公営住宅については、国からの財政支援をいただき、各市町村で着実に事業が進められている。入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、引き続き、各市町村の財政負担軽減のため十分な予算措置が必要である。



本県及び球磨川流域12市町村の人口推計
(国立社会保障・人口問題研究所データより)



球磨川渡地区遊水地事業 (R6.9 着工) 完成イメージ
※球磨村において平常時の利活用を検討中

新たな流水型ダムにおける水源地域の振興

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び川辺川上流域の安全・安心確保と新たな振興策の推進
- 2 流水型ダムの建設地となる相良村の振興への特段の配慮
- 3 水源地域整備計画の継続的な実施と流水型ダムへの転換に伴う計画変更への特段の配慮

【提案・要望の内容】

1 令和6年4月21日の五木村村民集会において、村長が、「流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つべき」と表明。7月16日には、『“ひかり輝く”新たな五木村振興計画』の一部改訂等に関する確認式』を開催し、村、県、国の三者で、流水型ダムを前提とした新たな五木村振興をスタートさせることを確認した。引き続き、国・県・村が一体となった取り組みを進めていただきたい。中でも、村から要望が強い平場の確保や付替村道の整備などの生活再建基盤整備について、特段の配慮をお願いしたい。併せて、新たな流水型ダムの整備に係る環境影響等についても、引き続き、五木村・相良村に対して丁寧な説明をお願いするとともに、更なる環境影響の最小化に向けて検討いただきたい。

また、早期に川辺川上流域に住む五木村民の安全・安心を確保するため、必要な河川整備や土砂・流木対策についても、引き続き、国・県で一体となった取り組みを進めていただきたい。

併せて、県及び五木村が実施する村の振興に必要な事業に対し、引き続き、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

2 新たな流水型ダムの建設地となる相良村の振興についても、村から提案があった振興策について、国・県・村が一体となった取り組みを進めていただきたい。

特に、県や村が実施する各種基盤整備等の事業に対し、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

3 水源地域となる五木村・相良村においては、水源地域整備計画の前提となる川辺川ダム事業が貯留型ダムから流水型ダムに変更され、今後、計画の変更手続きが必要となる。計画の変更にあたっては、流水型ダムへの転換に伴う基礎条件の変化やダム事業の長期化に伴う対応、球磨川水系河川整備計画の基本理念として位置づけられている「緑の流域治水」に関連する取り組みやデジタル化などの社会状況の変化等を踏まえ、五木村頭地地区周辺の水没予定地の利活用や社会インフラの整備など、水源地域の振興に不可欠な取り組みを追加するとともに、補助率のかさ上げや財政措置など特段の配慮をいただきたい。

また、水源地域の住民の生活の安定と福祉の向上を図るためにも、指定された水源地域外で実施する事業の追加についても、法第5条ただし書きに基づき、特段の配慮をいただきたい。

【現状・課題】

- 昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表以降、村の中心部が水没予定地となった五木村では、村民の村外移転等による人口減少と少子高齢化が著しく進んでいる。(R6.7時点＝人口：945人、高齢化率：50%)
- 二度の方針転換により、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村においては、県・村による村の生活再建事業を着実に進めるため、引き続き、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 JR肥薩線の復旧に対する支援
- 2 くま川鉄道の復旧及び代替バス運行に対する支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) JR肥薩線については、復旧費用が約 235 億円と JR九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれる。更に復旧後の持続可能な運行を確保するために、令和5年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付けられた「地域公共交通再構築」の対象経費の幅広い適用や過疎債の特別な配慮など、国による強力な財政支援をお願いしたい。
(2) 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ、財政的な負担が極めて大きいため、地方債の適用などの財政支援の拡充をお願いしたい。
- 2 (1) くま川鉄道については、「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の活用による鉄道復旧を進めているが、復旧には複数年かかる見込み（令和7年度中の全線運転再開目標）であり、引き続き国の財政支援をお願いしたい。
(2) 全線復旧するまでの間、代替バスの運行を継続する見込みであることから、引き続き運行経費に対する財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) JR肥薩線の復旧を巡る協議の状況
 - ・概算復旧費 約 235 億円 (R4. 3. 23 JR九州公表)、被災件数 450 件
(球磨川第1橋梁・第二球磨川橋梁の流失、鎌瀬駅～渡駅間で土砂流入・道床流出等)
 - ・国、県、JR九州で構成する「JR肥薩線検討会議」の開催 (R4. 3. 22、R4. 5. 20、R4. 12. 6、R5. 6. 28、R5. 12. 13、R6. 2. 13、R6. 4. 3、R6. 6. 18)
河川や道路の公共事業との連携による復旧費の圧縮及び復旧後の在り方の検討
 - ・県・地元市町村で構成する「JR肥薩線再生協議会」の開催 (R4. 4. 18、R4. 6. 6、R4. 10. 7、R5. 6. 22、R5. 11. 24、R6. 2. 28、R6. 6. 6)
 - ・県及びJR九州の間で、鉄道での復旧に向けた基本的な事項について合意 (R6. 4. 4)
令和6年度末の最終合意に向け、復旧方策や持続可能な運行に向けた利用促進策などについて検討
- (2) 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。

項目	現行制度等	要望内容
鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの財政支援拡充

2 (1) くま川鉄道

- ・概算復旧費 約50億円、被災件数 55件
 (人吉温泉駅の土砂流入等、車両浸水、球磨川第四橋梁流出(川村～肥後西村駅間)等)
- ・R3年度から「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」(補助率：国1/2、地元1/2)を活用し、災害復旧工事を実施中。
- ・R4.6月「令和7年度中の全線運転再開を目指す」ことを鉄道事業者が発表。
- ・R5.1月 球磨川第4橋梁の復旧工事着工
- ・R6.7月 上下分離後に第3種鉄道事業を担う「一般社団法人くま川鉄道管理機構」を設立。

<災害復旧事業費負担割合>

「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の地方自治体分の負担割合については、熊本県と地元10市町村が1：1の割合で負担

【国 1/2】	【地方自治体 1/2】	
	県 1/4	地元10市町村 1/4

(2) くま川鉄道は、比較的被害の少なかった「肥後西村駅～湯前駅」間において、令和3年11月28日に部分運行を再開した。

しかし、流出した球磨川第4橋梁を含む「人吉駅～肥後西村駅」間の復旧は、令和7年度までかかる見込みであり、次年度以降も同区間の代替バス運行を継続する予定。

項 目	現行制度等	要望内容
代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域鉄道路線代替輸送事業」 (1/3補助) R3.1.4～ 「地域公共交通確保維持改善事業(フイーダー系統補助)」	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた特別な財政支援

提案・要望事項【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

- 1 地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための財政支援の継続
- 2 学校施設の安全安心な復旧に向けた財政支援
- 3 固定資産税等の特例期間の延長
- 4 応急仮設住宅の供与期間の更なる1年間の延長とそれに伴い必要となる財源の確保

【提案・要望の内容】

1 本県の「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置をお願いしたい。

① 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対応が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として各種支援策を実施しており、被災市町村においては財政負担が生じている。引き続き、県及び財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に向けた取組みが着実に実施できるよう、特別交付税において特段の配慮をいただきたい。

(主な事業)

木造仮設住宅利活用等支援事業、すまいの安全確保支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業など

② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例適用の実現に向けて御配慮をいただきたい。

(「鉄道の早期復旧に向けた支援」で再掲)

③ くま川鉄道の被災に伴う代替バス運行による通学支援については、発災直後から支援措置を継続いただいているが、鉄道の復旧は令和7年度までかかる見込みのため、国庫補助に係る拡充・予算確保とともに、特別交付税の確実な措置を継続していただきたい。

(「鉄道の早期復旧に向けた支援」で再掲)。

2 被災を契機として義務教育学校へ再編する学校施設については、新築復旧による復旧相当額を措置するなど特別な財政支援をお願いしたい。

3 復興関連の公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者や事業再開できない被災事業者に対して、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地特例、被災代替家屋特例、被災代替償却資産特例による軽減を図る必要があるため、特例期間の延長をお願いしたい。

4 応急仮設住宅の供与期間について、公共事業の影響により自宅が再建できない等、やむを得ない理由により供与期間内に退去できない世帯があるため、それらの世帯に対し更なる1年間の供与期間延長をお願いしたい。

また、それに伴い必要となる財源の確保も併せてお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県は、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加する見込み。被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

2 球磨村では令和2年7月豪雨により渡小学校が被災したことを契機として、球磨村内3校の小中学校を再編し、令和6年4月に既存施設を利用した施設分離型の義務教育学校「球磨清流学園」が開校した。

今後計画される施設一体型の義務教育学校を建設する場合においては、被災した渡小学校の新築復旧相当額を措置するなど特別な財政支援が必要である。

3 今後も、公共工事の未完了等により、住宅再建に着手できない被災者や事業再開できない被災事業者が見込まれることから、固定資産税等の特例期間の延長により、被災者及び被災事業者の負担軽減の必要がある。

課税年度		R3	R4	R5	R6	R7～
被災住宅用地特例 (固定資産税を1/6 都市計画税を1/3)	復興推進 地域外	法による特例期間		税制改正 による延長		特例期間の延長
	復興推進 地域内	法による特例期間				特例期間の延長
被災代替家屋特例 (固定資産税・都市計画税 被災家屋の 床面積相当分を1/2)	全域	法による特例期間				特例期間の延長
被災代替償却資産特例 (固定資産税 代替取得した償却資産の 課税標準額を1/2)	全域	法による特例期間				特例期間の延長

4 令和2年7月豪雨における被災者のうち、令和6年9月末現在で、119世帯237人が応急仮設住宅での生活を送っている。現在、災害救助法の特別基準により、3回目の延長（4年を超えて5年目）が認められているが、以下の理由により供与期間内に退去できない被災者がいるため、更なる1年間の供与期間延長（5年を超えて6年目）が必要である。

<応急仮設住宅を退去できない理由>

- ・ 再建地が宅地嵩上げ、遊水地・引き堤事業に係る宅地造成事業、被災市街地復興推進地域の土地区画整理事業等の公共事業の影響を受け、自宅再建ができない。
- ・ 災害公営住宅が未完成で再建先に転居できない等。

(参考) 応急仮設住宅の入居状況及び事業費

① 応急仮設住宅の入居状況 (R6. 9. 30 現在)

区分	戸数	人数
建設型応急住宅	79	164
賃貸型応急住宅	40	73
計	119	237

② 応急仮設住宅設置等費用

単位：億円

区分		令和4年度 実績額	令和5年度 実績額	令和6年度 見込額
建設型応急住宅		0.9	1.6	1.5
賃貸型応急住宅		2.1	0.7	0.3
計		3.0	2.3	1.8
財源 内訳	国費	1.5	1.15	0.9
	一財	1.5	1.15	0.9
※国庫負担率		50%	50%	50%

※建設型応急住宅は、延長による再リース料、改修費、維持管理費、土地賃借料、解体復旧費
賃貸型応急住宅は、家賃、共益費、保険料。

被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備に係る予算の総額確保
- 2 復興係数及び復興歩掛の継続
- 3 球磨川に架かる橋梁9橋及び道路復旧方針に基づく兩岸の国道・県道・市町村道の災害復旧事業について、国の直轄権限代行による一日も早い完成
- 4 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 復旧・復興工事を着実に進め、安全・安心な社会基盤の形成を図るため、円滑な施工体制の確保に必要な復興係数及び復興歩掛の継続をお願いしたい。
- 3 球磨川に架かる橋梁9橋並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光を支える重要な道路であり、道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある創造的復興と一日も早い完成をお願いしたい。
- 4 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 令和2年7月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で3,620箇所、約812億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計20箇所、約120億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保が重要である。



被害状況（令和2年7月時点）



復旧状況（令和5年6月完了）

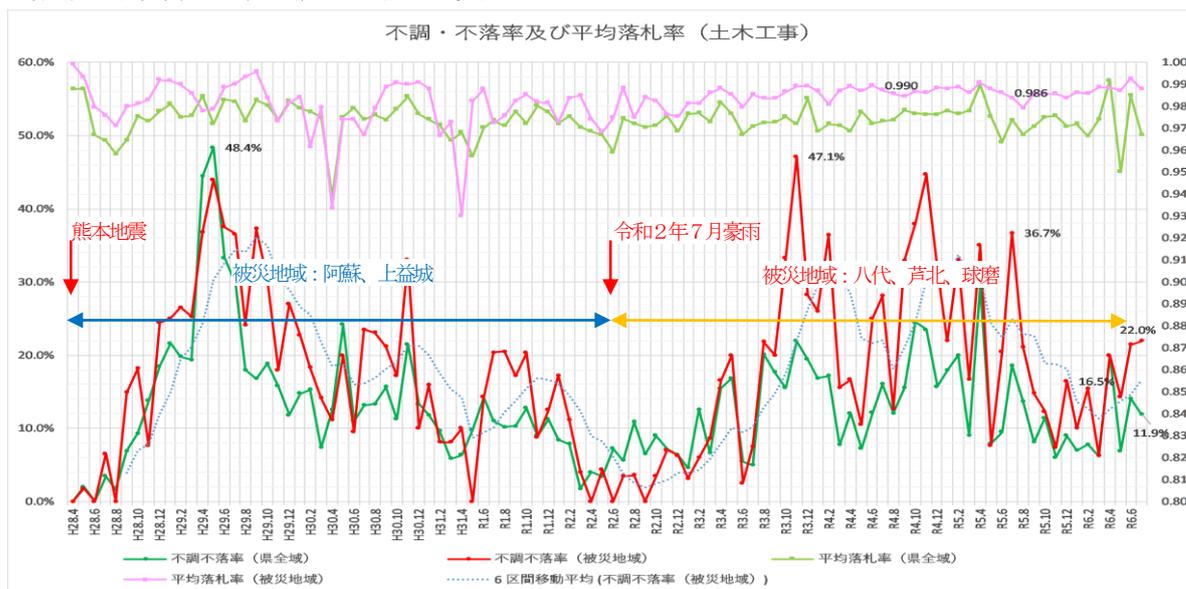
県管理の万江川（山江村）における復旧状況

2 熊本地震からの復旧・復興工事が収束を迎える矢先での県南地域を中心とした令和2年7月豪雨災害対応や、TSMCをはじめとする半導体関連産業の工場建設の影響も加わり、技術者、労働者不足や資材調達環境の悪化が継続している。さらに、半導体関連産業の集積に伴い、道路や下水道など社会インフラ整備を今後5年間で集中的に実施するため、より一層資機材確保の難航が予想される。

また、令和2年7月豪雨や令和5年梅雨前線豪雨による復旧・復興工事の本格化に加え、半導体関連企業集積地周辺の道路網整備に伴い、今後、数百万m³の掘削土砂搬出が見込まれており、慢性的なダンプトラック不足と捨土場所不足による土工全般の作業効率低下に伴う費用増大が懸念される。

これまで、令和2年度から5回に渡る入札制度の改定を行い、様々な不調・不落対策に取り組んできたが、現在も不調不落が発生しているため、復旧工事の完了はもとより、政府が進める経済安全保障政策を円滑に進めるうえでも、円滑な施工体制の確保（確実な技術者、労働者及び資材等の確保と被災地域外企業の入札参加促進）の観点から、復興係数及び復興歩掛の継続が必要である。

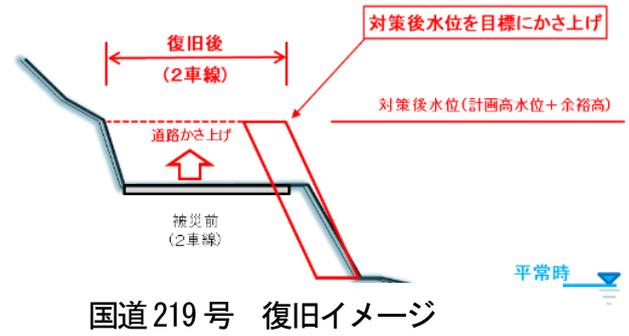
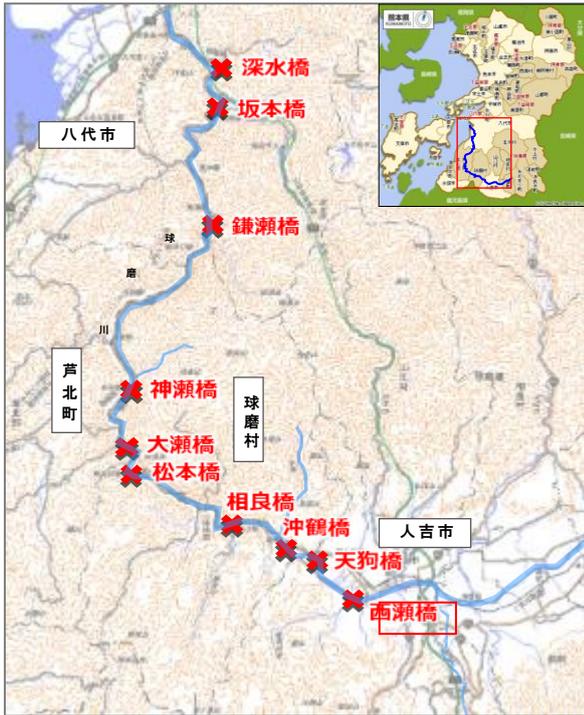
○ 熊本地震以降の入札不調・不落率の状況



3 豪雨により被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町村道約 100 km については、国による直轄代行として復旧事業に取り組んでいただいている。

橋梁の本復旧については、令和5年2月に、西瀬橋が完成し、また、残り9橋についても坂本橋、沖鶴橋及び大瀬橋の上部工架設に着手するなど、本格的な復旧工事が推進されている。

国道219号では、令和3年7月末に県道芦北球磨線の大野大橋から人吉方面の一般車両通行が可能となっており、現在、八代方面と人吉方面とをつなぐ道路ネットワークの確保に向けて着実に復旧工事が進んでいる。また、令和4年3月には、国道219号及び対岸道路について、リダンダンシーの確保や集落の孤立を回避する復旧方針が示され、創造的復興へ向けた取組みが着々と進められている。



国道219号 復旧イメージ



国道219号 坂本橋施工状況
(令和6年9月)

4 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和6年度は、八代復興事務所に職員37人を配置していただいている。

今後も気候変動の影響により、大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

被災地の産業復興に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」による被災企業等の復興に係る予算の確保
- 2 農林水産業関連施設の早期復旧に向けた所要額の確保と柔軟な事業実施への配慮
- 3 観光関連産業の復興に向けた支援の継続

【提案・要望の内容】

- 1 「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の事業実施にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。
- 2 農林水産業の復旧・復興に向けて、令和7年度以降も事業に取り組む必要があるため令和6年度補正予算や令和7年度当初予算等において、復旧・復興に必要な予算の確保等をお願いしたい。また、長期化している事業の進捗状況に応じて、繰越や計画変更の要件緩和など、柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、県としても重点交付金を活用した観光需要回復支援事業や「人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略」に基づき、地域資源を活かした観光地域づくりなどを実施してきたが、引き続き被災地復興の取組を要することから、国による継続的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公共事業の影響など本人の責によらないやむを得ない事情によって令和7年度以降の申請とならざるを得ない事業者や、令和5年度までに交付決定した事業者の中に建設資材や設備の供給遅れなどにより令和6年度中に復旧が完了しない事業者が存在することが想定されることから、すべての被災事業者の再建が完了するまで必要な予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。
- 2 令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及ぶ状況であり、現在も国から措置いただいた支援策を活用し、緑の流域治水の理念の下、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、不調・不落の発生や河川工事等との工程の調整を要し、復旧工事が完了するまで長期間を要するため、復旧工事の進捗に合わせた十分な予算の確保が必要である。
また、残工事の多くが大規模な農業用施設や山間地の治山・林道施設で、現場で不測の事態が生じる可能性があることから、予算の繰越や計画変更の要件緩和など、状況に応じた柔軟な対応が必要である。
- 3 JR肥薩線の運休や基幹国道である219号の一部不通など交通アクセスの復旧などは道半ばであり、災害からの復興を成し遂げるには、まだ時間を要する。
被災した宿泊施設は全て再開を果たしたが、宿泊者数は戻り切れておらず、被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、未だ復興には至っていない。

【被災地の観光産業支援の取組状況】

項 目	活用している補助金等
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地を対象とした観光需要回復支援 ・被災地域の受入環境整備 	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の賑わい創出や誘客促進の取組支援 ・被災地域の受入環境整備や体験型旅行商品の造成支援 	デジタル田園都市国家構想交付金
球磨焼酎リブランディングの取組支援	酒類業振興支援事業費補助金〔国税庁〕
	日本産酒類海外展開支援事業費補助金〔国税庁〕

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続
- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等
 - (1) 熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続
 - (2) 大切畑ダムの復旧事業に係る財政支援の継続
 - (3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業に係る財政支援の継続
 - (4) 益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）に係る財政支援の継続等

【現状・課題・要望内容等】

- 1 復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

熊本の将来の発展に向けて、創造的復興を加速するため、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。

- 2 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等

(1) 熊本城の復旧事業

熊本城の復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は令和34年度(2052年度)となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

項目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続	①建造物保存修理事業：90% (通常65%+災害復旧20%嵩上げ+5%嵩上げ) ②史跡整備事業：75% (通常50%+災害復旧20%嵩上げ+5%嵩上げ)	熊本城の復旧終了まで、災害復旧20%と5%嵩上げの継続的な財政支援

(2) 大切畑ダムの復旧事業

令和8年度供用開始に向け、着実に工事を進める必要があるため、令和6年度以降も引き続き十分な予算確保をお願いしたい。

(3) 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業

入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。

また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担

軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

(4) 益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、県が町に代わって施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約28.3ha：467画地）は、令和9年度の事業完了に向け、約9割の仮換地指定が完了し、また、益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線4車線化、約3.2km）は、令和7年度末の全線供用に向け、これまでに4車線化を終えた起点側から約1.6km区間を供用し、用地に関して全270名の地権者との契約締結を完了するなど、其々、着実に事業は進んでいる。

町においても、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、さらに、これら道路ネットワークをはじめとするインフラ整備と合わせて、まちづくり会社による「にぎわいの核施設」の整備等を官民連携して進めている。

被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、熊本地震からの創造的復興に関する取組みは、計画期間内に確実に完了する必要があることから、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援をお願いしたい。

【復興まちづくり事業の進捗状況】



益城中央被災市街地復興土地区画整理事業



益城中央線街路整備事業
益城町惣領地区（令和6年4月供用開始区間）

半導体生産拠点等に対する支援

要望事項

【財務省、経済産業省】

半導体生産拠点等に対する補助事業の継続及び拡充等の財政的支援

【要望内容】

国が推進する半導体の安定供給の確保に向けた取り組みについて、必要な補助事業の継続とともに、半導体関連産業の更なる集積を進めるため、既存補助制度の要件緩和や、後工程生産拠点や産学官連携を目指す大学・研究機関も補助対象とする補助制度の創設等、財政的支援をお願いしたい。また、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、地権者の土地売却益に所得控除を設ける税制を創設いただきたい。

【現状・課題】

- 1 半導体工場の建設には多額の投資が必要となるが、その分、経済効果も大きく、税収の増加にも寄与するもの。また、雇用効果も大きく、地域の活性化が期待できるため、県としては半導体関連産業の更なる集積に向けて取り組んでいる。
- 2 本県へ第2工場の立地が決定しているJASMに対しては、今後第3工場の立地も見据えて、誘致活動に取り組んでいる。半導体を巡る経済安全保障の強化という意味でも、国内での投資についてさらなる期待が寄せられているところであり、必要な補助事業を継続いただきたい。
- 3 需要の増加や地政学的な問題による半導体不足の影響により、半導体サプライチェーンの脆弱性が国民生活に影響を与えるリスクが明らかになる中、半導体、製造装置、部素材、原料生産拠点の設備投資に対する補助事業が国により実施されている。しかし、令和5年度補正予算（経済産業省）において計上された、「経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業」では、県内では、例えば、昨年度三菱電機が計画していたパワー半導体への投資（総額1,000億円）については、事業費2,000億円以上という要件が厳しく、補助対象とならない状況。半導体の安定的な供給のために、補助制度の要件を緩和いただくなど、より幅広い生産拠点への支援をお願いするとともに、今後の三菱電機等による追加投資を後押しするため、優先採択等により積極的に支援いただきたい。
- 4 本県に立地しているソニーセミコンダクタマニュファクチャリングはJASMのロジックICの大口の需要家でもあり、同社が生産するセンサデバイスはJASMのロジックICと併せてスマートフォンに採用されるなど重要な生産拠点である。中長期的には、日本が目指すべき安全安心な未来社会を実現するため、Society 5.0を実現するキーデバイスとなるべく医療、自動運転、スマートファクトリー、スマートシティ向けのイメージセンサの量産技術を確立し量産していく方針であり、経済安全保障の観点からも重要である。今後本県における追加投資が期待されており、既存の補助制度における優先採択等により積極的に支援いただきたい。
- 5 近年、半導体の微細化による性能向上が限界に近づいている中、チップレット技術の確立等、微細化以外の技術も著しく進化し、後工程技術の重要性が高まっている。国内における半導体の安定供給を確保するためには、すでに補助制度を措置いただいている前工程だけでなく、後工程

も含めて製造基盤を整備する必要があるため、後工程生産拠点への財政的な支援制度の創設をお願いしたい。

- 6 くまもと版サイエンスパークの整備は、産学官の連携による技術革新の促進や人材確保等の観点から極めて重要であるため、半導体関連企業の製造拠点に対する支援だけでなく、半導体産業の集積拠点における産学官連携を目指す大学・研究機関の立地についても、補助の対象とできるよう対策をお願いしたい。
- 7 企業の進出にあたり必要となる産業用地の確保に向けて、民間の開発事業者による無秩序な開発を抑制し、用地整備を迅速化するため、自治体による用地整備と同様に、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける制度の創設をお願いしたい。また、その際の自治体との連携においては、用地整備を行う者が、自治体とともに、当該地域で現に土地を使用しなりわいとしている者に対し、例えば農業者の営農継続に向けた代替農地の確保など、適切な配慮を行うことを条件としていただきたい。

熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援

要望事項	【内閣府、経済産業省】
<ol style="list-style-type: none">1 地場企業の半導体サプライチェーン参入に向けた支援2 中堅・中小企業が人材不足等の課題に対応し成長していくための省力化及び生産性向上に関する支援3 中堅・中小企業が成長するための支援機関に対する支援	

【提案・要望の内容】

- 1 TSMC進出を始めとする半導体関連企業の集積に伴う地場企業の取引拡大に向けて、地場企業の半導体関連の技術力向上に繋がる研究開発や設備投資への支援の継続をお願いしたい。TSMCなど大手半導体関連企業やそのTier 1、Tier 2との取引拡大に資する展示会の開催や技術マッチングプロジェクトの実施について支援をお願いしたい。
- 2 JASM第1工場の令和6年末までの稼働を控え、本県で顕著化している人手不足等の課題解決のため、中堅・中小成長投資補助金（中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金）の継続及び拡大をお願いしたい。また、企業の成長フェーズに応じた支援をお願いしたい。さらに、DXを含めた設備支援の強化及び自治体における中堅・中小企業支援施策の財源としているデジタル田園都市国家構想交付金の継続活用等についての配慮をお願いしたい。
- 3 半導体関連企業の集積が進みつつある本県において、半導体分野等における目まぐるしい技術発展に中堅・中小企業が追従し、TSMCなど大手半導体関連企業やそのTier 1、Tier 2との取引を拡大するためには、公設試験研究機関（熊本県産業技術センター）による中堅・中小企業への技術支援が重要であり、公設試験研究機関が行う最新機器導入に対する補助金の創設もしくはデジタル田園都市国家構想交付金の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 2024年4月の民間調査によると、TSMCが日本進出を発表した2021年11月以降、国内でTSMC関連取引を開始した企業は一定の増加が見られるものの、そのほとんどが関東の企業であり、九州の企業は6社にとどまっている。この調査は、地場企業にとってTSMCなど大手半導体関連企業のサプライチェーンへの参入障壁が高いことを示すものであり、県内の商工団体等からも参入に向けた支援強化の要望を受けている。

TSMCなど最先端技術を有する大手半導体関連企業と取引をするためには、地場企業が最先端技術に見合う技術力を獲得する必要があるため、そのための研究開発や設備投資に対する一層の支援が不可欠である。

加えて、地場企業の半導体サプライチェーンの参入は、県経済の更なる活性化だけでなく、経済安全保障の観点からもサプライチェーンの強靱化に繋がり、国内の半導体の安定供給に大きく寄与するものである。行政としても、地場企業の手半導体関連企業との取引拡大に向けた取組みの強化が必要である。

2 J A S M第1工場の令和6年末までの稼働を控え、県内の中堅・中小企業、とりわけ製造業においては、人手不足が顕著化しており、その解決には、最新設備の導入やD X化による省力化及び生産性向上が重要である。また、新たに定義された中堅企業等を対象とした中堅・中小成長投資補助金は、採択倍率が約9.0倍とハードルが高く、県内企業では3社のみの採択であった(採択倍率及び採択社数は、1次公募及び2次公募の合計)。

3 県の公設試験研究機関である熊本県産業技術センターでは、県内中小企業に対する技術支援を行っているが、財源確保の問題で機器更新が進まず耐用年数を超えて使用しているものが200機以上あり、また必要な仕様を満たしていない機器もある。一方で、機器導入にはデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を一部活用しているものの、ハード事業経費に総事業費に対する割合等の制限があり、必要な機器導入を進められていない。

当センターでは、T S M C進出決定後、半導体関連の技術相談件数は増加傾向にあり、県内半導体サプライチェーン網の強化等のために最新技術に対応した機器を導入し、目まぐるしい技術発展に追従していく必要がある。

	2021年 (社数)	2024年 (社数)	増減 (社数)	2024年 構成比 (%)
北海道	0	0	0	0.0%
東北	26	26	0	5.5%
北陸	3	3	0	0.6%
関東	194	229 [▲]	+35	48.6%
中部	11	14 [▲]	+3	3.0%
近畿	38	38	0	8.1%
中国・四国	8	8	0	1.7%
九州・沖縄	147	153 [▲]	+6	32.5%
合計	427	471 [▲]	+44	100%

(TDB Business View 2024年4月10日記事、
TDB熊本支店特別企画 2021年11月19日記事を基に作成)

産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援

要望事項	【厚生労働省】
職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（熊本県立技術短期大学校）における半導体関連産業の人材育成及び職業能力開発施設の拠点化への財政支援の継続	

【提案・要望の内容】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（熊本県立技術短期大学校）における半導体関連産業の人材育成に要する経費（ソフト経費（講師人件費、外部講師謝金等）、ハード経費（設備整備等））、また、同様の公共職業能力開発施設（熊本県立高等技術専門校）の職業能力開発施設の拠点化のためのハード経費に対して、離職者等職業訓練費交付金（運営費交付金）や職業能力開発校設備整備費等補助金（施設整備費等補助金）の十分な予算確保など、引き続き財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

県内産業界における人手不足が深刻となる中、産業人材の育成・確保は喫緊の課題であり、本県では、熊本県立技術短期大学校及び熊本県立高等技術専門校において、熊本の将来を担う産業人材の育成に取り組んでいるところである。

そのような中、TSMC進出に伴い我が国の経済安全保障の一翼を担うため、半導体関連産業の即戦力を養成する熊本県立技術短期大学校においては、「半導体技術科」に要する経費（ソフト経費、ハード経費）が必須である。「半導体技術科」の実習設備の整備は、3年計画（令和5年度～令和7年度）で進めていくこととしており、令和7年度も、必要な実習設備等を計画的に導入する予定である。

また、昭和38年に整備した県立高等技術専門校は老朽化しており、現場のニーズに即した高度な技術習得のため、建物や設備等の再整備が必要となっている。そのため、技能検定の安定的実施や技能者の能力向上に資する技能振興センターの整備と合わせ、職業能力開発施設の拠点として同専門校の再整備を実施中であり、令和5年度から工事に着手している。

これら本県の産業人材育成のための施設等の整備を早急に進めるためには国の財政支援が必要である。



経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の 集積促進に向けた道路整備推進

要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、経済産業省、国土交通省】

1 中九州横断道路の整備推進

2 半導体関連産業の集積に伴う交通渋滞解消に向けた道路整備への財政的支援

【要望内容】

- 1 中九州横断道路は、本県のみならず九州全体の産業や地域の活性化、観光振興に資することとともに、地域間の物流を担う路線であるため、「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）の早期事業化、「大津西 IC～下硯川 IC」間の早期整備に向けた有料道路事業の導入、「大津道路」の事業推進、及びこれらに関する予算の重点確保について、特段の御配慮をお願いしたい。
- 2 国家プロジェクトである TSMC の進出をはじめとする半導体関連産業の集積に伴う物流の効率化・人流の円滑化を図るためには、道路ネットワークの整備が必要不可欠であり、国、県及び周辺市町が連携し、時間的緊迫性をもって進めることが重要である。
このため、県及び周辺市町では交通渋滞解消に向けた抜本的対策として、セミコンテクノパーク周辺の道路整備を概ね 10 年間を目途に進めており、特に優先度の高い菊陽空港線を令和 8 年度までに、合志インターチェンジアクセス道路及び県道大津植木線（原水工区）については、令和 10 年度内の完成を目指して短期・集中的に整備を進めている。これらの整備に必要な予算の確保のため、昨年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の所要額の配分など、引き続き、国による最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 国家プロジェクトである TSMC の進出を契機として新生シリコンアイランド九州を実現させ、その効果を日本全体に波及させるためには、横軸となる中九州横断道路の整備を更に加速させる必要がある。
- 2 世界的半導体企業である TSMC が進出するセミコンテクノパーク周辺地域は、従前より、通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生しており、県及び周辺市町においては、半導体関連企業の集積に伴い、新たに発生する交通需要に対応するため、将来の基幹となる道路ネットワークの中から優先度の高い路線を選定し、集中的に整備を進めている。
そうした中、当該地域では、本年 2 月に JASMC の第 1 工場が開所し、さらに第 2 工場についても、第 1 工場の東側隣接地への建設が決定するなど、更なる企業集積の進展が見込まれることから、周辺道路整備の一層の加速化が必要な状況にある。
今後、国家プロジェクトである TSMC の進出を契機とした「新生シリコンアイランド九州」の実現につなげ、その効果を九州はもとより日本全体に波及させるためには、周辺道路整備を集中的に進め、半導体生産拠点に関連する物流の効率化・人流の円滑化を図る必要がある。
県としては、当該地域の交通渋滞解消に向けた抜本的対策として優先して取り組みを進めている合志インターチェンジアクセス道路及び県道大津植木線（原水工区）について、令和 10 年度内の供用目標を示すとともに、県と市町が一体となり周辺の道路整備を概ね 10 年以内を目途に集中的に進める必要があると考えており、安定的な財源の確保が極めて重要である。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化に向けた支援

要望事項

【内閣官房、内閣府、財務省、国土交通省】

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化に対する最大限の財政支援

【提案・要望の内容】

半導体関連産業の集積拠点における公共交通網の充実、強化により企業活動の円滑化を図るため、「空港アクセス鉄道の整備」及び「JR豊肥本線の輸送力強化」を進めていくこととしている。

こうした取組みは道路整備と同様に、半導体関連産業集積拠点地域での渋滞を緩和し、交通の円滑化に資するものであり、半導体関連産業の復活を目指す国家プロジェクトの成功に必要不可欠であることから、国家プロジェクトに資する本事業の意義を鑑みた最大限の財政支援と、専門的な知見に基づく技術的助言をお願いしたい。

- ①令和7年度から実施する、半導体関連産業集積地の周辺開発エリアの新たな玄関口となるJR豊肥本線菊陽新駅の整備や周辺のまちづくりについて、社会資本整備総合交付金等による格別な財政支援をお願いしたい。
- ②令和9年度から整備着手予定の空港アクセス鉄道の整備について、都市鉄道関係事業等の他補助制度並みの拡充及び鉄道事業許可に向けた技術的助言をお願いしたい。
- ③菊陽新駅を含むJR豊肥本線輸送力強化に係る鉄道整備及び阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備については、半導体関連産業集積地において円滑な企業活動に欠かせないインフラとして「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」の対象としていただきたい。

【現状・課題】

- ・JASMが立地するセミコンテクノパーク周辺では、従前より通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生している状況。渋滞解消に向けて、JR豊肥本線の最寄り駅からは通勤バスが運行されており、半導体関連企業従業員の重要な通勤手段の一つとなっている。
- ・しかしながら、JR豊肥本線は朝夕の通勤、通学時間帯での混雑が常態化しており、さらに、JASM第二工場やソニー合志工場の新規着工など、企業の集積や住宅等の開発が異次元の規模・スピードで進んでおり、今後更なる状況の悪化が懸念されることから、企業からも強く対策を求められている渋滞解消や混雑緩和に向け、輸送力の強化は早急な対応が必要である。
- ・また、長年の懸案であった熊本市中心部から空港間の脆弱なアクセス改善に加え、半導体関連産業集積地における半導体関連企業従業員の職住近接、公共交通利用を促進し、企業活動の円滑化を図るとともに、新生シリコンアイランド九州の中心地としての拠点性を高めるためには、空港アクセス鉄道の整備が必須である。
- ・今後さらに加速するJR豊肥本線沿線での人流の増加に加え、急激に増加している空港利用者を効率的に輸送するためには、JR豊肥本線の輸送力強化と空港アクセス鉄道の整備を進める必要がある。

【事業概要】

〔JR豊肥本線輸送力強化の概要〕

整備内容：JR豊肥本線三里木駅と原水駅間に新駅（鉄道施設（ホーム、線路等）、駅舎、駅前広場）を整備。

更なる輸送力強化に向けて、原水駅の同時進入化、東海学園前駅の行違い化、一部区間の複線化等をJR九州と検討中。

概算事業費：約130億円

〔空港アクセス鉄道整備計画の概要〕

整備内容：JR豊肥本線肥後大津駅から阿蘇くまもと空港まで鉄道を整備延伸
 （R8年度：工事施行認可、R9年度：整備着手予定）

整備延長：約6.8km

概算事業費：約410億円

【各種データ（半導体関連産業集積地周辺の状況）】

- ・豊肥本線平均通過人員 4,902人/日→12,889人/日(S62→R5年度)
- ・豊肥本線ピーク時混雑率 121% (7:40～8:40 R5年度実績 国交省公表値)
 ※三大都市圏における鉄道の平均混雑率
 東京圏：136%、大阪圏：115%、名古屋圏：123%
- ・阿蘇くまもと空港利用者数 約330万人 (R5年度) ※国際線23万人は過去最高
- ・阿蘇くまもと空港国際線定期便数 3路線週26便(福岡空港発を除き九州No. 1)
- ・セミコン通勤バス利用者数 約10万人→約27万人 (R3→R5年度)
- ・空港ライナー(ジャンボタクシー)利用者数 約6万人→約13万人 (R3→R5年度)
- ・住宅着工数(菊陽町・大津町) 5,000戸以上 (R3.4～R6.3)
- ・進出、増設企業の数(菊陽町・大津町) 82社 (R3.4～R6.3)

各交通拠点と企業集積地間の交通ネットワーク将来像



阿蘇くまもと空港の機能強化

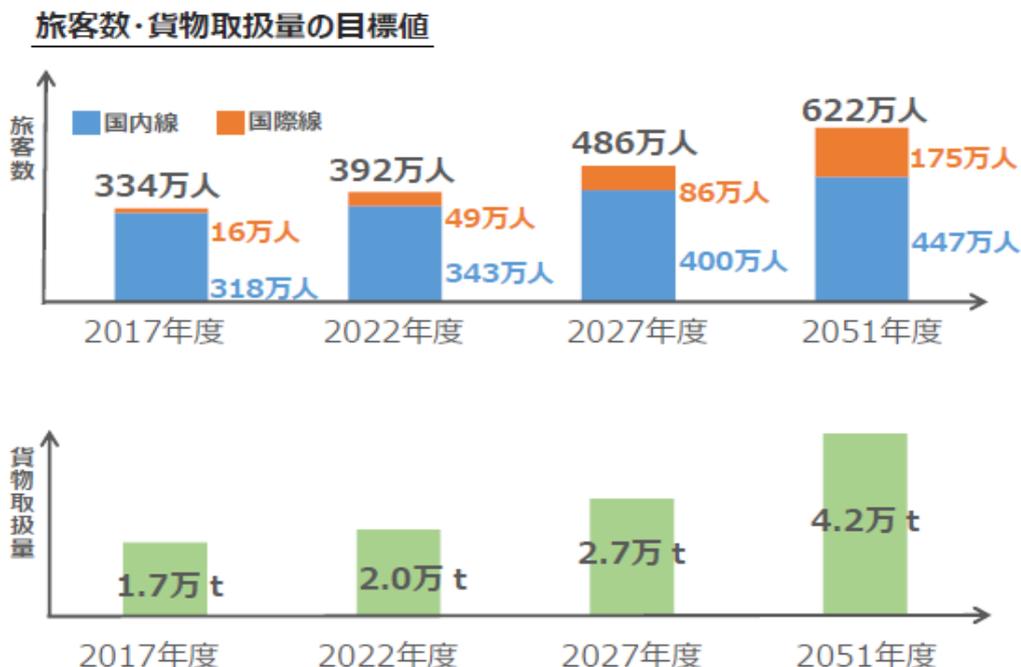
要望事項	【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
<ol style="list-style-type: none"> 1 空港機能強化の一環としてのC I Q体制の充実・強化 2 航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援等 3 航空需要に即した航空燃料の安定供給体制の確保 	

【要望内容】

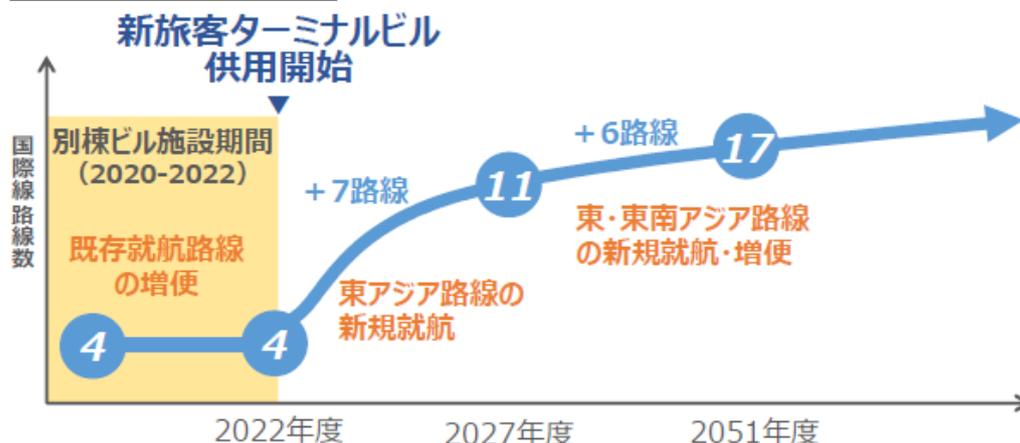
- 1 阿蘇くまもと空港では、空港運営会社によるエアライン誘致の加速化やT SMC進出による波及効果等により、人流・物流が見込まれ、円滑な出入国手続きや国際航空貨物の取扱いのために、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、充実・強化をお願いしたい。
- 2 現在、阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材不足が顕著となっており、国による積極的な支援等の実施を早急をお願いしたい。
- 3 航空会社に復便や新規就航の意向があるにも関わらず、航空燃料の供給不足が原因で対応できないケースもあるため、引き続き、航空需要に即した航空燃料の安定供給に必要な措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、令和5年1月の韓国路線の復便を皮切りに、令和5年9月からの台湾（台北）路線の新規就航、令和5年11月からの香港線の復便、新規就航など国際路線ネットワークが順調に回復（台湾（高雄線）が運休中）している。コロナ収束後、空港運営会社は、将来目標（2051年度国際線17路線、利用者数175万人）を達成するため、エアライン誘致を加速化させることとしている。また、T SMCの熊本進出により、国内外の人流・物流の増加が見込まれ、C I Q体制の充実・強化が必要である。



国際線の想定就航路線数



※熊本国際空港株マスタープランより抜粋

2 航空機地上支援業務（グラウンドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材不足が顕著となっており、特に地方空港において国際線の復便や新規路線就航のボトルネックとなっている。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、早期の国際線充実のためにも、関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

時間軸を意識して具体的に取り組む事項

（空港業務の持続的発展に向けたビジョン 中間とりまとめ概要 令和5年6月9日公表）



短期（令和5年秋頃まで）

- 需要回復の進捗状況に応じた戦略的な人材配置や育成を進め、できる限りの国際航空需要を取り込んでいく
※この際、現場職員（特に中堅職員）に無理をさせてしまうと、受入体制の更なる毀損に繋がりにくいことに重々留意

中期（令和5年度末まで）

- 令和5年度中にコロナ禍前に近い水準の体制を整備できるよう、個社や新たに設立される業界団体を中心となり、人材確保・育成、業務効率化を着実に進めていく
- また、地方空港の早期回復の命運を握っている地元グラハン会社・検査会社の体制整備に向け、地方自治体をはじめとする関係者一丸となった取組を進めていく

【取り組むべき事項の例】

- | | | |
|---------|--|-------------------------------------|
| <個社> | ○長期に誇りを持って勤められるキャリアパスの整備 | ○ハード・ソフトの両面からの職場環境改善の推進 |
| | ○特定技能制度の積極的な活用 | |
| <業界> | ○系列ごとに異なる資格や車両仕様等の見直し・業界ルールの整備 | |
| | ○空港見学会への協力を通じたグラハンや保安検査を目指す若者の裾野拡大 | |
| | ○男女比の極端な偏りの解消に向けた取組推進（「旅客は女性」等のイメージの払拭、更衣室等の施設整備 等） | |
| <空港会社等> | ○（特に地方部における）GSE車両の共用化・共有化の推進 | |
| <地方自治体> | ○地方経済を支える空港業務の担い手が真に求めている支援措置の検討（空港アクセスの不便等を考慮した住居支援、通勤支援 等） | |
| | ○特定技能の在留資格を有する外国人が地域に馴染むための環境整備 | |
| <国> | ○空港DXの導入促進に向けた実証実験 | ○更なる支援措置等の検討（人材確保・育成、業務効率化、GX/DX 等） |

長期（令和6年度以降）

- コロナ禍前を更に上回る需要にも無理なく対応できる持続可能な体制整備に向けた見直しを推進する（需要変動リスクの適切な分担 等）

3 地方空港においてはコロナからの国際航空路線の復便・新規就航（以下「復便等」）が行われているところであるが、航空燃料の供給量が不足しており、石油元売会社から航空会社への航空燃料の供給が困難なケースもある。

燃料不足が原因でこれに対応できないことは、経済成長のけん引役として期待されるインバウンド需要の回復を妨げ、空港利用者の利便性を阻害することになるため、国においては、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給ができるよう、引き続き、必要な措置を講じていただきたい。

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、環境省】

要望事項

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への財政的・技術的支援

【要望の内容】

半導体の国内安定供給の基盤を強化するため、集積に伴い増加する工場からの排水を適正かつ確実に処理する特定公共下水道事業について、昨年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、所要の財政措置を講じていただくとともに、技術的支援をお願いしたい。

【現状・課題】

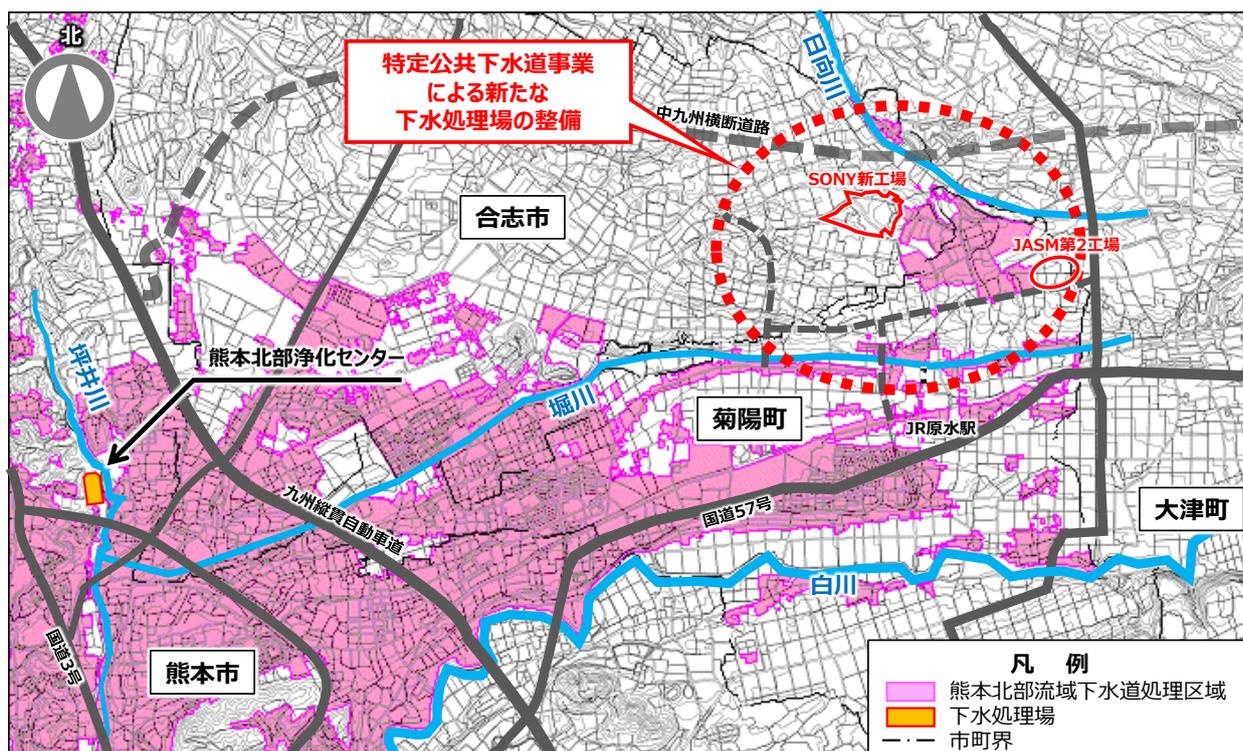
世界的半導体企業であるTSMCが進出するセミコンテクノパーク周辺地域では、本年2月にJASMの第1工場が開所し、さらに第2工場についても、第1工場の東側隣接地への建設が決定されるなど、今後、更なる半導体関連産業の集積に伴い工場排水の増加が見込まれている。

一方、既存処理場の能力不足が懸念されていることから、工場排水に対応する新たな処理場の整備が必要になる。

そのため、昨年度から工場排水を処理するための下水道事業である特定公共下水道事業について、当該箇所への新規採択を認めていただいたところ。

事業実施に際して、企業の操業までの限られた期間で大規模な下水道施設の整備が必要となる。このような状況を勘案し、国において、昨年度必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設いただいております。引き続き、最大限の財政支援が不可欠である。

また、本県初の特定公共下水道による処理場整備となるため、生活排水と性状が異なる工場排水の適切かつ確実な処理方法や、官民連携による効率的かつ効果的な事業手法等について、技術的な支援が必要。



半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

要望事項

半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給に伴う浄水場等の整備に対する財政支援

【要望の内容】

半導体の国内安定供給に資する工場の進出に伴い、地下水のみに頼らない豊富で低廉な工業用水の新規供給に必要な浄水場の建設、管路整備等の大規模施設整備に対して、昨年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、引き続き格別の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 JASM第1工場が立地する熊本県北部においては、JASM第2工場やソニーグループの新工場の建設着工など半導体関連企業集積の動きがさらに活発化。一方で、局地的な地下水採取量の大幅増加による地下水位低下等への影響が懸念されている。
- 2 こうした中、河川水を水源とする有明工業水道の未利用水を活用した工業用水供給を事業化し、現在、浄水場等の整備に向けた測量・設計や用地調査等を進めている。
- 3 民間活力の活用や既設の農業用パイプラインの利用によりコスト縮減や工期短縮を図るものの、浄水場等の整備には多額の初期投資を要し、供給単価が高額となることから、国による継続的な財政支援が不可欠。
- 4 地域産業構造転換インフラ整備推進交付金が創設され、本県が行う工業用水道の整備が支援対象とされたところであり、半導体の安定供給確保に向けた国家プロジェクトの一環として、引き続き、国を挙げての最大限の財政支援をお願いしたい。

事業概要	施設整備内容	浄水場、浄水場と既設パイプライン等を結ぶ管路 等
	概算事業費	約 150 億円

【事業イメージ】



外国人材の受入環境整備

要望事項

【法務省、文部科学省】

- 1 増加する在留外国人に対し、県や市町村が実施する一元的相談窓口運営や日本語教育等に対する継続的で十分な財政支援
- 2 多文化共生社会実現に向けた市町村の受入環境整備への支援
- 3 外国人材の就労に係る在留資格認定証明書交付申請の審査体制の充実・強化

【要望内容】

- 1 TSMCの熊本進出に伴い、台湾をはじめとする海外からの外国人の来熊が増加し、今後も更なる増加が見込まれていることから、県や市町村が実施する一元的相談窓口の運営や日本語教育等の取組強化が必要であり、国による継続的で十分な財政支援をお願いしたい。
- 2 在留外国人の増加により、県内の各市町村において、外国人が安心して働き生活していくための受入環境整備や、外国人との多文化共生への取組みを積極的に推進することが求められており、国による支援をお願いしたい。
- 3 半導体関連産業や在住台湾人向けサービス等に従事するために入国する台湾をはじめとする外国人材の在留資格認定証明書交付申請の審査について、円滑かつ迅速になされるよう体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 昨年夏から秋にかけてTSMC社員の県内赴任が本格化し、これまでにTSMC社員及びその家族約750名が熊本へ転入された。関係者からの生活全般に関する相談や問合せに対応するため、令和5年8月から、本県の外国人サポートセンターに「台湾相談ホットライン」を設置。同センターの運営には国の外国人受入環境整備交付金を活用しており、継続的な財政支援が必要である。
- 2 県内における在留外国人の数は25,589人（R5.12月末時点）と過去最高を記録し、今後も増加を続ける見込み。県では、地域住民と在留外国人がともに安心して生活できる多文化共生のまちづくりを進めるため、市町村による「外国人受入連絡協議会」の設置支援を実施している。今後、県及び市町村におけるこうした取組に係る負担が増大する見込み。

【法務省入国管理局 在留外国人統計 毎年12月末現在】（単位：人）

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
全国	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,223,858
熊本県	15,576	17,942	17,751	16,686	20,660	25,589
外国人割合)	0.89%	1.03%	1.02%	0.97%	1.19%	1.50%
ベトナム	4,877	6,178	6,396	5,804	6,251	6,714
フィリピン	2,286	2,661	2,536	2,523	3,044	3,754
中国	3,842	3,856	3,645	3,238	3,201	3,363
インドネシア	498	690	690	652	1,577	2,675
台湾	294	295	221	183	349	1,549
カンボジア	355	498	575	542	1,112	1,380
ネパール	349	424	507	581	1,069	1,351
ミャンマー	202	301	322	358	720	1,119
韓国・朝鮮	1,078	1,096	999	892	949	1,069
タイ	298	347	326	304	377	434
米国	356	367	352	363	394	429
イギリス	110	117	99	103	108	111
フランス	45	52	35	34	44	48

3 熊本労働局によると令和5年10月時点の県内外国人労働者数が調査開始以来過去最高を記録するなど、外国人労働者は増加している。在留資格認定証明書交付申請の審査について、就労を目的とした在留資格の場合、雇用先企業の経営状況や事業計画の確認のため、相応の日数を要するが、近年、その日数が長期化傾向にある。加えて、今後、本県においてはTSMC第2工場の立地等による半導体産業の更なる集積が進み、関連産業や在住台湾人向けサービス等の他の産業に従事するために入国する台湾人をはじめとする外国人材の増加も見込まれるため、在留資格認定証明書交付申請の円滑かつ迅速な審査が必要である。

【就労を目的とする主な在留資格の在留資格認定証明書交付申請に係る処理期間（日数）】 出典：出入国在留管理庁

在留資格	令和4年度			令和5年度				令和6年度
	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期
技術・人文知識・国際業務	36.2	43.6	40.2	50.2	53	59.8	58.2	71.1
特定技能1号	64.7	70.2	78	70.7	61.7	62.1	64.2	72.8
企業内転勤	27.6	35.3	32.9	41	34.8	40.2	39.9	42.6

教育環境の整備と人材確保

要望事項	【文部科学省、経済産業省】
<ol style="list-style-type: none">1 外国人児童生徒の教育環境整備に対する財政支援2 児童生徒急増市町における公立学校施設の教育環境整備に対する支援3 県立高校における産業人材の育成に対する財政支援4 私立学校の外部スタッフの配置経費への補助制度の拡充5 熊本大学附属小・中学校の教育環境整備に対する支援	

【要望内容】

- 1 外国人児童生徒に対応するための公立学校における教職員の配置増に必要な措置（加配等）、支援員等の配置等の教育環境整備に対する補助制度創設等の財政支援をお願いしたい。また、私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、外国人児童生徒に対応するための教職員や支援員配置等の教育環境整備に対する補助制度の創設・拡充をお願いしたい。
- 2 児童生徒が急増している市町における公立学校施設の新增築に係る負担軽減のため、実状に見合う補助単価の引上げなどにより国庫負担割合を大きく引上げるなど、特別な財政支援をお願いしたい。
- 3 県立学校における半導体産業等の産業人材育成の取組及び地域産業の持続的な振興のための若年者の地域定着の取組に対し、財政支援をお願いしたい。
- 4 私立学校における半導体関連産業の人材育成のための業務支援員などの外部スタッフの配置経費への補助制度である経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）の拡充をお願いしたい。
- 5 国際教育環境の充実に向け、教員や支援員の人材確保・養成の取組に係る支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 TSMCからの出向者が家族とともに数多く来熊し、外国人児童生徒が急増している。これらの児童生徒に適切な支援を行うため、公立学校においては教職員の適正配置、市町村教育委員会や県教育委員会による支援員及び通訳の確保、日本語指導者の養成や、市町村直接申請を可能とするよう支援員配置に係る補助制度を見直すなどの教育環境整備に対する財政支援が必要である。

また、私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、英語等外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められ、人員配置費用や研修などの教育環境整備に対する財政支援が必要である。本県においては、臨時的に必要な経費を対象として、独自の補助を行っているが、それでもなお学校の負担が大きい現状である。

なお、私立学校においては、経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）において、新たに外国人児童生徒受け入れのための環境整備について補助項目が追加されたものの、上限額（最大35.2万円）が当該私立学校の負担に比べ十分ではなく、補助制度の拡充が必要である。

- 2 半導体産業支援を背景としたTSMC及び関連企業等の進出に伴い、当該市町においては児童生徒数が急増し、教室不足や校舎の新築に係る土地の確保が難しいなど、特有の課題が生じているが、工事の実施単価と国の補助単価には依然として2倍以上の乖離があり、市町の負担が過大なものとなっているため、補助単価を大きく引上げる等の特別措置による財政支援が必要である。
- 3 TSMCの本県進出に伴い、幅広い県内産業からの高卒求人が増加しており、県としては、高校生キャリアサポート事業を実施し、高校生への就職支援、半導体関連産業をはじめとした県内企業への理解促進、県内就職率の向上を図っている。しかしながら、教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の補助額は総事業費の1/9に満たない状況が続いており、事業の実施に支障をきたしている。JASMO操業開始に向けた半導体関連産業をはじめとした広範な産業を支える人材の育成及び確保のため、本補助金の満額交付が必要である。

更に、半導体関連企業をはじめとした広範な産業界で人材不足が問題となっており、産業界の持続的な振興のためには若年者の地元定着は必要である。このような状況において、高校生が主体的に地場企業を自らの進路の選択肢とするためには、地域産業界と高校生が相互に知り合う機会の創出が肝要であり、それらの取組みに資する補助金等の創設が必要である。
- 4 半導体関連産業の人材を育成するため、私立学校において新たに専門的知識を有する非常勤講師などの外部スタッフを配置する場合、その経費に対する経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）の上限額（最大45万円）が、当該私立学校の負担に比べ十分ではなく、補助制度の拡充が必要である。
- 5 熊本大学では、附属小・中学校における外国人児童生徒の受け入れや国際クラスの設置等を見据え、地域課題を解決するためのカリキュラム改革等に取り組む意向である。

このことは、本県はもとより我が国の国際教育環境の充実に大きく貢献するものと認識しているが、熊本大学のみでの実現は困難であり、教員や支援員の人材確保・養成等が喫緊の課題となっている。

県としても、これらの課題に熊本大学と連携して取り組んでいるところであり、国においても、国際クラス設置に対する人的・財政的支援をお願いしたい。

再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援

要望事項

【経済産業省、環境省】

- 1 RE100 を目指す県内企業に対し、再生可能エネルギー発電施設から最大限の電力供給が可能となる電力システムの強化
- 2 水素の社会実装に向けた基盤整備等の支援

【提案・要望内容】

1 RE100 を目指す製造業等に再エネ電力を確実に、かつ、安定的に供給できるよう、再エネ導入の最大の隘路となっている送電システムの容量不足という課題解決に向けて、国による電力システム増強の優先実施や民間事業者による送電線整備の負担軽減をお願いしたい。

2 TSMCの進出を契機として、半導体製造にも必要で、使用時にCO²を排出しない「水素」の需要の高まりが見込まれる。再エネ由来の余剰エネルギーを水素で貯蔵するための基盤整備や、FCVの普及につながる水素ステーションの拡大等、水素の利活用を促進する体制の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県においては、製造業、特に半導体・自動車関連を中心に集積が高く、これらの産業は経済安全保障上重要であり、その安定的操業が求められる。また、このような製造業においては、サプライチェーン全体でCO₂排出削減を求められるなど、再エネ電力需要が多い。今後、RE100 を目指す企業の進出等による更なる需要の高まりも見込まれている。一方、県内に開発を予定している再生可能エネルギー施設は多く、供給面では高いポテンシャルを有しているものの、九州内では、再エネ等、電力の供給が需要を上回る場合には、出力が制御されている、また、本県小国町での地熱発電や令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域のように送電システムの容量不足により、需要地に供給できない地域もあるなど、ポテンシャルを十分に活かしきれずにいる。

送電システムの容量不足として、九州と本州等を結ぶ送電容量が小さいという地域間連系の課題や、山間地域等ではもともと送電線の容量が小さく、新たな再エネ電源を送電できないという地域内連系の課題がある。地方における再エネの活用を加速し、エネルギーの地産地消を実現するとともに、非常時も含めた電力供給の安定化・円滑化を図るためには、速やかに地域間及び地域内のシステムを増強することが不可欠である。

2 RE100 宣言企業であるTSMCをはじめ、半導体関連企業の進出による再エネ需要が高まる一方、出力制限時の太陽光発電など、余剰となる再エネの有効活用が課題となっている。

この点について、太陽光発電などの余剰電力を利用して水素を製造・貯蔵すれば、必要時に電気に変換し、電力需給を調整することが可能となる。

太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有するものの、送電システムが脆弱な本県において、再エネ発電の余剰電力を有効活用し、水素を製造する基盤の構築が急務である。

また、水素の利活用促進や関連産業の創出に向けて、九州・山口各県と連携して、燃料電池トラックの活用を検討しているが、本県には商用水素ステーションが1箇所しかないなど、水素を活用するためのインフラのネットワークは脆弱であり、水素の社会実装の実現に向けて、国をあげた体制構築が必要である。

代替農地での営農継続支援

要望事項

【総務省、財務省、農林水産省】

- 1 早急な代替農地の整備に向けた支援
- 2 代替農地の確保を行うための安定的かつ実効性のある事業展開への支援
- 3 畜産農家の飼料増産・確保、家畜排せつ物の処理及び利用促進等の取組みに向けた支援

【要望内容】

- 1 半導体産業の集積が進む県北・菊池地域にあって、今後、代替農地確保の取組みを進める過程で必要となる財政的な支援や、事業化に向けた検討段階や実施の各段階において、技術的助言をお願いしたい。
- 2 代替農地の早急な確保のため、市町村や農業委員会、農業公社等の体制整備及び活動の十分な予算確保をお願いしたい。また、遊休農地解消緊急対策事業においては、使用貸借に加え賃貸借の農地も対象とするなどの要件緩和や交付上限額見直しの検討をお願いしたい。
- 3 同地域において、特に大きな影響を受ける畜産農家の自給飼料の生産や耕畜連携による飼料の増産・確保の取組みが後退することないよう、新たな生産体制構築に向け、県等が実施する構想づくりや施設整備等への財政支援をお願いしたい。
また、家畜排せつ物の処理施設の整備に係る費用対効果の条件緩和、堆肥や液肥の耕種側への輸送・利用拡大に向けた取組みに対する必要な予算確保をお願いしたい。
さらに、農地の急激な減少により、過去に実施した事業の目標が未達成となる畜産経営にあって、高い意欲を持って生産性の高い農畜産業に取り組めるよう、事業の成果検証の取り扱いについて柔軟な対応をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 半導体産業の集積が進む菊池地域において、耕作放棄地は小規模で分散しており、代替農地となり得るまとまった農地を確保できる状況にない。このため、林地を含め、広範囲に新たな農地を確保していくことが必要である。
特に、畜産農家が借地して飼料作物を耕作する農地が減少し、自給飼料確保や家畜排せつ物処理が難しい状況となっており、家畜排せつ物の循環利用の観点からも新たな農地の確保が必要になっている。
さらに、農地確保にあたっては、営農の継続性から迅速な対応が必要であり、公共事業では、土地改良法手続や効果算定等が必要となるなど、事業実施に時間を要するため、営農継続に支障がある。
また、林地における基盤整備は、立木処理等に多額の費用を要するため、県、市町村、地元農家の費用負担が大きくなる。
- 2 本県では、代替農地の確保のため、独自に農地マッチングの仕組みを構築しているが、市町村や農業委員会等は、代替農地の確保に向けて、遊休農地調査、出し手と受け手の情報収集やマッチングなどを早急に取り組む必要があるため、必要な人員の確保等に必要な予算措置が不可欠である。また、遊休農地解消や基盤整備が必要な代替農地も多く、営農継続には耕作条件改善が必要である。
- 3 当該地域では、酪農家を中心とした畜産農家及びコントラクター等の外部支援組織がこれまで飼料の増産・利用に取り組んできたところであるが、半導体関連企業の進出に伴う飼料畑面積の減少によって、飼料の生産及び尿混合排せつ物（スラリー）や堆肥の農地への利用に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。企業進出等による農地の転用は全国至る所で進んでおり、食料

安全保障の観点から、本地域を農業振興と産業振興の両立を図るモデル地域とするためには、施設整備、機械導入など、耕畜連携の強化のための支援が不可欠である。

また、スラリーの浄化処理施設を整備するために補助事業を活用する場合、収益を得ることが難しいことから、費用対効果を確保することが困難である。

さらに、畜産クラスター事業を例に挙げると、収穫・調製用機械を導入する場合の成果目標が「自給飼料収穫量又は利用量の5%以上の増加」等であり、農地が急激に減少する地域にあっては、事業参加が困難となるため、成果目標の新設や成果目標の途中変更など柔軟な対応が必要である。

地方創生の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

- 1 地方創生の実現に向けた地方の取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置
- 2 デジタル田園都市国家構想交付金による強力かつ継続的な財政支援
- 3 エリア・データ連携基盤の運用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、確実な地方財政措置をお願いしたい。また、地方財政計画上の「地方創生推進費」について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 地方創生の実現に向けた取組みを更に推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金の安定的な確保を図るとともに、今後もデジタル技術の活用のみならず、地域の特性を活かした幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- 3 デジタル田園都市国家構想の実現には、産学行政により創生されたデータが、広く連携、活用されることが重要である。地域におけるデジタル化、DXを支えるため地方自治体が構築するエリア・データ連携基盤（以下「基盤」という。）の維持・運営について、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県及び県内市町村が、地方版総合戦略に掲げた熊本の地方創生の取組みを着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興を含め、UIJターンの加速等による地方への移住定住の促進や関係人口の拡大などの取組みを着実に推進するためには、デジタル田園都市国家構想交付金の長期的かつ十分な財源の確保及び柔軟な制度運用が重要である。
- 3 デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）では、同構想を支えるハード・ソフトの基盤の一つとして、地方自治体に基盤の構築を求めている。本県では、県内45市町村が利用可能な基盤を構築し、令和6年度から13市町村と共同運営を開始している。現行制度上、基盤構築時には財政支援があるが、その後の維持、運営に対する支援がなく、財政規模の小さな市町村を含めて基盤の利用を進めるためには、運用費についても財政支援が必要である。

国土強靱化の推進

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

- 1 国土強靱化の推進に必要な予算総額の確保と地方財政措置の継続・拡充
- 2 国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

1 インフラ等の老朽化対策など、国土強靱化に向けて、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組みに必要な予算・財源については、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確保いただくとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的かつ安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な施策を反映させるとともに予算規模についても定め、速やかに当初予算を含め、必要な予算・財源の別枠での確保をお願いしたい。

また、今年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」の延長及び来年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」の再延長をお願いしたい。

2 防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するとともに、今後起こりうる大規模災害に備えるため、地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省をはじめとする国の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

【現状・課題】

1 熊本地震や令和2年7月豪雨など、近年、災害が激甚化・頻発化しており、災害復旧への対応に加え、国土強靱化の取組みも迅速かつ着実に遂行しなければならず、特に高度経済成長期に整備された橋梁、トンネル、堤防、土地改良施設（排水機場等）、漁港等の老朽化が進行するインフラについては、計画的な維持修繕や更新、整備が必要であるが、未だ道半ばであり、中長期的な見通しのもとで継続的に取り組む必要がある。

2 国土交通省においては、熊本地震における阿蘇砂防事務所の設置や、令和2年7月豪雨における八代復興事務所の設置など、本県で発生した災害からの復旧・復興に御尽力いただいている今後も全国的に大規模災害の発生が想定されるため、その備えが必要である。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

提案・要望事項 【内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省】

- 1 南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災訓練への継続的な技術的支援及び財政支援
- 2 大規模広域災害時に阿蘇くまもと空港と一体的な活用を想定している陸上自衛隊高遊原分屯地駐機場の強化
- 3 九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の早期整備
- 4 内閣府総合防災情報システムと都道府県防災情報システムとの接続に係る技術的支援及び財政支援
- 5 大規模広域災害時の避難者の受入れ・支援に必要な被災者支援等システムの整備・九州におけるモデル的運用

【提案・要望の内容】

- 1 「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げる本県では、南海トラフ地震発生時に甚大な被害が想定される大分県、宮崎県と連携し、令和5年10月に、県境を越えた広域的な防災訓練を初めて実施した。
大規模広域災害発生時に被災県への実効的な支援を行うことができるよう、本県の広域防災拠点としての機能を高めるためには、実践的かつ効果的な訓練を今後も繰り返し実施していくことが必要。そのため、訓練に係る国からの継続的な技術的支援及び財政支援をお願いしたい。
- 2 阿蘇くまもと空港は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、大規模な広域防災拠点として位置付けられていることに加え、令和6年8月には熊本港及び八代港とともに「特定利用空港・港湾」にも選定された。大規模広域災害発生時には、隣接する高遊原分屯地と連携し、救援物資の輸送等を実施することが想定される。
阿蘇くまもと空港において、効果的な広域支援を実施するため、大規模な物資の搬送等に備えて、高遊原分屯地に大型輸送機が駐機可能となるよう駐機場の強化をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の整備推進をお願いしたい。(P107, 108 参照)
- 4 内閣府が令和6年度から運用を開始した「総合防災情報システム」について、実際の災害対応で効果的な運用が可能となり、都道府県が独自に整備する防災情報システムとの接続が円滑に進むよう、技術的支援及び財政支援をお願いしたい。
- 5 大規模広域災害時における県域を越えた大量の避難者の受入れには、被災地からの避難者情報を迅速かつ円滑に共有するとともに、広域避難後の支援状況について被災地及び支援地の自治体間で情報を共有する必要がある。このため、国・都道府県・市町村で共通して使用できる、避難所運営・被災者支援等システムを整備し、九州でのモデル的運用を国において進めていただきたい。

【現状・課題】

- 1 国の地震調査委員会において南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が70から80%と公表されているなど、大規模広域災害への対応力の確保が急務。
本県においては、令和5年10月に初めて南海トラフ地震を想定した広域的な訓練を実施し、内閣府防災から訓練計画への助言等の技術的支援をいただいた。今後も、繰り返し訓練を実施し練度を高めていくためには、国の技術的支援及び財政支援が必要。
- 2 本県は「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に総合防災航空センターや防災駐機場等を整備した。また、令和5年5月には、九州における広域災害対応を見据えた新たな県防災センターの運用を開始した。
阿蘇くまもと空港については、令和5年3月に耐震性を有する新しいターミナルビルが完成するなど機能強化が図られている。
陸上自衛隊高遊原分屯地においては、大型輸送機の駐機が可能となるよう駐機場の舗装圧強化の検討が行われているが、省内調整等に時間を要している状況で、予算化に至っていない。
南海トラフ地震発生等に備え、拠点機能の強化を早急に推進する必要があり、国として取り組みを加速していただく必要がある。
- 3 本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うための機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路の整備が急務である。(P107, 108 参照)
- 4 本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うためには、被災自治体の被害や道路状況の情報が不可欠であるが、現在の被害等の情報収集の主な手段は人手を介した被災自治体への聴き取りや、消防庁からのFAX等による集計結果であり、人的な負担も大きく、情報の即時性や確実性に課題がある。
内閣府では、国と自治体等の災害対応を一層強化するため、関係省庁のみならず地方自治体や指定公共機関からの災害情報やライフライン被災状況など、様々な情報を自動取得する機能を有した「総合防災情報システム」の運用を令和6年4月から新たに開始しており、このシステムでは、集約された情報を都道府県に配信する機能も備えている。
この内閣府システムと都道府県独自の防災情報システムを接続させることで広域的な被害状況を迅速に把握可能となるが、内閣府はシステム同士の接続を推奨しているものの、接続に必要なシステム仕様書等の情報提供が少なく、また接続のためのシステム改修費も多く必要なことから、国としてより一層取り組みを加速していただくためにも、都道府県システムとの接続のための技術的支援及び財政支援が必要。
なお、内閣府システムで取り扱う災害情報については、国で整理しているものの、システム間で送受信可能な全ての項目の確定に至っておらず、都道府県システム接続を段階的に行っていく必要があり、また取り扱う情報が25項目93情報と多く、情報項目ごとにシステム改修費用が必要となるなど、自治体側の大きな財政負担となる。
- 5 本県では、広域防災拠点として九州各県からの避難者の受入・支援体制の整備に取り組んでいるが、県域を越えた大量の避難者を迅速かつ円滑に受け入れるためには、本県と被災自治体

との情報共有は不可欠である。しかしながら、現状では、被災者情報の管理等システムが整備されていない自治体や個別に整備されている自治体など、整備状況がバラバラであり、受入時に混乱が生じることが懸念される。

現在、被災者情報の管理等ツールとして、内閣府の「クラウド型被災者支援システム」が市町村向けに運用されており、共通化できるシステムの土台は整備されているが、運用の財政負担が必要なことから整備状況にムラがあることや、同システムは都道府県での取扱いが想定されていないなどの課題がある。また、行政区域を超えた広域避難・連携への対応は全国的な課題であるが、システムの整備は都道府県、市町村だけでは対応が難しい状況。

そこで、大規模広域災害時の避難者の受入れ・支援を迅速かつ円滑に行うため、国が運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」と同様に、国、都道府県、市町村で共通して使用できるような避難所運営・被災者支援等システムの整備が必要である。

また、全国の防災対応力の向上のためには、このようなシステムの全国一斉導入が望ましいが、導入後の運用上の課題も想定されることから、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨の経験がある熊本を中心に、広域、とりわけ九州一体での利活用を進めるためのルールづくりなど、九州におけるモデル的運用が必要である。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省】

- 1 公立社会教育施設の災害復旧等に対する新たな国庫補助制度の創設
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【提案・要望の内容】

- 1 特定地方公共団体の基準に該当しない公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度創設をお願いしたい。
- 2 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、今後同様の被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、財源の確保に時間を要し、速やかな復旧が困難な状況である。
- 2 公立社会教育施設は、平成28年熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない地方公共団体でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に取り扱うべきであるとする。

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

女性の社会参画の加速化

提案・要望事項

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

- 1 地域の取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実
- 2 新たな基金の創設等の国の積極的な取組

【提案・要望の内容】

- 1 女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず力を発揮できる社会づくりが必要である。これまで以上に各地域の実情に応じた様々な取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実をお願いしたい。
- 2 女性が活躍する社会づくりによって、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化する力につながることを期待される。新たな基金の創設等、女性の社会参画加速化を継続的・安定的に進めるための積極的な取組をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 国においては、令和6年6月に決定した『女性版骨太の方針2024』により、「企業における女性の採用・育成・登用の強化」、「地域における女性活躍・男女共同参画の推進」等の施策が強化され、また、男女共同参画センターの機能強化を図るための法律案の作成等、女性活躍の加速化に向けた動きが示されている。
本県でも、令和3年（2021年）に「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」等を目標に掲げ、各種施策を進めているが、固定的な性別役割分担意識や女性管理職への登用等の課題があるため、意識改革、就業環境整備の推進、人材育成等に継続して取り組む必要がある。
- 2 本県では、上記計画の目標達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し各種取組みを推進しているが、同交付金は令和7年度で失効する法律に基づいており、更に①事業の一部不採択、②事務手続きが煩雑等の理由で、継続利用が困難なものとなっている。このため、同交付金を地域の実情に合わせて活用しやすくするほか、女性が活躍する社会づくりを継続的・安定的に進めるための新たな基金の創設等、国において積極的に取り組んでいただきたい。

【交付金を活用した取組み】



「熊本県版女性ロールモデル動画」
※ YouTube で県内外に発信

あさりの産地偽装対策に対する支援

提案・要望事項

【内閣府、農林水産省】

- 1 国によるトレーサビリティ制度の構築
- 2 書類保存の義務化
- 3 育成（養殖）あさりの表示義務化
- 4 資源回復に向けた生産技術の早期普及と取組支援

【提案・要望の内容】

- 1 国において、産地偽装を防ぐため、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物等におけるトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国においてトレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のトレーサビリティシステム（監視業務、システムの運用、DNA分析経費等）への予算措置をお願いしたい。
- 2 あさりの原産地表示に関する書類の保存義務化について、食品表示法などにおいて法的に位置付けるとともに、保存期限についても、一定期間（3年間程度）を設定していただきたい。
- 3 外国産あさりを国内で育成（養殖）し、「長いところルール」を適用して育成地を原産地として表示するあさりについては、消費者が純粋な国産あさりと明確に区別できるような表示を義務化していただきたい。
- 4 産地偽装が行われる背景には、天然あさりの減少があり、今後、産地偽装を根絶するためには、天然あさりの資源回復が必要である。このため、あさり資源の回復に効果があると認められたものについては、速やかに現場普及を行うとともに、現場での展開に当たっては、必要となる予算措置を行うなど、積極的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 農林水産物に対する消費者からの信頼を得ていくためには、国内産、外国産問わず産地を正しく表示する仕組みを構築することが不可欠である。熊本県産あさりについては、本県独自の流通・販売体制の仕組みづくりを行い、その信頼性向上に努めているところであるが、本県だけの取組みには限界がある。そのため、国においては、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物及びその加工品のトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国において、トレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のシステムにより、県産あさりの産地偽装を抑止していく必要があることから、その運用に係る予算措置が必要である。
- 2、3 あさりの産地偽装対策に関する本県の緊急要望を契機に、令和4年3月に国は、蓄養を「長いところルール」から除外する見直しを行った。しかしながら、引き続き長いところルールが適用される場合があり、産地偽装を根絶するためには、育成（養殖）や蓄養、さらにはいわゆる下関ルートなどを悪用した産地偽装が起らないよう取り組む必要がある。
- 4 あさりの資源回復に向けては、国や有明海沿海の3県と連携して有明海の産卵用母貝団地の形成に取り組み、その効果として、浮遊幼生の発生数は増加傾向にある。しかしながら、稚貝から成貝になる前に漁場から消失することから、生産につながっていない。

このような中、水産庁において、高密度着生稚貝を低コストに移植する技術や、漁業者の利便性を考慮した技術開発が進められており、得られた成果については、早期に現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど積極的な支援が必要である。

地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ恒久的な財源措置

提案・要望事項

【内閣府、財務省】

- 1 地方消費者行政の充実・強化のための恒久的な財源措置と制度創設までの間の現行交付金に係る活用期限の制度撤廃又は延長
- 2 地方公共団体が求める十分な額の財源措置（新システム関連予算を含む）

【提案・要望の内容】

- 1 地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対する恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む）をお願いしたい。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長をお願いしたい。併せて地方消費者行政強化交付金（強化事業分）については地方公共団体が活用しやすいよう制度改正をしていただきたい。
- 2 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）について、地方公共団体の要望額の総額を確保するとともに、国が準備をしている消費生活相談新システムに必要な整備費用・運営経費について、国からの特段の財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国における消費者被害・トラブル額は、令和5年度1年間で約8.8兆円と言われている。これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。消費者被害に遭った人のうち、消費生活センター等に相談する人は1割にも満たない中、本県及び市町村の消費生活相談業務により救済された金額は令和6年上半期で約2億円強になる。相談体制が拡充したらより多くの救済が可能となる。
そもそも、地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者施策を展開させるためには、地方公共団体が消費生活相談業務等を行うことが必要であり、その実施のために、国は地方消費者行政に対する消費生活相談員に直接活用できる新たな制度を含む恒久的な財源措置を行うべきであるが、現状、当該制度がない。
また、地方公共団体が消費生活相談員の人件費に活用している、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）については、国の制度により活用期限があり、令和6年度末に全国で約100公共団体、令和7年度末に約220公共団体で相談員人件費が終了する課題がある。恒久的な財源措置が最も求められるものであるが、その創設までの間は、地方消費者行政が消費生活相談員人件費に現在活用している地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長をしないことには、消費生活相談員の雇用継続ができず、地方消費者行政、ひいては消費者行政全体の衰退につながるおそれがある。
また、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）については、対象事業が限定的であるとともに毎年度新たな取組が求められるなど、地方公共団体が活用しにくい制度である。
- 2 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の令和6年度予算額は、国の交付金制度改正前の平成29年度と比較すると全国ベースで約36%まで減少し、これに伴い、事業の一部中止・縮小を余儀なくされている状況である。
さらに、国が現在準備をしている消費生活相談新システムの導入・運営経費について、新たに地方負担が求められているが、国が全国の消費生活相談情報を集約するという機能に鑑み現状と同等の国の財源措置をお願いしたい。

こどもを安心して産み育てる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、総務省】

- 1 こども・子育て政策の充実に係る地方財政支援
 - (1) 幼児教育・保育、副食費及びひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料の無償化
 - (2) 人口減少地域における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
 - (3) 就学前教育・保育施設整備事業の確実かつ円滑な実施
 - (4) 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設
 - (5) 不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設
- 2 先天性代謝異常等検査の公費検査対象疾患の追加
- 3 若者に対する妊孕性や不妊リスクを判断する検査の実施に向けた体制整備

【提案・要望の内容】

- 1 こども家庭庁の創設を機に、本県としても市町村と連携しながらこども・子育て政策の充実に
図る必要がある。地域間格差が生じることのないよう地方財政措置の拡充を含めたこども関連予
算を拡大するとともに、特に以下の項目について、財源の安定確保及び制度の拡充をお願いした
い。
 - (1) 子育てに係る経済的負担を軽減し、切れ目なく全ての子育て世帯を応援するため、幼児教
育・保育の無償化の対象となっていない住民税非課税世帯以外のこどもの保育料の無償化及
び副食費の支援をお願いしたい。また、所得に関係なく発生する放課後児童クラブの利用料
のうち、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等の特に支援を必要とする家庭の利用料につ
いて無償化をお願いしたい。
 - (2) 人口減少地域においても施設を安定的に運営できるよう、現下の課題に対応した公定価格
となっているかの検討をお願いしたい。特に、運営費に占める割合が少数定員園ほど大きい
主任保育士専任加算について、公定価格上の配置基準に含み、専任を必置化するよう見直し
を行うなどの支援制度の拡充をお願いしたい。
 - (3) 就学前教育・保育施設整備交付金について、施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよ
う、令和6年度予算枠を早期に確保するとともに、令和7年度当初予算編成に当たっては、各
施設の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額の確保をお願いしたい。
 - (4) こどもに対する医療費助成については、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が
生じており、自治体によってこどもが受けられる助成内容に差が生じることは望ましくない
ため、国において全国一律のこどもの医療費助成制度の創設をお願いしたい。

- (5) 不妊治療のうち、保険診療と同時に行われる先進医療について、早期に保険適用を行っていただくとともに、保険適用されるまでは、医療費に対する支援をお願いしたい。
- 2 新生児のうちに先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・療育することで重篤な症状や心身の障がい、発達不良等を予防し、こどもの健やかな成長を促すため、現在の公費検査 20 疾患に加えて、脊髄性筋萎縮症 (SMA)、重症複合免疫不全症 (SCID)、ライソゾーム病 (LSD) について、公費検査の対象項目として追加していただきたい。
- 3 若者がプレコンセプションケアについて理解し、将来の妊娠・出産に向けた健康管理を行っていくきっかけとする卵巣予備能検査 (AMH検査等)、精液検査の実施について、職場等の健康診断でオプションとして受診できるような環境づくりについて検討いただくとともに、受診者負担が生じないよう検査に係る財政的支援をお願いしたい。また、男性の不妊リスクを判断する検査については、血液検査等の簡易な検査が可能になるよう研究を推進していただきたい。

【現状・課題】

- 1 こども・子育て政策の強化においては、その役割の多くを担う地方自治体と連携して課題を解決し、支援していくことが重要であり、そのためには十分かつ安定した財源の確保及び制度の拡充が必要である。また、令和6年(2024年)3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、適切に財源を確保すべきである。
- (1) 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳から5歳までの全てのこども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこども等が対象とされたが、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外のこども等は対象となっておらず、また、副食費についても、一部のこどもだけが免除となっていることから、保護者に経済的負担が生じている。
- また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの計画的な整備が進められているものの、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、小学校入学とともに、放課後児童クラブの利用料が所得に関係なく発生するため、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等など、やむを得ずこどもが一人で留守番をするケースも多い。
- (2) 主任保育士専任加算は、主任保育士が保育計画の立案や地域の子育て支援の業務に専任できるよう、代替保育士等を配置するための加算が設けられているが、その要件の中には乳児が3人以上利用している施設であることという少数定員施設では厳しい要件が含まれている。このことをはじめとして、現在の公定価格が人口減少等の課題に対応しているか、また現状に即した単価設定となっているかの検討が必要である。
- (3) 令和6年度の本県における就学前教育・保育施設整備交付金については、4月内示分としては対象の16施設全てにおいて事前協議額と同額の内示を受けることができたが、8月内示分においては、対象の3施設全てが事前協議額の8%程度の額の内示に留まっている。補

正予算の確約がない中、資金調達の目途が立たず、事業実施に着手できていない施設があり、スケジュールが遅れるなど、対応に苦慮している。

- (4) こどもに対する医療費助成については、令和5年4月1日現在で、16府県が入院・通院にかかる医療費を就学前まで助成しており、29都道府県が入院または通院にかかる医療費の助成対象を小学生以上とするなど全国的な取組みとなっているが、各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているのが現状。
 - (5) 不妊治療については、令和4年4月から保険適用になったが、治療の効果を高めるために実施される先進医療は全額自己負担であり、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もある。保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しが必要である。また、現時点では先進医療について、自治体独自に医療費助成が行われているが、自治体の財政状況によって差が生じている。
- 2 先天性代謝異常等検査においては、現状 20 疾病が公費検査対象。熊本県は検査機関との連携のもと、県内産科医療機関の協力により、全国で最も早く拡大スクリーニングの検査体制を確立し、SMA、SCID、LSDの3疾病への検査について全国初の公費助成を実施している。国では令和5年度補正予算により「新生児マスキリーニングに関する実証事業」が始まり、今後、SMA、SCIDについて対象疾患への追加が検討されるが、LSDについても早期治療の効果が認められるため、3疾病を公費検査の対象項目へ追加すべきである。
- 3 不妊治療が保険適用となり治療を開始しやすくなったが、開始年齢が遅くなると治療の効果は低くなり、長期の治療を継続する人が多い現状がある。他方、若年者は自身の卵巣予備能や精子機能を意識することがなく、妊娠・出産・子育てを含めたライフデザインを考えられていない状況がある。検査がライフデザインを考えるきっかけとなるが、検査に対する精神的負担や日程の確保等、若者自ら検査に行くことはハードルが高いため、学校や職場、献血等の生活の場で負担なく検査できる体制を構築することが必要となる。また、検査については、自治体によって差が出ることなく、希望者が費用負担なく受けられる環境を整えることが必要である。
- さらに、精子検査について、現在一般的である精液検査は、血液検査等に比べ、負担が大きいため、検査を希望する若者が少ないと推測される。

こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実

【内閣府、文部科学省、総務省】

提案・要望事項

- 1 保育士・幼稚園教諭等への支援の拡充と人材確保策の推進
 - (1) 保育士等配置に係る新たな加算制度の創設
 - (2) 保育士・幼稚園教諭等の育児休業等の取得促進に向けた支援制度等の創設
 - (3) 保育士修学資金の貸付対象期間の拡充
 - (4) 保育士が養育する就学前児童の保育料の貸付制度の見直し
 - (5) 潜在保育士の再就職支援に向けた支援制度の拡充
 - (6) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
- 2 社会的養育が必要なこどもたちへの安全・安心な生活に必要な児童養護施設等における職員体制の充実

【提案・要望の内容】

- 1 こどもの権利と尊厳を守り、ウェルビーイングを高めるためには、幼児教育・保育に携わる職員が、こどもに笑顔で接することができる環境を整えることが必要である。そのための人材確保等の課題解決に向けた制度の創設及び拡充をお願いしたい。
 - (1) 幼児教育・保育の質の向上や、特別な配慮を要するこどもの増加等により、保育士一人当たりの負担が増加しているほか、年度後半に向けて高まっていく保育需要に対応する必要もあり、現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合の新たな加算制度等（1歳児の配置を6:1→4:1等）の創設をお願いしたい。
 - (2) 保育士・幼稚園教諭等が、産前産後休暇や育児休業、年休・休憩の取得のため、保育士等を代替的に雇用する施設に対する支援制度の創設等をお願いしたい。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の人材確保のために、現在行われている2年間の修学資金の貸付期間について、2年超の修学期間が設定されている養成校入学者には、貸付期間が就学期間と同じ期間となるよう制度の見直しをお願いしたい。また、養成校を卒業後、保育園以外の施設に就職する場合も対象となるケースがあるため、名称を「保育士等修学資金」に変更をお願いしたい。
 - (4) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付について、貸付額及び貸付期間の拡充について制度の見直しをお願いしたい。
 - (5) 潜在保育士の再就職に関する相談・就職あっせん等を行っている保育士・保育所支援センターが保育士登録情報を扱うことができるようにするとともに、保育士登録情報がマイナンバーにより更新できるよう早期の法令等の改正をお願いしたい。

(6) 保育園・幼稚園教諭等について、これまでの処遇改善等加算措置の取組みにより、給与改善が進められてきたものの、依然として他産業平均との給与差があることから、質の高い幼児教育・保育を実践するために、また、高い専門性を持つエッセンシャルワーカーに見合うよう、更なる処遇改善をお願いしたい。

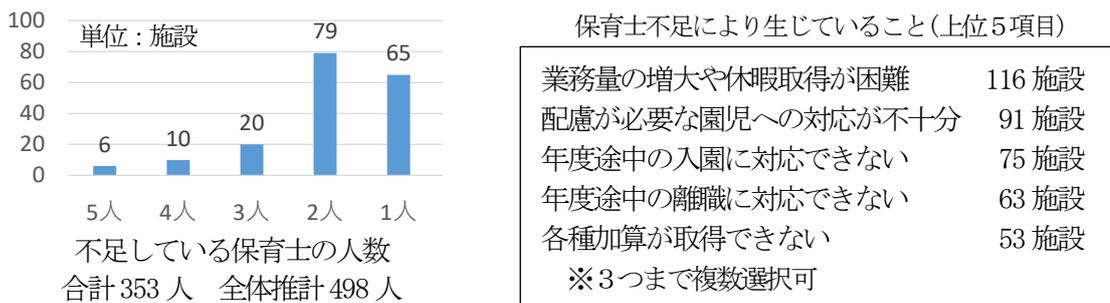
2 児童養護施設等に入所しているこどもたちが、より家庭的な環境の中で生活ができ、必要な支援が十分に受けられ、安全・安心な生活ができるよう、必要な職員定数及び加算職員の定数設定について、要保護児童の実情を踏まえた柔軟な見直しを行い、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費として財政措置が行われるようお願いしたい。

【現状・課題】

1 全国と同様に、本県では、保育士の有効求人倍率が全職種の平均を上回る状況や指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、幼児教育・保育人材の確保に大きな課題がある。さらに、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士配置基準の改善や、こども誰でも通園制度の創設などにより、人材確保策の推進が急務となっている。そのため、国と地方自治体が連携して取り組むために、補助事業や制度の拡充、創設が必要である。

◆ 熊本県保育士不足に関するアンケート：R5. 12. 13～12. 25 実施

対象：県内 444 認可保育所、回答総数 315 施設（回答率 70. 9%）



(1) 保育士の配置基準については、3歳児は給付費等の加算制度（20：1→15：1）が既に設けられている。4・5歳児の職員配置基準の改善（30：1→25：1）及び加算制度が令和6年度に、1歳児についての改善等（6：1→5：1）が令和7年度以降に実施予定ではあるが、より一層の改善が必要である。

また、乳児及び1・2歳児の保育所等への入所が増加している中、調理従事職員についても、離乳食や食物アレルギーへのきめ細かな対応が求められている。よって、保育士及び調理従事職員の加算制度の創設により、負担軽減を図る必要がある。さらに、無償化等に伴う事務量の増加による負担が増している事務職員についても専任職員1名分の人件費の確保が必要である。

保育士についても、年度途中に入園する乳幼児が多く見込まれる施設において、年度当初から保育士を雇用し、年度後半においてもなるべく待機児童が発生しないように取り組んでおり、加算制度等の創設により実態に見合う改善が求められる。

(2) 育休等の取得を予定している保育士と代替保育士が同時に配置される期間や復帰後の配置などを継続することで費用が嵩むことから一定の負担軽減が必要となる。また、保育士不足により生じる課題として最も回答の多かった項目は「業務量の増大や休暇取得が困難」となっており、保育士の負担軽減を図る必要がある。

(3) 令和6年度保育士修学資金貸付事業対象者 137 人のうち、4年制大学の人数は 29 人となっている。専門性を高めていく基盤となる人材育成や、高校生等への進学支援のためには、4年間の貸付期間の拡充が有効である。補助金の名称については、制度の対象となるにもかかわらず、幼保連携型認定こども園等への就職控えが発生しているとの声もあり、「保育士等修学資金」と名称を変更する必要がある。

(4) 県内の保育所等に再就職又は育休から復帰する保育士に対する未就学児の保育料の貸付額については、現在、半額（月額上限27千円）となっている。また、貸付期間は、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間が限度となっている。貸付額や期間を拡大することで、配置基準の見直しや、こども誰でも通園制度の実施、配慮が必要な子の増加等による保育士不足に対し、潜在保育士の再就職支援や離職防止対策として有効である。

(5) 保育士登録の情報については、都道府県が保有しているが、潜在保育士の再就職支援を都道府県から受託している保育所・保育士支援センターがその情報を直接扱うことはできず、支援内容等の効果的な周知ができていない。さらに、都道府県が保有している保育士の住所情報も適宜更新が必要なため、マイナンバーによる情報連携・更新ができるよう法令等の改正が必要である。

(6) 熊本県 全職種：年収4,237.0千円（R5年度）
 保育士（男女）：年収3,798.5千円 年収差▲438.5千円（月額差▲36.5千円）
 幼稚園教育・保育教諭（男女）：年収3,885.0千円 年収差▲352.0千円（月額差▲29.3千円）

2 社会的養育が必要な児童については、里親等による家庭的な養育を推進している。しかし、里親等による養育が困難な児童も存在しており、その場合には、小規模化、地域分散化された児童養護施設等で、可能な限り家庭的環境で養育を行っている。

近年、施設入所児童は、虐待の影響などで医療的なケアが必要な児童が増加しており、各施設では、服薬管理、発作時や病院受診時の対応など、支援が必要な児童への適時、適切な対応が課題となっている。

各施設では、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費の支弁が認められる範囲で看護師などの必要な職員を配置しているが、入所児童への支援はもとより、家庭的な養育環境の確保や施設の多機能化などの取組みにより業務量が増大、マンパワー不足に苦慮している状況。

このため、児童入所施設措置費の支弁対象となる職員数については、支援対象児童の数に応じた累進的設定を行うなどの見直しを行い、各施設の実態に応じた柔軟な職員配置を可能にし、入所児童の最善利益に資する生活環境を整える必要がある。

(参考) 児童養護施設の職種別定数表

児童養護施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員・保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

加算職員の一例（児童養護施設）

加算種別	加算職員数等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人
里親支援専門相談員加算	2人まで。
心理療法担当職員加算	2人まで。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。管理宿直等職員1人。（非常勤）
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
家庭支援専門相談員加算	2人まで。
自立支援担当職員加算	1人。

地方税財源の充実確保

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

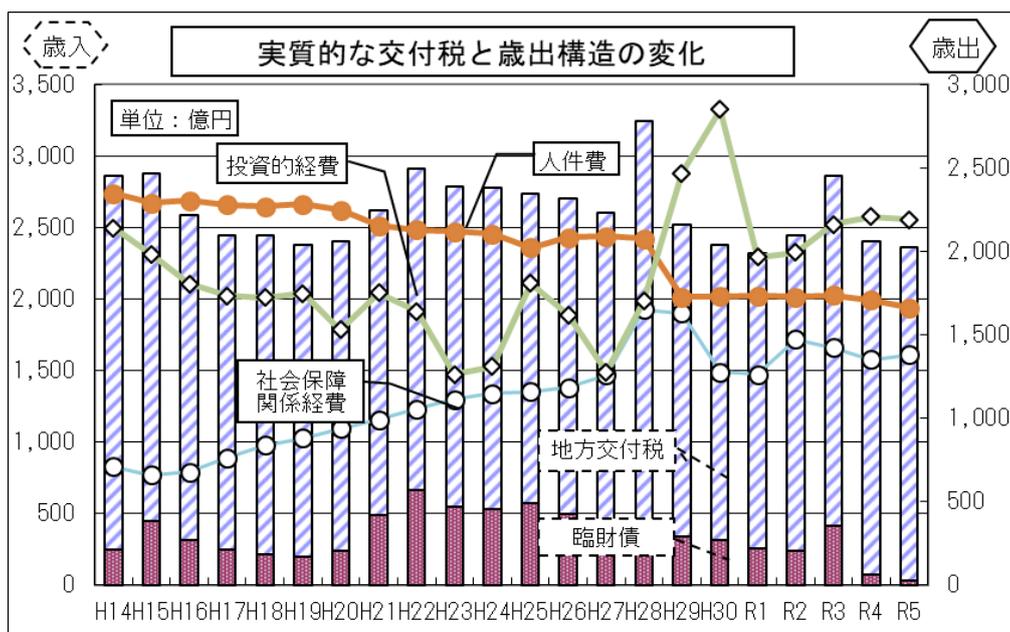
- 1 地方一般財源総額の充実確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 安定的な地方税体系の構築
- 4 過疎対策の充実強化

【提案・要望の内容】

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされた。
同方針により、2025 年度から 2027 年度までの 3 年間について、一般財源の総額が 2024 年度と実質的に同水準確保されることとなったが、2025 年度以降についても、社会保障関係費や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方創生、人口減少対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。
- 2 地方交付税については、その総額を確保とともに、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- 3 償却資産課税、ゴルフ場利用税、収入金額課税については、地方財政を支える貴重な財源となっているため、現行制度を堅持（なお、償却資産課税にあっては、特例措置の確実な終了）していただきたい。また、自動車関係諸税に関する今後の検討にあたっては、道路ネットワークの改良や維持補修に必要な貴重な財源であることを十分に踏まえ、税財源を確実に確保していただきたい。
- 4 人口減少や少子高齢化の進展等により、過疎市町村を取り巻く状況は厳しさを増す中でも、過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、水道未普及地域の解消や大型ごみ処理施設の集約など、必要な生活基盤の整備に対応するにあたり、過疎対策事業債（ハード分）の必要額を確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1、2 これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの懸命な歳出削減努力により吸収してきたが、平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨災害と相次ぎ大規模災害に見舞われ、災害関係の県債償還が本格化する中、本県の財政運営は、厳しい状況にある。



3 市町村税の基幹税目である償却資産課税の縮減・廃止は、市町村の財政運営に極めて重要な影響を及ぼすことから、地方六団体からも現行制度堅持、特例措置の確実な終了等の強い要望が行われている（令和5年度決算速報値：253億円）。

ゴルフ場利用税の7割は、ゴルフ場所在の市町村へ交付されている。本県のゴルフ場所在市町村の多くは中山間地域であり、とりわけ財政基盤が弱い市町村にとっては、貴重な財源となっている（令和5年度決算：6億円）。

また、自動車税は県税収の基幹税であり、令和6年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）においても「電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する」とされている（令和5年度決算：238億円）。

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、長年、地方税収の安定化にも大きく貢献している。大綱においても「地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている（令和5年度決算：25億円）。

4 過疎対策の主な財源である過疎対策事業債（ハード分）について、県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%、令和6年度が76.1%（一次協議時点）という状況にある。

単位：百万円

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度（一次協議時点）		
	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率
過疎債 （ハード分）	11,119.2	11,109.9	99.9%	18,877.1	16,947.6	89.8%	19,514.7	16,695.3	85.6%	14,615.8	11,128.1	76.1%

質の高い教育の提供

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 学校における働き方改革及び教員不足解消に向けた取組の更なる推進
- 2 教員採用選考試験の全国共同実施に向けた取組の推進
- 3 少人数学級によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備等
- 4 学校現場における支援体制強化

【提案・要望の内容】

- 1 各校種に係る標準法定数の改善や教職調整額の大幅引上げなど教員の抜本的な処遇改善を実現するとともに、業務改善や効率化などの学校における働き方改革及び教員不足解消に資する地方自治体の取組に係る財源確保（処遇改善分の裏付け財源を含む）をお願いしたい。また、この処遇改善に伴い、加配定数の合理化を進めるなどの教育環境の悪化を行わないこと。
- 2 国において予定されている教員採用選考第一次考査の全国共同実施については、地方の財政負担に配慮しつつ、早期実現に向けた検討を進めていただきたい。
- 3 児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために以下の改善をお願いしたい。
 - (1) 小学校 35 人以下学級導入に伴う財政支援及び中学校 35 人以下学級の導入
 - (2) 特別支援学級の学級編制の標準の引き下げ
 - (3) 少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持及び通級指導・日本語指導教室のための加配の基礎定数化における要件緩和
 - (4) 専科指導加配における指導者に係る要件緩和
 - (5) 水産系高校の実習船船員の標準法算定の対象化や加配措置創設等による財政支援
- 4 地震等で被災した児童生徒への支援体制の充実のための加配措置を継続していただきたい。
また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 全国的に問題となっている教員不足は本県においても深刻化しており、教職員の定数増の前提として、働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。本県でも教育職員の在校等時間に関する「上限方針」を定め、業務量の適正な管理等に取り組んでいるが、令和 5 年度調査では、月 45 時間超の教職員が 30.0% であり、上限時間の範囲内としていくためには、業務見直し及び教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。
このため、外部委託やDXを活用した業務改革、教員のイメージアップのための取組、更には教職調整額の大幅引上げなど教員の処遇改善や新規の教員採用者に対する高等学校等在籍時の育英奨学金の返還免除制度の創設など、教員の人材確保を図るための取組みに係る制度改正や十分な予算措置が必要である。
- 2 文部科学省が令和 5 年 5 月 31 日に提示した教員採用試験の今後の方向性において、教員採用選考（第一次考査）の早期化、複数回実施に加え、全国共同実施の実現可能性に係る調査・検討の必要性がうたわれている。
現在は、各県独自に第一次考査の問題を作成しており、業務負担が大きい。第一次考査が全国共同で実施され、全国統一の問題が提供されれば、問題作成に係る各県の事務負担軽減に資する

と考えられる。

- 3 (1) 小学校 35 人学級に伴い十分な教室数が必要となるため、教室確保等学校施設の整備に対して十分な予算措置が必要である。また、令和 3 年度から中学校 1 年生で県独自に 35 人学級編制を導入している。教育の質の向上には 35 人以下学級の推進が効果的であり中学校でも学級規模の適正化に向けた定数改善が必要である。

- (2) 本県では、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加し、学級数が年々増加していることから、よりきめ細かに個に応じた指導ができるよう教職員数の増員が必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（※熊本市を除く。（R6.5.1 時点））

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小中計	761	805	844	869	911	976	1022	1059	1091	1104	1116

- (3) 本県では、基準に満たない 200 人未満の小規模な小・中学校が全体の約 6 割を占めているため、今後基礎定数化が進むことで加配数の減少が想定される。また、通級及び日本語指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになり支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがある。

- (4) 小学校英語教育及び教科担任制推進分の専科指導に係る加配要件として、授業時数はやや緩和（週 24 コマから、地域の実情等を考慮し概ね週 20 コマ程度へ）されたものの、依然として高い専門性（小学校英語教育専科は中学校・高等学校の免許状保有または CEFR B2 相当以上の英語力が必要等）が求められている。教員不足が深刻な状況にあって、この要件を満たす人材を十分に確保することが困難な状況にある。

- (5) 実習船の船員が標準法の対象外では、地方財政が厳しくなる中、公立の水産・海洋系高等学校から、日本の水産・船舶業界に貴重な人材を供給することが困難になりつつある。

- 4 熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨からの教育の復旧・復興には、被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が引き続き不可欠である。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の採用を進めるとともに、県独自に障がいを有する事務補助員を雇用している。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、新たな加配や障がいを有する教職員をサポートする支援員等、合理的配慮に係る人員配置が必要である。

特別支援教育に係る環境整備

要望事項	【総務省、文部科学省】
<ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校における「特別支援教育支援員」の増員 2 「特別支援教育支援員」の配置実態に即した地方財政措置の実施 3 高等学校における「通級による指導」の実施に係る加配教員の拡充 	

【提案・要望の内容】

- 1 生徒の障がい状況の重度化・複雑化に対応するため、高等学校の特別支援教育支援員の配置水準を、段階的に義務教育段階に近づけるようお願いしたい。
- 2 特別支援教育支援員の地方財政措置について、高等学校での特別支援教育を希望する生徒の増加に伴い、現行の算定方法では必要数と乖離があるため、配置実態に即した財政措置をお願いしたい。また、市町村で配置している特別支援教育支援員についても、財政措置の拡充をお願いしたい。
- 3 高等学校における「通級による指導」を充実するため、加配教員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 特別支援教育支援員の各学校段階及び1校当たりの配置予定人数の推移は下表のとおりである。高等学校では、令和6年度は全国で900人の措置行われ、1校当たりの配置人数に換算すると0.26人/校となる。本県でも、ほぼ同じ水準で令和6年度の配置を行っているが、障がいの程度が非常に重度の生徒の入学希望が増えているため、義務教育段階で提供されていた合理的配慮を特別支援学級がない県立高等学校で継続して提供するのは、大きな困難が生じている。
- 2 「令和5年度 地方交付税制度解説（単位費用篇）地方交付税制度研究会発行」によると、「生徒数」を測定単位とする生徒経費の中の報酬の積算内容に特別支援教育支援員（会計年度任用職員が想定されている）が含まれており、積算額は14,466千円と示されている。

本県で特別支援教育支援員（会計年度任用職員）を雇用する1人当たりの経費は、平均約2,500千円程度であり、地方交付税として措置されている積算額で雇用可能な人数は、5～6人程度となる。本県では、令和6年度から高等学校での学びを希望する生徒の進学に伴い、特別支援教育支援員の配置を9人から15人に拡充した。今後もこのようなインクルーシブ教育を求めるニーズは拡大することが想定され、特別支援教育支援員の更なる増員は必須である。県の負担が増大するため、配置実態に即した財政措置をお願いしたい。

また、本県の市町村においても、特別支援教育支援員を多数配置しており、その負担が増大していることから、財政支援拡充の要望が上がっている状況である。

【表】

公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校における特別支援教育支援員の地方財政措置人数の推移（全国）									
	幼稚園			小・中学校			高等学校		
	総設置園数	地財措置人数	1校当りの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数	総設置校数	地財措置人数	1校当たりの配置人数
H28	4,579	6,500	1.42	29,588	46,800	1.58	3,620	500	0.14
H29	4,505	6,900	1.53	29,368	48,600	1.65	3,606	500	0.14
H30	4,391	7,600	1.73	29,154	55,000	1.89	3,594	500	0.14
R1	4,217	7,800	1.85	28,894	56,600	1.96	3,582	600	0.17
R2	4,083	7,900	1.93	28,664	57,000	1.99	3,570	900	0.25
R3	3,966	8,200	2.07	28,587	56,900	1.99	3,556	900	0.25
R4	3,833	8,400	2.19	28,394	58,100	2.05	3,524	800	0.23
R5	3,691	8,200	2.22	28,200	60,500	2.15	3,490	800	0.23
R6	3,691	8,600	2.33	28,200	63,700	2.26	3,490	900	0.26

※R6の総設置校数は調査前のため、R5と同数としています。

3 令和5年度、6年度に新たな県立高等学校で「通級による指導」を行うため、文科省に加配の追加申請を行ったが認められなかった。

本県では、中学校で「通級による指導」を受けている生徒のうち約97%、「特別支援学級」に在籍していた生徒のうち約61%が高等学校へ進学している。このように、中学校で特別な場で特別支援教育を受けてきた多くの生徒が高等学校に進学しており、「通級による指導」のニーズが高い。これらのニーズに対応するため、本県では県内11地域の全てに通級による指導の実施校を設置することを目指している。県立学校教員定数内による措置では、今後実施校数を増やすことが非常に困難であるため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」第2条第3号第1項に係る通級加配教員を拡充していただきたい。

誰一人取り残さない教育環境の実現

提案・要望事項

【内閣府、総務省、文部科学省】

- 1 中学校夜間学級（夜間中学）設置への支援等
- 2 校内教育支援センターに係る財政支援の継続
- 3 フリースクールに係る支援制度の創設
- 4 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の拡充
- 5 学びの保障のための学習指導員増員に必要な予算の確保
- 6 高等学校等卒業者に係る新たな県育英資金の返還支援制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 文部科学省事業である夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）について、補助額上限の引上げ及び年間学校運営費の補助期間の延長をお願いしたい。
- 2 令和5年度の補正予算において「校内教育支援センターの設置促進」を講じていただいている。不登校児童生徒が通う校内教育支援センターの設置拡充を図っていくためにも、令和6年度以降も継続的な財政支援をお願いしたい。
- 3 不登校児童生徒の学校以外の教育の場として、利用者が増加傾向にあるフリースクールやそこに通っている児童生徒の保護者等への支援制度の創設をお願いしたい。
- 4 日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援員配置に係る補助制度の拡充（制度の見直しを含む）をお願いしたい。
- 5 「補習等のための指導員等派遣事業」の予算額の拡充をお願いしたい。
- 6 大学等卒業後の若者の地元定着のための育英奨学金返還支援制度については、地方財政措置が講じられている。しかし、高校等卒業者への同様の支援制度は、市町村に限られ、県が実施する場合の制度整備がなされていないため、新たな県育英資金の返還支援制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では、令和6年4月に県立の夜間中学を開校した。これまでにハード、ソフト両面で多額の費用を負担しており、今後も県下全域において学びを必要とされる方々に学びを保障するためには、ICT機器の充実や通学補助等のさらなる費用負担が想定される。このため、国において補助上限額の引上げ及び補助期間の延長が必要である。
- 2 熊本県における校内教育支援センターの設置数は、20市町村に36教室設置されている。不登校対策として、教室には入れないが、校内教育支援センターには登校することができる生徒もおり、同センターの取組が効果を上げている。県としては、市町村に対して校内教育支援センターの設置を促進しているが、同センターを設置する際の経費等に課題がある。
- 3 近年、本県においてもフリースクールに通う児童生徒が増加しており、フリースクールが不登校児童生徒の安定的な居場所の確保に一定の役割を担っているが、保護者の経済的負担が大きく、その軽減が必要である。
- 4 本県内で日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、令和6年度からのJASSM操業開始に伴い、さらなる増加が予想され、支援体制の拡充は急務である。また、日本語指導ができる人材の確保や配置については、市町村ごとの事情にもきめ細かく対応する必要があることから、外国人の子供の就学促進事業と同様に、市町村が直接申請できるよう補助制度を見直す必要がある。

【日本語指導に係る県内の状況】※県独自調査

(令和5年9月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校
学校の総数	234校	114校	2校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒が在籍する学校数	41校	18校	0校
日本語指導が必要な外国・日本国籍の児童生徒数	63人	35人	0人

- 5 子供たちの学びを保障するためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進していく必要があり、教員の授業力向上は不可欠である。そのため、本県では教員の授業力の向上や各学校の校内研修の充実を図るため、独自に学習指導員（学力向上アドバイザー）を配置しており、一定の成果を上げている。

今後更に成果を上げるため、学習指導員（学力向上アドバイザー）の拡充を予定しているが、例年、「補習等のための指導員等派遣事業」の本県の希望する額に対して内示額が低いため、本事業を幅広く実施できない状況がある。子供たちの学びを保障するためにも、本事業に係る国予算の増額が必要である。

- 6 大学等卒業後の若者の地元定着については、本県では特別交付税措置の対象となる「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業」により、毎年複数の人材が地元就職する等成果を上げているが、高校等卒業者については、県に対する国の支援制度がない状況である。高校等卒業者への支援制度は、市町村に限られるが、市町村においては、市町村ごとに企業が偏在していること等の理由で未実施が多い。

本県においては、高校等卒業者の県内就職率が全国平均に達しておらず、約35%が県外に就職している状況である。

このことを踏まえ、高校等卒業者に県内の就職先を選択してもらうため、就職後に奨学金返還の不安なく、安心して生活できるよう高校等卒業者に対する新たな県育英資金の返還支援制度の創設が必要である。

魅力ある学校づくりの推進

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に係る事業費の確保
- 2 高校生キャリアサポート事業に必要な予算の確保
- 3 国際バカロレア教育に係る財政支援及び加配措置
- 4 小規模校の学びの充実のための遠隔授業の要件緩和

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大及び十分な事業費の確保をお願いしたい。
(2) 高等学校DX加速化推進事業 (高等学校DXハイスクール) の国指定事業について、来年度以降の事業費の確保等をお願いしたい。また、本県では国の指定が終了する「創造的教育方法実践プログラム事業」についても、国による継続した事業費の支援をお願いしたい。
- 2 高校生キャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業)」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 3 国際バカロレア認定に関し、申請及び認定後のプログラム運営に係る財政支援と、認定後の学びの効果を最大限発揮するための加配措置をお願いしたい。
- 4 文部科学省の「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、本県が取り組んでいる「熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業」について、「教科・科目充実型」の遠隔授業において定められている「配受信側の生徒数が合わせて40人以下」という要件の緩和をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県では各種指定校を「熊本スーパーハイスクール (KSH)」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に向け、現在の指定校の指定の継続と、更なる指定枠の拡大、これらの先進的な取組が可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。
また、高等学校DX加速化推進事業 (高等学校DXハイスクール) について、各学校においてICTを活用した文理横断的な探究的な学びを推進するためのICT機器が必要である。
さらに、本年度末で本県では国指定が終了する「創造的教育方法実践プログラム事業」については、地域課題解決に向けた探究活動においてオンラインを活用した外部機関との連携やVR等の先端技術の有効活用を通して、災害からの復興を担う人材の育成に資することができた。これらの成果が一過性のものとならないよう、他校への波及や横展開を推進する必要がある。そのため必要な予算については、引き続き、支援を頂きたい。
- 2 就職を希望する生徒が多い高校や工業高校、特別支援学校に計23人の就職支援員を配置して

事業を行っている。就職支援員の配置には国の教育体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）を活用して事業を進めているが、近年、交付決定額が申請額に対して大幅に減額されている。このため、県に超過負担が生じており、本事業及び他の事業の実施に支障をきたしている。TSMCの本県進出によって、これまで以上に就職支援員の役割は大きなものとなり、地域人材の育成及び確保のためにも本補助金の満額交付をお願いしたい。

3 今年度から熊本県立八代中学校においてミドル・イヤーズ・プログラムの試行を開始し、令和9年度に同八代高校へディプロマ・プログラムの導入を目指して取り組んでいるが、施設・設備の整備や教員の確保及び育成に当たって、国からの財政支援措置がない中で、費用負担が課題となっている。また、上記プログラムを実施するためには専任教員が必要であり、教員のか配措置が必要である。

4 本県では、文部科学省事業である「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、「熊本版COREハイスクール・ネットワーク事業」として取り組んでいる。本事業で遠隔授業を実施するにあたり、配受信側の生徒数は合わせて40人以下とする要件のために、遠隔授業を希望している小規模校の生徒が受講できない場合がある。小規模校の生徒の多様なニーズに対応するために、人数超過の程度や授業の内容、指導体制等を総合的に勘案して教育の質が担保できると認められる場合に限り、40人を若干名超えても遠隔授業が行えるよう、要件の緩和をお願いしたい。

G I G Aスクール構想の推進

提案・要望事項

【文部科学省】

I C T環境整備に係る財源の確保及び財政支援

- (1) 学校における I C T環境の持続的活用のための財政支援
- (2) 高等学校の1人1台端末の更新のための財政支援
- (3) 学校が取り扱う電子情報のセキュリティ対策のための財政支援

【提案・要望の内容】

- (1) 国策であるG I G Aスクール構想の下で整備した学校の I C T環境を持続的に活用できるよう、 I C T機器の保守管理、端末の更新、 I C T支援員の配置及び適切なネットワーク整備等に係る費用について、継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。加えて、デジタル教科書や学習用ソフト等の導入など、 I C T活用に必要不可欠な費用に係る財源の確保のほか、家庭学習に必要な通信費の支援制度に係る通信費の拡充や低所得世帯に限らない制度にするなど見直しをお願いしたい。
- (2) 国策であるG I G Aスクール構想の下で、小・中・高等学校に配備された1人1台端末の更新に係る費用に関し、小・中学校に加えて、高等学校についても、切れ目なく I C Tを活用した学びを保障するため、国費による財政支援をお願いしたい。
- (3) 学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- (1) 義務教育段階の1人1台端末の更新に係る費用は、3分の2の国費支援がなされ、3分の1の費用についても地方財政措置も確保されているが、令和7年度以降の I C T環境整備・維持管理に係る費用負担（地方財政措置を含む）のあり方については、国の方針が明確でない。また、 I C T機器の保守管理、回線費、 I C T支援員の配置などについて、多大かつ長期的な財政負担が見込まれる。さらに、デジタル教科書の無償化や学習用ソフト等の導入など、 I C Tを活用した学びを推進するための費用が必要である。加えて、家庭学習に必要な通信費の支援制度は、低所得世帯のみ対象で年間14,000円（月額約1,170円で1G（動画約120分）程度）の最低水準である。更に、教育D Xに係る当面のK P Iで示された必要なネットワーク速度を確保するには、新たな整備計画の策定及びそれを裏付ける財政支援（地方財政措置を含む）が必要である。
- (2) 本県においては、令和3年度までに公費（国費）負担により整備した県立高等学校の1人1台端末の更新について、BYOD（生徒・保護者負担による整備）を基本として検討を行っているが、端末の購入費用は高価であり、生徒・保護者にとって負担が大きい。小・中学校から切れ目なく I C Tを活用した学びを保障するために、BYODの場合においても、公費による負担軽減を図り、1人1台端末を確実に整備する必要がある国による財政支援が必要である。
- (3) 令和6年1月に改訂された国のガイドラインに示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの統合を前提としたパブリッククラウド活用における強固なアクセス制御などの技術的な対策には、多大な財政負担が生じる。そのため、都道府県及び市町村の財政負担を軽減する補助制度の創設等の財政支援が必要である。

教育環境の整備

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援
- 2 特別支援学校の教育環境整備のための予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 公立学校施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業等の各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算において必要な予算を確保するとともに、実状に見合う補助単価の引上げなど、県立学校施設整備に対する国庫補助化を含めて十分な財源措置及びその拡充をお願いしたい。また、人口が急増している地域等における公立学校施設の新增築に係る負担割合の大幅な引上げや、35 人学級編制に伴う教室確保等の負担を軽減するための財政措置の充実をお願いしたい。
- 2 特別支援学校の教室不足の解消に向けて、既存の特別支援学校の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修及びバリアフリー化工事等令和7年度以降に各設置者が計画する各種事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置、地方債における交付税措置率の引き上げなどが必要である。
また、人口が急増している地域等においては、児童生徒数の増加に伴い学校の新增築を行う必要があるが、工事の実施単価と国の補助単価には依然として2倍以上の乖離があり、市町村の負担が過大なものとなっているため、大幅な補助単価の引上げ等による財政措置が必要である。
- 2 現在、平成30年度に策定した整備計画に基づき、教室不足解消に向けた施設整備を進めており、令和5年度の教室不足数は、前回調査時より90室を減じたが、依然として91室が不足している状況である。そのため、今後も引き続き、教室不足解消に向けた環境整備事業を実施していく必要がある。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	R 4	R 5	R 6
	百万円	百万円	百万円
公立学校施設整備費 (①+②+③)	68,729	68,718	68,346
① 公立学校施設整備費負担金	41,237	38,811	50,532
② 学校施設環境改善交付金	27,492	29,807	17,727
③ その他		100	87

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

提案・要望事項

【文部科学省】

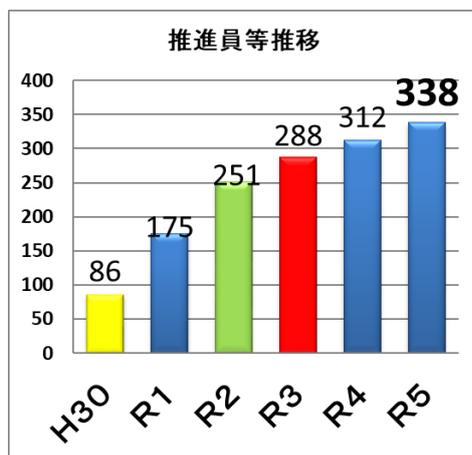
- 1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の確保
- 2 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業に係る財源の確保と継続

【提案・要望の内容】

- 1 いじめ・不登校等の未然防止とその解消、身近に発生した事件・事故等でショックを受けたり、自然災害で被災したりするなどした児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校や市町村からより手厚い支援を求める声が多く聞こえることから、学校のニーズや地域の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いしたい。
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、本補助事業の令和7年度以降の継続と必要な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズはすべての校種で高い。近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のための活用が増加している。また、突発的な事案に係る児童生徒等の心のケア、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題であることから、本県事業の拡充と円滑な実施へ向けた予算の確保が必要である。
- 2 本事業により、各学校におけるコミュニティ・スクールの導入及び市町村における地域学校協働活動推進員等の配置は年々進んでいる。その結果、子供たちは多くの大人との関わりが増えたことにより、地域の活性化につながったり、教育活動が豊かになったりしてきている。今後も地域と学校の連携・協働体制の整備を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、本事業の継続的な財政支援が必要である。



県内 小中義務教育 学校数	地域学校協働活動 (地域学校協働本部及び 推進員による学校カバー数)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会設置学校数)
351校	351校 (推進員338名)	348校 (国版330校、熊本版18校)
	100% (学校カバー率)	99% (国版94%、熊本版5%)

安心して私立学校に通える教育環境の実現

提案・要望事項

【総務省、財務省、文部科学省】

- 1 学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化
- 2 保護者の経済的負担軽減のための制度拡充
- 3 私立学校施設の耐震改築事業に対する所要の予算確保
- 4 省エネ・脱炭素化対策等を踏まえた空調設備整備に係る補助制度の継続及び所要予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のため、経常的経費、施設・設備の整備及び外部人材等の配置等に対する財政支援の強化をお願いしたい。
- 2 私立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減とともに、教育の地域間格差を生み出さないよう、国による高等学校等就学支援金の完全無償化等、制度拡充を図っていただきたい。
- 3 能登半島地震も踏まえ、進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。
- 4 私立学校の教室や体育館等で空調設備を整備する際の、補助制度の継続及び所要予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県の高校生の約38.0%（全国第5位）、幼稚園児の約87%が学ぶ私立学校は、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしているが、少子化の影響により経営状況は厳しく、学習環境の充実が思うように進められない状況にある。公私の区別なく学習環境の充実や教職員の働き方改革を促進させるため、特にICT教育環境の整備や専門的な外部人材の配置を促進する必要がある。しかし、私立学校施設整備費補助金は、事業計画書を提出したが不採択又は国庫補助率を大きく下回る交付となっており、所要予算の確保が必要である。また、経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）は、新たに追加された教員業務支援員の推進の上限額（最大30万円）が当該私立学校の負担に比べ十分ではなく、補助制度の拡充が必要である。
- 2 令和2年度から私立高等学校授業料の実質無償化が始まったが、年収が590万円以上の世帯の負担や施設整備費等の生徒の負担が依然として大きく、国により完全無償化することを求める。また、令和2年7月豪雨被災者の多くがまだ生活再建の途上にあり、被災生徒の就学機会を確保するためには、通学面の支援など長期的な対応が必要である。
- 3 耐震改築事業への補助については令和6年度（2024年度）まで延長されているが、現在のところ3校7施設が令和7年度以降に工事が行われる予定である。熊本地震から8年が経過する中、工事未了の学校があり、また能登半島地震など災害が頻発しており、生徒の命に関わる問題として早急な対応が求められることから、継続的な耐震改築事業に対する補助制度が必要である。
- 4 省エネ・脱炭素化への対応、及び近年の気温上昇が続いている中での熱中症対策という視点から、生徒が活動する体育館等の施設における空調設備の整備が急務となっている。そのため、令和6年度（2024年度）予算で事業化された施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））の継続が必要である。また、整備には億単位の高額な費用を要するため、整備を希望する学校が十分な補助を受けることができるよう、所要予算の確保が必要である。

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

提案・要望事項

【文部科学省】

- 1 高等学校専攻科生の経済的負担軽減のための修学支援制度の拡充
- 2 高等学校専攻科生への給付型奨学金の支給対象拡大

【提案・要望の内容】

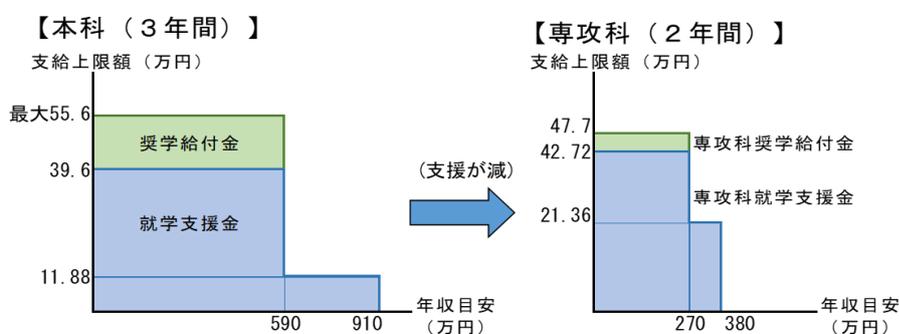
高等学校専攻科に通う生徒は、制度の狭間で学費及び生活費への支援が十分に受けられない状況にあることから、以下のとおり経済的負担軽減のための制度拡充を図っていただきたい。

- 1 高等学校専攻科は中等教育に位置付けられるものの、修学支援制度上の取扱いは専修学校並みであるため、高等学校専攻科生も本科生と同等の学費支援を受けられるよう、修学支援制度を拡充していただきたい。
- 2 高等学校専攻科は高等教育を対象とする給付型奨学金の支給対象外とされているため、高等学校専攻科生も給付型奨学金の支給対象としていただきたい。

【現状・課題】

- 1 高等学校等専攻科の生徒への修学支援においては、同じ中等教育でありながら、本科の就学支援金と比べ支援対象となる年収区分の上限が低いことから、本科と同じ制度に拡充を図るとともに、国2分の1、都道府県2分の1となっている負担割合を、全額国庫負担により措置されるよう要望する。

○私立高等学校本科から専攻科に進む場合の学費支援状況



- 2 大学、高等専門学校、専門学校等の学生は、高等教育の修学支援制度により、授業料減免と給付型奨学金を受けることで、安心して就学することができるものの、高等学校専攻科に進学した生徒は、給付型奨学金の対象外であるため、学生生活を送るための費用を捻出しなければならない。

とりわけ、生活保護受給世帯の子どもが、高等学校に進学した場合、3年生までは保護費（生活扶助・生業扶助）の対象であるが、専攻科がある場合で4年（専攻科1年）以上になると、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。このため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもが、高等学校専攻科へ進学した場合も、大学、高等専門学校、専門学校等に進学した場合と同様な給付型奨学金が給付されるよう要望する。

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

【文部科学省】

提案・要望事項

「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への早期の追加記載

【提案・要望の内容】

本県で取り組みを進めている「阿蘇」の世界文化遺産への登録に向けて、早期の世界遺産暫定一覧表への追加記載をお願いしたい。

【現状・課題】

「阿蘇」は、平成20年（2008年）に暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられ、その際に示された指摘・課題等に対して、県と関係市町村が共同で取り組みを進めている。

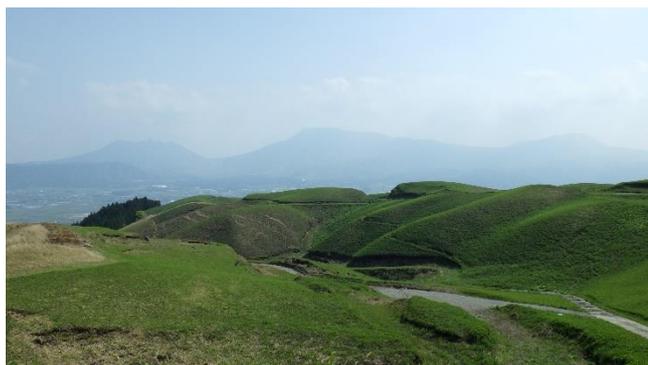
令和5年3月、県と関係市町村は文部科学省及び文化庁に「阿蘇の早期の暫定一覧表記載」について要望活動を実施。その際、文部科学省から、世界に向けて説明できる世界文化遺産としての価値の整理と資産候補地の法的保護を更に進めるよう指摘された。

そのため、世界文化遺産としての価値については、令和5年度の2回の阿蘇世界文化遺産学術委員会での議論を経て更なる整理を行い、具体的な内容をまとめ、令和6年4月30日に、世界遺産暫定一覧表追加に係る提案書を文部科学省及び文化庁に提出した。

また、資産候補地の法的保護については、これまで3次にわたり草原を中心に重要文化的景観の選定を受けており、更に法的保護を進めるため、第4次の追加選定申出に向けて取り組みを進めているところ。

このほか、令和6年10月には、「阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議」など官民の関係団体が連名で「持続可能な阿蘇の実現に向けた共同宣言」を宣言し、県民の機運が醸成されるとともに、県においても、同月から、担当局名を「地域振興・世界遺産推進局」に改称し、専任課として「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」を新設するなど、阿蘇の草原再生及び世界文化遺産登録の業務を一元化し、さらなる推進体制の強化を行ったところ。

しかし、「阿蘇」における重要文化的景観の選定については、これまで全国で重要文化的景観に選定された地域より遥かに資産候補地が広大であり、且つ、多くの地域住民の居住地に範囲が及ぶことから、保護措置の完了までには相当の期間を要する見込みである。このことから、「阿蘇」を暫定一覧表に追加記載いただくことで、地域の更なる機運醸成につなげ、重要文化的景観選定申出の期間短縮を実現したい。そのために、「阿蘇」の早期の暫定一覧表への追加記載に向けた貴省の御支援をお願いしたい。



【重要文化的景観に選定された草原】

選手育成と地域のスポーツ振興

要望事項	【文部科学省】
<p>1 次世代アスリートの選手育成支援の充実と環境整備</p> <p>2 パラアスリート育成に係る取組みへの支援</p> <p>3 総合型地域スポーツクラブ育成支援及び部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた一体的な整備に係る予算の確保</p>	

【提案・要望の内容】

- 1 2019 年の本県開催のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会、東京 2020 五輪及び北京 2022 冬季五輪等を含む、国際大会の開催レガシーとして、本県における次世代アスリートの育成強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成のため、障がい者スポーツ競技団体、障がい者スポーツ指導者協議会等の組織基盤の強化や取組みの充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 本県における地域スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。また、部活動の地域移行に関しては、各市町村の実情に応じて取組を進めているが、指導者確保や指導者への謝金が課題となっている。このような課題に対応し、持続可能で多様なスポーツ・文化環境の一体的な整備を行うために必要な予算を継続して確保していただきたい。

【現状・課題】

- 1 本県における国際大会の開催に加え、各種国際スポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、復旧・復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっており、持続的な競技力の発展のためには、ジュニア期における地方での選手の発掘・育成が不可欠である。
国際大会等で活躍できる次世代を担う選手たちの発掘・育成の取組みや国と連携した強化策を充実させるための環境整備や財政的支援が必要である。
- 2 パラスポーツの普及やパラアスリートの育成には障がい者スポーツ競技団体や指導者協議会等の役割が重要であるが、地域における競技団体等はその多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われているため、組織基盤強化のための財政支援が必要である。
- 3 本県には 68 の総合型地域スポーツクラブが設置されている。本県全体で子供から高齢者まで約 17,000 人の会員が活動を行っており、誰もがスポーツを楽しめる地域密着型スポーツクラブとして、地域の活性化に重要な役割を担っている。
今後、総合型地域スポーツクラブにおいては、中学校運動部活動の地域移行の受け皿と想定されていることや、クラブの質の向上を目的とした登録・認証制度が本格に実施されることなどの理由により育成支援の必要性がますます高まる。
各総合型スポーツクラブにおいて、質の高い指導を求める地域住民のニーズに応えるためには、指導者の発掘・育成・確保が必要であるがクラブや市町村だけ対応することは困難である。そこ

で、新たな補助事業を創設する等、一層の支援をお願いしたい。

また、部活動の地域移行に関しては、県内16市町村が、令和6年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（運動部活動の地域移行等に向けた実証事業）」及び「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）」を活用して地域移行を推進している。しかし、各市町村での実情が異なるとともに、課題が山積する中、国からの支援事業がなければ、円滑な地域移行を進めることが難しい。令和6年8月、文部科学大臣が、地域移行に係る実行会議を設置し、令和8年度以降の方向性を今年度中にまとめると発表した。そこで、次年度以降も市町村が安定的に地域移行を進めるために必要となる上記の予算拡充と継続的確保、地域移行のスキームの明確化等、地域移行に係る支援の充実をお願いしたい。

医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

- 1 医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた施策の充実・財政支援
- 2 医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた報酬体系・公定価格等の見直しによる処遇改善の推進

【提案・要望の内容】

- 1 喫緊の課題である医療・介護・保育の人材確保・定着に向け、職場環境改善や人材育成、医療・介護・保育職への理解促進とイメージアップのための情報発信等の施策をより一層充実させるとともに、国による強力な財政支援をお願いしたい。
- 2 国が定める公的価格等により運営する医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、限られた財源の中から、職員の給与等が支払われることとなるが、特に介護・保育の業種では、他産業と比較し、給与が低い水準にとどまっている。
これらの事業の利用者等に安心・安全で質の高い医療・介護・保育を提供し、地域における医療、福祉体制を充実させるためには、人材の確保・定着が必要となる。他産業と比べて遜色ない給与水準となるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善の推進をお願いしたい。
 - 看護職員等の処遇改善 (P74～P76 参照)
 - 介護職員等の処遇改善 (P74～P76 参照)
 - 介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善 (P74～P76 参照)
 - 障がい福祉サービス等従事者の処遇改善 (P77～80 参照)
 - 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善 (P52～P54 参照)

【現状・課題】

- 1 本県の人口は、全国よりも約 10 年早く人口減少局面に入っており、生産年齢人口の減少が続いている。
一方で、高齢化の進展も速いことから、医療・介護のニーズは今後も増加することが見込まれている。また、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士の配置基準の改善や、「こども誰でも通園制度」の創設などにより、保育人材の確保も急務となっており、医療・介護・保育の担い手不足は深刻な課題である。
特にこれらの業種については、不規則な勤務形態や業務量が多い、業務負担が過大であるイメージを持たれていることや、医療・介護・保育に関する問題等が大きく報道され、責任が重く感じられることなどにより、求職者が少なくなっている。人材確保・定着に向けて、職員の業務負担軽減につながるような職場環境の改善や業種のイメージアップのための情報発信等の施策が必要である。
- 2 医療・介護・保育のニーズの高まりを受けて、これらを支える人材の確保・定着が必要となるものの、特に介護・保育については、他産業と比較し、給与が低い水準にとどまることなどから、TSMC進出を契機とした半導体関連産業の集積等が進む本県において、人材確保が課題となっている。
医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、国が定める公的価格等により運営していることから、職員に対して他産業と遜色ない給与を支払うことができるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善を推進することが必要である。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【厚生労働省】

- 1 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用制度の見直し
- 2 介護職員等の処遇改善に向けた制度の見直し
- 3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善等
- 4 介護現場への介護ロボット・ICT機器導入支援の拡充
- 5 くまもとメディカルネットワークと全国医療情報プラットフォームの連携推進
- 6 地域の実情等を踏まえた実効性のある医師偏在対策の検討・実施
- 7 看護職員等の処遇改善

【提案・要望の内容】

- 1 地域医療介護総合確保基金について、令和7年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者及び介護従事者の確保等に支障がないよう所要額を確保するとともに、早期に内示・交付決定を行うなど事業執行に必要なスケジュールを十分に確保していただきたい。また、事業区分間の額の調整を認めるなど、柔軟な活用が可能な制度となるよう見直しをお願いしたい。
- 2 介護職員等処遇改善加算について、給与水準の更なる引き上げや現在対象となっていないサービス種別も対象に含めるなど、要介護者の介護・看護等を行う職員の処遇改善に取り組むとともに、訪問介護のサービス提供体系にあった介護報酬となるよう、制度の見直しをお願いしたい。
- 3 介護支援専門員及び介護支援専門員の勤務先となり得る居宅介護支援・介護予防支援事業所を介護職員等処遇改善加算の対象とするなど、介護支援専門員の処遇改善が図られる介護報酬制度となるよう見直しをお願いしたい。
介護支援専門員の法定研修の在り方について、効率性を高め、研修時間の短縮や専門員証の有効期間の延長等、業務負担の軽減が図られる見直しを検討いただきたい。
- 4 介護現場における介護ロボット・ICT機器の導入について、今後も安定的・継続的に支援できるよう、令和5年度補正予算で講じられた、「介護現場デジタル改革パッケージ」と同様の国庫補助制度を引き続き実施していただきたい。
- 5 全国医療情報プラットフォームの構築に当たり、費用負担者や負担額等、具体的な内容を適宜示していただくとともに、既設の地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）との連携のあり方などについて早期に方針を示していただきたい。
- 6 医師偏在是正に向けた総合的な対策の検討・実施にあたっては、「医師多数県」や「医師少数県」といった機械的な区分けにより一律に行うのではなく、地域の実情等を踏まえた上で、都道府県としっかり協議を行いながら進めていただきたい。

- 7 診療報酬による看護職員等の収入引き上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者に過度な負担が生じることのないよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

- 1 介護分については、生産年齢人口の減少により介護従事者の確保がますます難しくなる一方で、今後介護ニーズは増加することが見込まれるため、介護従事者の確保に対応可能な基金所要額の確保が必要である。

また、令和5年度においては、国の内示が12月まで遅れたことにより、事業所の事業実施期間を十分に確保できないなど、事業の執行に支障を来したため、今後は早期に内示・交付決定を行っていただく必要がある。

さらに、現在は医療分、介護分ともに事業区分間の額の調整は認められていないが、地域医療構想の達成並びに介護基盤の整備と介護サービスの質の向上を図るためには、施設又は設備の整備のみならず、医療分については在宅医療の充実や医療従事者の確保、介護分については介護従事者の確保や介護現場の生産性向上など、時勢や地域の実情によって必要な事業や資源が変化していくため、過年度に造成した基金の残余额について、事業区分間の額の調整を認めるなど、より有効かつ柔軟な活用ができる仕組みとする必要がある。

- 2 介護を必要とする方に持続的に介護サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であるため、介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与基準を確保し、人材確保に資する確実な収入の引き上げを行うことが必要である。

介護職員等処遇改善加算については、加算率の引き上げによる給与水準の更なる引き上げや、介護職員の配置が基準上求められていない訪問看護サービス等のサービス種別も対象に含めるなど、要介護者の介護・看護等を行う職員の処遇改善に継続して取り組む必要がある。

また、令和6年度報酬改定で基本報酬の引き下げがあった訪問介護についても、地域包括ケアシステムを支える地域に根差した訪問介護事業所のサービスの提供実態に応じた報酬体系を望む声が上がっている。加算率の引き上げはもとより地域の特性などを踏まえ、サービスの提供実態に合った介護報酬体系の見直しを行い、介護の人材の確保や定着を力強く推進する必要がある。

- 3 令和6年度介護報酬改定において、介護職員については介護職員等処遇改善加算が設けられたが、介護支援専門員はその対象外となっており、一部では報酬の逆転などを理由に、介護支援専門員の業務離れも起こっているとの声も上がっている。介護支援専門員も処遇改善加算の対象とし、人材確保に対応可能な介護報酬制度の改善が必要である。

介護支援専門員は業務負担の大きさや人材確保の困難さが指摘される一方で、専門性の確保が求められている。このような背景を踏まえ、介護支援専門員の法定研修の在り方について、効率性や満足度の向上を図りつつ、研修時間の短縮や専門員証の有効期間の延長等、業務負担の軽減を図る必要がある。

- 4 少子高齢化の進行により、福祉・介護分野における人材へのニーズは高まる一方、生産年齢人口は減少している。介護人材確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題であることから、本県では、これまで「地域医療介護総合確保基金」を活用し、介護従事者の負担軽減や業務の効率化、介護サービスの質の向上を図るため、介護事業所における介護

ロボット・ICT機器の導入を支援してきたところである。

今年度は、令和5年度補正予算で講じられた「介護現場デジタル改革パッケージ」に係る国庫補助制度を活用して実施することとしており、地域医療介護総合確保基金を活用した事業と比較し、国庫補助率の引き上げ(2/3→4/5)、事業者の負担割合の引き下げ(1/2→1/4)がなされていることなどから、補助金の活用について、介護事業所から多くの要望があったところ。

しかしながら、事業実施期間が短く、今年度中に事業を完了できないなどの理由から、補助を活用できなかった事業所もあることから、今後も介護現場が抱える様々な課題やニーズに対応するために、引き続き、国の有利な財源を活用し、導入を支援していく必要がある。

5 本県では、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)の構築を推進しており、医療・介護関係施設のネットワーク加入促進を図りつつ、ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等間で共有できる全国医療情報プラットフォームについて、令和3年10月から一部運用が開始されている。令和6年6月に開催された国の第22回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークの棲み分けや連携について議論されたところであるが、早期の方針検討が必要である。

6 国が示す医師偏在指標上、本県は「医師多数県」に分類されているものの、都道府県別の医療施設従事医師数に占める35歳未満医師数の割合は、13.9%と全国で最も低く、若手医師が非常に少ない状況であり、近い将来、更なる医師不足に陥る可能性がある。

国において、今年中に医師の地域間、診療間、病院・診療所間の偏在是正を図るための総合的な対策パッケージの策定が予定されているが、本県における持続可能な医療提供体制が構築できるよう、地域の実情等を踏まえた偏在対策の検討・実施を強く要望する。

7 令和6年度から施行された医師の働き方改革を推進するためには、医師のタスクシフト、タスクシェアを進める必要があり、今後、更に看護職員等が果たす役割が大きくなることから、人材確保及び定着が課題となっている。

本県では、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業支援等により人材確保の取組みを推進しているところだが、病院の常勤看護職員の離職率は1割を超えていることから、人材定着に向けた処遇改善の取組みが必要である。特に、離職の理由として給与への不満等が挙げられているため、診療報酬加算率の引き上げ等による更なる収入引き上げが必要である。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保
- 2 医療的ケア児及びその家族の支援体制・制度の充実
 - (1) 短期入所事業所等の設備導入等に係る財政支援や自宅以外でも訪問看護を受けられることができる制度等の創設
 - (2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政支援の拡充
 - (3) 学校で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師配置に係る財政支援の拡充
 - (4) 在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設
- 3 重度障がい者医療費助成制度の創設・現物給付方式導入に係る財政支援
 - (1) 国における公費負担医療による全国一律の重度障がい者医療費助成制度の創設
 - (2) 当面の間の地方単独事業での実施における現物給付方式導入に係る財政支援
 - ①市町村が重度障がい者医療費助成事業に現物給付方式を導入した場合の国民健康保険国庫支出金の減額調整措置の全面廃止
 - ②市町村の重度障がい者医療費助成事業への現物給付方式導入を促進するためのシステム改修等への財政支援
- 4 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度の創設
- 5 物価高騰、賃金上昇に応じた障害福祉サービス等報酬の見直し

【提案・要望の内容】

- 1 障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援を行うため、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金について、事業実施に支障が生じないように所要額を確保していただきたい。
特に、地域生活支援事業については、県、市町村ともに所要額と補助額との乖離が大きく、障がい者の生活を支えるために必要な事業の継続が難しい状況であるため、所要額の確保をお願いしたい。
- 2 (1) 医療的ケア児を受け入れる短期入所事業所等開設時における備品等の購入費用に対する補助制度の創設と財源の確保をお願いしたい。また、訪問看護や福祉有償運送等の医療的ケア児が日常生活を送る上で必要なサービスについて、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されない等、医療的ケア児の利用が想定されていないため、制度の創設又は拡充と財源の確保をお願いしたい。
(2) 保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるため、施設への給付費に看護師等配置の加算制度を設けるなど、質の高い医療的ケアが担保される制度の創設と財源の確保、施設改修や設備の導入等に係る国の負担割合の引き上げなど、十分な財政支援をお願いしたい。

- (3) 学校における医療的ケア児の受入れと保護者のレスパイトケアの充実を図るため、現在行われている看護師配置に係る経費の1/3の財政支援について、申請額の満額補助が可能となる予算の拡充をお願いしたい。また、私立学校における国負担割合の拡充をお願いしたい。
- (4) 医療機器を常時必要とする在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設をお願いしたい。
- 3 (1) 重度障がい者に対する医療費助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきもので、住む地域によって差があってはならないものであり、重度障がい者の自立と社会参加促進の観点からも、国において公費負担医療制度として創設されるようお願いしたい。
- (2) ①市町村が重度障がい者を対象とする地方単独医療費助成事業を現物給付方式により実施した場合にとられる、国民健康保険国庫支出金の減額調整措置について、現物給付を行う市町村にとって大きな追加的財政負担となることから、当該減額調整措置については、全面的な廃止をお願いしたい。
- ②重度障がい者に対する医療費助成事業は、重度障がい者の健康の保持と経済的・精神的負担の軽減に大きな役割を果たしているが、さらに障がい者本人及びその家族の高齢化の進展による経済的・身体的負担の軽減や障がい者の地域移行等における医療費に関する不安を解消するため、医療費助成事業の現物給付方式導入に取り組む市町村のシステム改修等への国の財政支援をお願いしたい。
- 4 軽度・中等度難聴児は、補聴器装用により、言語の習得、教育等における健全な発達が促されるが、身体障害者手帳の交付を受けていないことから障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象外となっているため、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度の創設をお願いしたい。
- 5 物価高騰の影響分については、報酬に含まれているところであるが、物価高騰や最低賃金の引き上げ等による経営への影響が大きい状況においても、利用者に安心・安全で質の高いサービスを継続して提供できるよう、物価高騰や賃金上昇等に即時的に対応できる制度となるよう見直しをお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 地域生活支援事業費等補助金については、所要額に対して十分な国費が確保されず、一般財源による補充等を強いられている自治体もある。また、国の補助率が“1/2以内”とされていることから、想定外の内示額が提示され、補助額が正しく見込めない状況である。必要な事業を計画的に実施できるよう、補助率を明確に定めるとともに、所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、老朽化に伴う建替えや利用者の高齢化・重度化に対応した増改築のほか、共同生活援助や日中活動系事業所など地域生活移行の受け皿となる施設等の整備についての要望が年々増加している。一方で、社会福祉施設等施設整備費補助金の国予算は令和3年度から減少に転じ、令和6年度当初予算に係る本県の補助内示率は54.7%にとどまっており、所要額の確保が必要である。

【県事業における過去3年の当初予算に対する地域生活支援事業費等補助内示率（通常分のみ）】

年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助内示率	54.64%	57.3%	75.69%

【県事業における令和2年度以降の当初予算に対する社会福祉施設整備費補助内示率】（予算額単位:億円）

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国予算額（全国）	174	48	48	45	45
補助内示率（県）	98.2%	15.5%	53.9%	9.5%	54.7%

- 2（1）本県では県独自で事業所開設に係る備品等の経費補助を実施しているが、体制の充実を図るためにも、国における支援が必要である。また、自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されず、移動手段を担っている福祉有償運送の報酬に上限がある等、医療的ケア児の家族やその支援者に負担が生じているため、国における支援が必要である。
- （2）「医療的ケア児保育支援事業」では、事業実施主体の市町村が取り組まなければ施設は制度利用ができないため、市町村の財政負担を軽減するための補助率の嵩上げや、施設が独自で看護師等を配置するための経費に充てる費用の貸付制度の創設（免責事項含む）など、制度の拡充が必要である。また、3年後の医療的ケア児の保育ニーズに対して受け入れ見込みが上回ることが補助率拡充の要件とされており、これらの要件について見直しが必要である。加えて、施設改修や設備の導入等に関しては、現在、保育環境改善等事業を活用しているが、国の負担割合が1/3となっており、県及び市町村の財政負担の増加が課題となっている。
- （3）看護師配置に係る経費については必要額の1/3を申請するが、交付決定額は申請額の9割程度であり、今年度は約8.3割だった。年々拡充していただいているところであるが、県や市町村は一般財源を持ち出している状況。また、私立学校では、看護師配置事業において国の負担割合が1/3であり、学校の負担が大きい。県内の医療的ケア児は増加傾向にあり、国支援の拡充が必要。
- （4）医療的ケア児（者）は、医療機器を装着しており、災害時には非常用電源の確保が必要となるため、非常用発電機等の購入に対する助成制度の創設が必要である。なお、市町村によっては、日常生活用具給付等事業に位置づけて購入費用を補助する例もみられる一方で、日常生活用具給付等事業は地域生活支援事業の1つであるものの、補助額が十分でないことや、そもそも日常生活用具としてはなじまないとの考え方もあることから、一斉普及を図る上での課題となっている。
- 3（1）重度障がい者に対する医療費助成事業は、都道府県も財政支援を行いつつ、市区町村において、地方単独事業として実施しているが、各自治体とも、自己負担額や所得制限などの助成内容に差異が生じている。医療費に関する助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきものである。
- （2）①市町村が重度障がい者を対象とする地方単独医療費助成事業を現物給付方式により実施した場合の国民健康保険国庫支出金の減額調整措置については、現物給付を行う市町村に

とって大きな追加的財政負担となることから、現物給付方式導入を妨げる要因の一つとなっている。このため当該減額調整措置については、全面的な廃止が必要である。

②重度障がい者に対する医療費助成事業は、市町村における助成方式が償還払い方式の場合、障がい者本人及びその家族にとって、一時的な自己負担額が生じることに加え、医療機関の領収書の保管・整理、受診日から1年以内の市町村役場への助成申請が必要であり、経済的・身体的な負担となっている。

また、市町村が重度障がい者医療費助成事業の現物給付方式導入に取り組む際には、医療費助成事業に加え、市町村のシステム改修費等も必要になることから、更なる国の財政支援が必要である。

4 軽度・中等度難聴児は、補聴器装用により、言語の習得、学業、認知、コミュニケーション等社会生活において健全な発達が進められるため、早期に対応することが重要である。しかし、身体障害者手帳の交付を受けていないことから、補装具費支給の対象外となっており、購入等に係る費用が利用者の経済的負担となっている（こどもの成長によるイヤーマールドの交換、故障による修理等）。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業を独自に実施している自治体が全国に拡大している状況であることを踏まえ、こどもまんなかの社会を実現するためにも、こども政策を推進する国に助成制度を創設していただきたい。

5 障害福祉サービスを行う上で必要なガソリン等の物資の購入や職員等の賃金は障害福祉サービス等報酬で賄われるものであるが、公定価格・利用者負担で運営されている指定障害福祉サービス事業者等においては、物価高騰の影響分を利用者へ価格転嫁することができないため、事業所等は経費削減等に対応している状況にある。事業者等の経営努力だけでは社会情勢の変化に対応することは困難であることから、安定的な事業運営に向け、物価高騰や賃金上昇等に即時的に対応できる制度が必要である。

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援

提案・要望事項

【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に定める「子どもの学習・生活支援事業」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「子どもの生活・学習支援事業」に係る国庫補助率の引き上げ

【提案・要望の内容】

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯やひとり親世帯等のこどもが、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要であり、こどもが学習に専念できるよう、家庭状況やこどもの特性等に対応した支援体制の充実が必要である。

については、地方自治体が当事業に注力できるよう、国庫補助率4分の3、あるいは、他の任意事業の実施率を考慮した補助率への嵩上げ等の措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

これらの事業は、生活困窮世帯やひとり親世帯等のこどもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による基本的な生活習慣・育成環境の改善に関する助言、食事の提供等を行う国庫補助率2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担している。こどもの生活習慣・育成環境の改善、高校生の中退防止等の効果が出ている一方で、不登校や障がい等を有するこどもの支援など、支援者の負担増とともに、専門性が求められるケースも増えており、支援体制を整える上で、国の財政的支援の拡充が必要である。



公務員獣医師の確保

提案・要望事項

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

- 1 獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充
- 2 公衆衛生獣医師確保修学資金補助制度の創設

【提案・要望の内容】

- 1 公務員獣医師の安定的確保に向けた抜本的な改革として、獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充について、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び環境省等の各関係省庁による連携、検討をお願いしたい。
- 2 本県では公務員獣医師確保のため、獣医系大学の学生に対し修学資金給付事業を実施している。安定した財源確保のため、当修学資金に対し、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 公務員獣医師は、公衆衛生・家畜衛生の両分野で重要な役割を担っているが、近年、国の輸出推進政策に係る畜水産物等の輸出拡大に対応するため、HACCPの導入支援や輸出施設認定・監視指導、輸出証明書の発行等の業務負担や、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防等の家畜防疫に係る業務負担が増加している。

一方、獣医系大学の实情として、地方出身の入学者が少なく、かつ就職希望先として小動物臨床の人気の高いため、地方での公務員獣医師の不足の大きな要因となっている。

新規採用はもとより、獣医師職員が育児休業等を取得した際の代替職員の確保も困難な状況であり、このような状況が続く場合、技術の継承や人材育成ができず、職員の質の低下、ひいては、負担増加に伴う早期退職等の負の連鎖に繋がることから、早急な抜本的改革を要望する。

- 2 本県では、獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、産業動物獣医師の確保に関しては農林水産省から1/2補助があるのに対し、公衆衛生獣医師の確保に関する国の補助制度はない。公衆衛生獣医師確保についても十分な財源支援を要望する。

【本県の公務員獣医師の採用状況】

受験年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
採用予定者数 a	14	13	7	8	11	13	10	16	10	11	19	23
受験者数	32	27	31	20	26	14	12	14	10	3	4	13
採用内定者数	25	22	22	16	14	12	12	13	8	3	3	12
採用者数 b	10	13	5	7	9	8	4	9	5	2	1	8
b-a	-4	0	-2	-1	-2	-5	-6	-7	-5	-9	-18	-15

【本県の修学資金給付事業】

事業名	就職先	備考
熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業	・ 県職員（農林水産部のみ） ・ 民間産業動物獣医師	農林水産省から1/2補助
熊本県獣医師確保修学資金給付事業	・ 県職員（健康福祉部、農林水産部）	補助なし

医療用医薬品等の安定供給への対策

提案・要望事項

【内閣官房、厚生労働省】

- 1 医療用医薬品の安定供給に向けた対策の推進
- 2 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄について
 - (1) 抗インフルエンザウイルス薬の有効活用
 - (2) 個人防護具の備蓄に係る財政支援
- 3 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

【提案・要望の内容】

- 1 品質が確保された医療用医薬品（後発医薬品を含む。）が安定的に供給されるよう、国として医薬品製造業者等の法令遵守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講じていただきたい。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が、医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築をお願いしたい。
- 2 (1) 国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、季節性インフルエンザの流行時に薬剤が逼迫した場合等の一定の条件の下で、使用期限間近の薬剤の緊急的な使用が可能となるよう検討いただきたい。
 なお、使用を可能とすることが困難な場合は、メーカー及び卸売業者による流通備蓄を拡大し、都道府県の行政備蓄を縮小すること等について検討をお願いしたい。
 (2) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに基づき、令和7年度から備蓄を行う個人防護具について、都道府県における購入や保管等に要する費用に対する財政支援をお願いしたい。
- 3 新型コロナワクチンについては、国産ワクチンの承認が進んではいるものの、大部分を海外からの供給に依存している状況は続いており、国産ワクチンの早期実用化が望まれている。
 KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンについて、品質、有効性及び安全性が確認されれば、一日も早い実用化に向けて、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 2021年の後発医薬品製造企業の製造不正に端を発する医療用医薬品の供給不安は、後発医薬品を中心に現在も続いている。日本製薬団体連合会が公表した「医薬品の供給状況にかかる調査（2024年9月）」では、全医薬品の18.5%が限定出荷・供給停止の状況にあり、後発医薬品（後発品）に限ると24.2%にのぼる。

医療用医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品等を安心して使用するためには、医薬品製造業者等の法令遵守体制の強化に加えて、不足する医薬品の増産を含めた医薬品製造業者へ支援等を行う必要がある。また、医療用医薬品の供給不安に対しては、本年4月から新たな報告・公表制度が導入されたが、こうした取組の着実な実施などにより、医療機関等が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制を構築することが必要である。

製造販売業者の対応状況

製造販売業者の「出荷対応」の状況	合計		先発品		長期収載品		後発品		その他の医薬品	
	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比	品目数	構成比
通常出荷	13,483	81.5%	2,689	91.5%	1,162	88.3%	6,095	75.8%	3,537	83.2%
通常出荷以外	3,066	18.5%	250	8.5%	154	11.7%	1,947	24.2%	715	16.8%
限定出荷	1,822	11.0%	166	5.6%	118	9.0%	1,057	13.1%	481	11.3%
自社の事情	672	4.1%	73	2.5%	45	3.4%	361	4.5%	193	4.5%
他社品の影響	1,013	6.1%	82	2.8%	71	5.4%	631	7.8%	229	5.4%
その他	137	0.8%	11	0.4%	2	0.2%	65	0.8%	59	1.4%
供給停止	1,244	7.5%	84	2.9%	36	2.7%	890	11.1%	234	5.5%
合計	16,549	100%	2,939	100%	1,316	100%	8,042	100%	4,252	100%

- 2 (1) 国の備蓄方針に基づく抗インフルエンザウイルス薬は、政府が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、地方交付税措置を受け都道府県が一定量を備蓄している。本薬剤は、新型インフルエンザ等の発生時以外での使用は認められておらず、使用期限が過ぎた薬剤は廃棄せざるを得ないのが現状。そのため、一定の条件の下で季節性インフルエンザ流行時の使用を認めることは、薬剤廃棄の削減につながるとともに感染症対策としても有効であるとする。

現行の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針

<p>新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (平成25年6月7日閣議決定(H29年9月12日 変更))</p> <p>国は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療、その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄。その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策ガイドライン (平成25年6月26日関係省庁対策会議(R4年6月30日一部改定))</p> <p>備蓄目標量:4,500万人分</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国と都道府県が均等に備蓄する行政備蓄分:3,500万人分 ➢ 流通備蓄量:約1,000万人分 <p>備蓄薬剤の種類:多様性を持たせる。</p> <p>オセルタミビル、オセルタミビルのドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル、パロキサビル、ファビピラビル(※)が備蓄対象。</p> <p><small>※ノイラミニダーゼ阻害薬4剤(オセルタミビル、オセルタミビルのドライシロップ、ザナミビル、ラニナミビル、ペラミビル)及びキャップ 依存性エンドヌクレアーゼ阻害剤1剤(パロキサビル)の全てに耐性を示すインフルエンザウイルス株が出現するリスクがあることから、備蓄目標量の4500万人分に加えて、ファビピラビルを200万人分備蓄している。</small></p> <p>備蓄薬剤の割合:市場流通割合や想定する新型インフルエンザウイルスによる疾病の重症度を踏まえる。</p>

R6.5.27 第85回厚生科学審議会感染症部会資料

- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、都道府県の備蓄対象として个人防护具が明記され、各都道府県の備蓄水準が示された。令和7年度から備蓄を開始することとなるが、个人防护具の購入や保管等には多大な費用を要することから、財政支援を要望する。

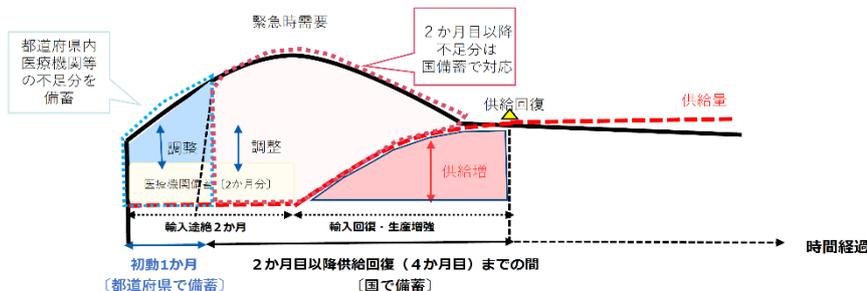
今後の个人防护具の備蓄について

1 今後の備蓄品目及び備蓄水準について

- 个人防护具の備蓄品目については、**新型コロナウイルス対応時と同様に、①サージカルマスク、②N95マスク、③アイソレーションガウン、④フェイスシールド、⑤非滅菌手袋の5物資とする。**
- 備蓄水準については、新型コロナウイルス感染症対応時の需給実績を踏まえ設定する。**新型コロナ対応では、供給量が4か月目までに需要量を満たすまで回復・増加したことから、4か月間の備蓄を確保する。**

2 今後の備蓄体制の考え方

- **多様な主体による備蓄を確保する観点から、以下のとおり備蓄を進める。**
 - ・ 医療機関：協定締結医療機関における備蓄の推進 (**2か月分を推奨**)
 - ・ 都道府県：**初動1か月分**の備蓄の確保
 - ・ 国：**2か月目以降供給回復(4か月目)までの間**の備蓄の確保



R6.7.4 个人防护具の備蓄に係る都道府県説明会資料

- 3 KMバイオロジクス株式会社が開発している不活化ワクチンは、インフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどの長年の使用実績があるワクチンであり、国民の信頼度も高く、早期に実用化することが望まれている。

同社は、2023年12月から、小児を対象としたワクチンの臨床試験を進めている。

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
- 2 強固な生産基盤の確立への支援
- 3 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
- 4 新たな水産資源管理への取組みに対する十分な予算の確保
- 5 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
- 6 農地法制の改正による農地の総量確保に係る地域の実情に応じた対応
- 7 農林水産物の適正な価格形成に向けた対応
- 8 TPP、日EU・EPA、日米貿易協定等への対応
- 9 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出に係る風評被害への対応

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農地利用効率化等支援交付金、畜産クラスター事業等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、強い農業づくり総合支援交付金の新メニュー「新基本法実装・農業構造転換支援事業」に係る都道府県の補助率上乘せについては、国の重要施策として講じられるものであることから、地方負担が発生しないよう地方財政措置の充実をお願いしたい。
- (2) 需要に応じた米生産や畑作物の着実な定着及び地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりを進めるため、水田活用直接支払交付金の助成水準の維持に加え、畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策）の拡充と十分な予算の確保をお願いしたい。
- (3) 主要農作物（米・麦・大豆）の生産を下支えする種子の安定供給を図るため、種子産地の生産基盤強化に係る支援策について産地の実情を踏まえた要件緩和と十分な予算確保をお願いしたい。
- (4) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算確保と制度の維持をお願いしたい。
- (5) 輸出拡大に向けた非関税障壁交渉や各国輸入条件の周知強化をお願いしたい。特に、輸出国への残留農薬基準値の緩和に係る要望及び卸売市場を通じて青果物を仕入れる輸出者等への輸出青果物の残留農薬基準順守の継続的な周知についてお願いしたい。
- (6) 大都市圏市場等における荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送の円滑な推進に向けて、国による主導的かつ積極的な対応をお願いしたい。
加えて、遠隔地からの輸送効率化のため、パレット輸送に適した集出荷施設の機能強化等に係る事業を拡充するとともに、食料生産県である本県の農林水産物に係る競争力低下に繋がらないよう特段の支援をお願いしたい。
- (7) 6次産業化支援に関する事業について、意欲ある農林水産業者の取組みを円滑に進めるため、個人の農林漁業者や小規模事業者が活用できるように要件緩和をお願いしたい。

- (8) 令和7年度から農地貸借ルートの一元化を踏まえ、担い手への農地集積・集約化の更なる推進に必要な関連事業の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 強固な生産基盤の確立に向け、農業農村整備事業等の十分な予算確保と重点配分及び県内で実施中の国営事業について、事業の着実な推進をお願いしたい。また、地方負担と農家負担の軽減及び農村地域の実情を踏まえた事業制度の拡充と柔軟な運用をお願いしたい。特に、人口減少のさらなる進行を踏まえ、農業水利施設等の保安全管理に係る支援制度の拡充をお願いしたい。
 - 3 浜の活力再生プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業の十分な予算確保と重点配分、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業と競争力強化型機器等導入緊急対策事業の併用を可能とするようお願いしたい。
 - 4 新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等の支援について十分な予算の確保をお願いしたい。
 - 5 花粉交配用蜜蜂の安定確保に対する支援の継続をお願いしたい。
 - 6 県の面積目標設定段階において、本県特有の現状を踏まえた算定ができるよう、地域の実情に応じた仕組み・運用をお願いしたい。
 - 7 農林水産業は食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える役割を担っている。農林水産業のもつ多面的機能について、国民の理解醸成を図るとともに、農林水産業者の経営存続のため、我が国の実情に合った合理的な農林水産物の価格形成に係る施策や制度構築をお願いしたい。
 - 8 農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施と地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。
 - 9 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出に関しては、国において科学的見地からの説明を尽くすとともに、中国等が輸入を停止した日本産水産物をはじめ、農畜産物や林産物等への風評被害が生じないように、十分な対策をお願いしたい。科学的根拠に基づかないまま本県の農林水産物や食品の原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけること。

【現状・課題】

- 1 (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、産地の収益力強化に不可欠な基幹施設の整備に支障が生じているため、十分な予算確保が必要。また、新メニュー「新基本法実装支援・農業構造転換支援事業」の補助率上乘せについては、都道府県の負担が前提となっている。財政力に制限がある本県においては負担が大きく、地域農業振興のための様々な単独施策の実施が困難となり、県内の生産力低下につながるものが危惧される。
- (2) 食料安全保障や物価高騰への対応など、生産状況が大きく変わる中、水田での需要に応じた米生産や新たな畑作物の産地づくりに地域が主体的・戦略的に取り組むために、引き続き、水田活用直接支払交付金の助成水準の維持に加え、畑作物の本作化に向けて再生産ができるよう畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の助成単価向上や子実用とうもろこしへの拡大など、畑作物への支援強化と十分な予算確保が必要である。
- (3) 本県では、主要農作物（米・麦・大豆）の優良種子を安定的に生産・供給するため、令和元年12月に「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例」を制定し、産地育成を図っている。種子生産は、生産拡大や低コスト化が困難なことから、産地生産基盤パワーア

ップ事業の成果目標及びポイントの要件緩和と、麦・大豆生産技術向上事業を含めた十分な予算確保が必要である。

- (4) 果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業、果樹未収 益期間支援事業は、予算の不足が懸念されている。各産地の担い手が計画的に事業に取り組むための十分な予算の確保と制度の維持が必要である。
 - (5) 更なる輸出の拡大に向けた取組みを進めるにあたり、輸出相手国において残留農薬基準値が日本よりも遥かに厳しい場合があり、輸出の大きな障壁となっている。さらに、卸売市場経由など産地が意図しない形で青果物が輸出され、残留農薬違反となる場合があり、産地のブランドへの悪影響が懸念されることから、引き続き、継続的な啓発活動等を実施し、輸出者等への残留農薬基準の順守徹底が必要である。
 - (6) 働き方改革関連法改正以降、本県では「物流の2024年問題」を喫緊の課題として捉え、モーダルシフト等の輸送試験を行ってきた。さらに、国のガイドライン発出後はパレット輸送実証や商慣行の適正化推進等を実施しているところ。今後は、大消費地市場等での荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送への移行等に加え、輸送コスト増加を産地（農業者）のみの負担とせず、産地の競争力が低下しないよう全国的な仕組みづくりが必要である。
 - (7) 6次産業化を支援する農山漁村発イノベーション等整備事業の施設整備事業は、農林漁業者の組織する団体（3戸以上の農林漁業者が主たる構成員又は出資者）が対象であり、個人の農林漁業者や小規模事業者では、補助要件の対象とならず活用できないのが現状である。
 - (8) 市町村が策定する地域計画の実践や賃貸借ルートの一元化を踏まえ、さらなる関係機関との連携を図る必要があることから、農地中間管理機構事業などの国の関連事業の十分な予算確保が必要。また、売買事務の効率化に寄与するシステム導入等の経費を新たに補助対象とすることなど、農地バンクを活用した貸借や売買を着実に推進できる体制整備が必要。
- 2 今後、食料安全保障を永続的に確保するためには、農地等の生産基盤を強固にしていくことが不可欠であり、農業農村整備事業の予算を確保し、農業生産全国第5位の本県へ重点配分するとともに、県内で実施中の国営事業(八代平野、宇城、八代、玉名横島)を着実に進める必要がある。
- また、県営、団体営事業を加速化するため、地方負担・農家負担の軽減策の更なる充実を図るとともに、国内の飼料生産拡大など食料安全保障の重要性の高まりや農家人口の減少などの自然社会条件の変化を踏まえ、費用対効果算定手法の見直しや中山間地域農業農村総合整備事業等における促進費の導入など、事業制度の拡充と柔軟な運用を求める。
- 特に、今後、人口減少の更なる進行により、地域住民による施設の管理負担の増加が懸念されることから、施設の維持による多面的機能の発揮を踏まえた管理強化への支援や土地改良区の運営に対する支援など、農業水利施設等の保全管理への支援の拡大を求める。
- 3 水産資源の減少、燃油や資材の高騰、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」に基づく取組みを推進する必要がある。
 - 4 新たな資源管理の推進に当たって、漁業者が安心して資源管理に取り組むことができるよう、資源管理対象魚種の採捕停止等に係る収入減を補填する漁業収入安定対策事業等が重要である。
 - 5 本県野菜の主要品目であるすいか、いちご、メロンは交配に蜜蜂を利用しており、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた継続的な支援が必要である。
 - 6 一部地域において農振除外を伴う開発が急速に進んでいる特殊な状況があり、市町村間や申請時期により、農振除外ができなくなり、市町村が計画するまちづくりの取組み等に影響が出るのではないかなど、様々な不安や懸念の声がある。農地の総量確保は食料安全保障上の重要な施策

でもあることから、運用においては市町村から不満が出ないような仕組みを求める。

- 7 農林水産業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有している。その恩恵は国民全体に及ぶものであり、農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成が重要である。

我が国の農産物の多くは市場流通が主流であり、卸売市場は、大量・多様な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献している。また、出荷された全量を引き受ける体制は産地にとって大きなメリットとなっている。一方で、市場流通による価格は、需要と供給のバランスにより決まることから、生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなっていない。県による価格転嫁に係るアンケート調査結果では、価格転嫁ができている（一部を含む）とした生産者・出荷団体は2割に満たなかった一方で、仲卸・販売店は約7割であった。

このような実情を踏まえ、農林水産業が果たす役割について、国民の理解醸成を図るとともに、特に、生産者段階における価格転嫁が実現されるよう適正な農林水産物の価格形成の仕組みを早期に構築することが必要である。

- 8 TPP、日EU・EPA協定、日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定により、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないようにする必要がある。

- 9 水産事業者においては、新たな輸出先を開拓し、中国・ロシア以外の国へ振り替えて輸出を行っているが、ALPS処理水の海洋放出の完了までには長期間を要し、今後、輸入規制の長期化による更なる影響が懸念される。

このため、国においては、ALPS処理水に関する科学的見地からの説明を国内外に対してしっかりと行うなど、更なる風評被害対策に取り組むとともに、一刻も早い規制措置の撤廃が必要である。

また、本県にとって中国、香港及びマカオは、重要な農畜水産物の輸出先であり、令和5年度輸出額は22.3億円と輸出総額の約26.7%を占めている。

特に香港は、国の輸出拡大実行戦略で重要なターゲット市場であり、本県においても、更なる輸出拡大を図るうえで重要な地域であることから、風評被害が生じないように、万全の対策を講じることが必要である。

環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 森林資源の循環利用の確立に向けた林業への支援
- 2 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の実現に必要な森林環境保全整備事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
(2) 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な施設整備等の十分な予算確保をお願いしたい。
- 2 「みどりの食料システム戦略」実現のため、農林漁業者だけでなく消費者にも参加意識を持ってもらうよう、国民全体に向けた周知啓発をお願いしたい。また、関連技術の早期開発・実用化をはじめ、生産資材や機械導入に対する支援、並びに環境負荷低減活動に取り組む農業者に対する優遇措置や補助事業の優先採択等のより一層の支援をお願いするとともに、本年度から補助事業の要件として試行導入されているクロスコンプライアンスについては、令和7年度から実施予定である報告時の内容確認が生産現場の負担増とならないようお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 県内の人工林の約8割が本格的な利用期を迎え、主伐面積が増加傾向で推移している中、再造林面積も増加傾向にあるが、再造林率は5割にとどまっており、森林資源の循環利用に向けて、花粉症対策を踏まえながら再造林を推進していく必要がある。
また、令和5年10月に決定した「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を踏まえ、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化やスギ材需要の拡大等に取り組む必要がある。
(2) 民間建築物を含む建築物一般の木造化・木質化に加え、新技術・新工法（CLTやBPC材等）による施設整備など新たな需要創出に向けた取り組みが必要である。
- 2 持続可能な食料システムの構築に向け策定された本戦略を実現するためには、農林漁業者の戦略への理解と取組への動機づけに加え、消費者が地球環境問題に貢献しているという参加意識を持って農産物を購入するよう、本戦略についてわかりやすい情報発信と説明を行い、理解促進を進め、国民の行動を変容させることが必要である。
また、環境負荷低減活動の取組みには新たな生産技術の早期開発及び実用化が不可欠であり、さらに、化学肥料・農薬のこれまで以上の削減やCO₂の排出削減を進めるには、新たな技術導入に係る資材や機械の導入コストに対する支援が必要である。併せて、環境負荷低減事業活動実施計画のみどり認定を受けた農林漁業者が環境負荷低減活動を継続的に進めるためには、優遇措置や補助事業の優先採択などの更なる支援が必要である。
さらに、従来からの制度である有機農業推進法や特別栽培農産物の表示等に加え、みどり認定や環境負荷低減の見える化など新たな制度も開始されるなかで、補助事業の要件としてクロスコンプライアンスが導入されることとなっており、制度の整理と農林漁業者への丁寧な説明、負担軽減が必要である。

農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 親元就農を含む多様な担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
- 2 い業の担い手に対する支援策の継続
- 3 スマート農林水産業の推進への支援
- 4 自然災害(地震、豪雨、台風、噴火)及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
- 5 豚熱やアフリカ豚熱などの悪性家畜伝染病と重要病害虫の対策強化及び家畜防疫業務の効率化による負担軽減
- 6 技術系公務員確保に向けた対策の強化
- 7 県内家畜市場の再編統合に伴う本県家畜取引の中核となる拠点施設としての機能高度化に必要な関連事業の十分な予算の確保

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 担い手確保の柱となる親元就農による新規就農者の確保・育成の取組みを推進するため、就農準備資金及び経営開始資金について要件緩和と十分な予算の確保をお願いしたい。
また、親元就農を含めた新規就農者の初期投資を支援する経営発展支援事業についても、要望増加が見込まれるため、引き続きの十分な予算確保及び確実な地方財政措置をお願いしたい。さらに、要望額増加に伴い、本県の財政負担が増加しているため国と県の助成額の負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援をお願いしたい。
(2) 親元就農や新規参入、雇用就農といった多様化する就農形態に鑑み、支援の対象や期間の拡充と予算確保をお願いしたい。
(3) 強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化支援交付金、農業経営・就農支援体制整備推進事業の予算確保をお願いしたい。
(4) くまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保をお願いしたい。
(5) 漁業就業直後の経営が不安定な時期に、初期投資の支援及び自立をサポートする給付金制度を創設していただきたい。また、本県の新規漁業就業者の多くは親元就業であり、現在の制度では支援を受けることができないことから、制度の見直しをお願いしたい。
(6) 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、地域農業を支える外国人が大都市その他の特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できる制度としていただきたい。また、農家等が必要な受け入れ態勢を整えるためにも早期の情報提供と十分な移行期間を設けていただきたい。加えて日本語能力試験合格の要件の追加に当たっては、十分な日本語教育が受けられる環境整備をお願いしたい。
- 2 い業の担い手の生産性向上・経営安定に必要な支援とともに、曇表価格安定制度等の継続と曇文化の維持、継承・発展等に向けた国内い業振興に向けた法の整備をお願いしたい。
- 3 担い手の急激な減少や労働力不足に対応するため、省力化・省人化や技術伝承等につながるスマート農林水産業の普及推進に必要な関連事業の十分な予算確保と生産現場の実態に応じた技

術の早期開発をお願いしたい。

- 4 (1) 農業者の経営環境の悪化等のリスクへの対応強化のため、更なる柔軟なセーフティネットの構築をお願いしたい。
(2) 災害時に被災した個人所有の養殖施設等について、農業施設における災害復旧と同程度の支援が受けられるよう支援制度の創設をお願いしたい。
- 5 (1) 海外悪性家畜伝染病や重要病害虫の水際防疫対策等の強化をお願いしたい。
(2) 豚熱ワクチン接種については、民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計を見直していただき、家畜防疫業務の負担軽減をお願いしたい。
- 6 農業土木や林業等の農林水産系の技術職員を確保するため、国においては、農林水産業の振興を担う公務の重要性を広く周知するとともに、県独自で行う広報活動に対する財政的支援をお願いしたい。
- 7 肉用子牛価格の低迷が続く中、子牛等の流通体制及び販売力強化と家畜市場の再編に伴う市場機能の高度化を図るため、令和7年度当初予算で概算要求いただいた家畜流通基盤強化推進事業の十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 基幹的農業従事者の減少と高齢化が急速に進む中、新規参入のみならず、親元就農者の確保がますます重要となっている。親元就農者においても就農まで研修等のスキルアップが必要であり、就農準備資金の活用が見込まれる。親元就農者では経営継承のタイミングは経営体でそれぞれであり、資金が活用しにくいものとなっている。経営開始資金では、新規就農者と同等の経営リスクを負うことが要件とされているものの、産地では、気象や土壌等の自然条件、出荷形態等で経営の中心となる品目が限定されるうえに、親と同じ品目での高品質化や省力化等の取組みも支援対象とならないため、これらの資金の要件緩和など制度の改正が必要である。
また、令和4年度に創設された経営発展支援事業については、親元就農の継承に重要な施策である。生産現場でも活用が広がっており、令和7年度においても更なる要望増加が見込まれていることから、十分な予算確保と、地方自治体が安定的に取り組むための確実な地方財政措置が必要である。さらに、要望額増加に伴い、本県の財政負担が増加しているため、国と県の助成額の負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援が必要である。
(2) 国は基本法検証部会において、50歳代を向こう20年間の担い手として位置付けているものの、50歳代への支援が行われていない。本県では、新規就農者に占める50歳代の割合が増加傾向にあり、就農定着させ地域活性化に繋げるためには国による50歳代への支援創設が必要である。
就農準備資金等の現行制度では、交付決定日以降の就農状況の確認に要する経費を補助対象としていることから、年度当初に発生した経費は対象外となっている。しかし、交付対象者の相談対応等は年間を通し切れ目なく継続して取り組む必要があるため、年度当初の経費を対象とできるよう制度の改善が必要である。
(3) 強い農業づくり総合支援交付金及び農地利用効率化等支援交付金等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、担い手の経営改善に必要な農業用機械や施設の整備に支障が生じている。また本県では、経営継承を個々の農家の問題ではなく、地域の問題として捉え、経営継承支援センターの立ち上げ等、取組みを強化しており、貴重な経営資産を次世代に安定的に引き継ぎ、未来を支える多くの担い手を確保していかなければならない。
(4) くまもと林業大学校においては、県内の森林資源が成熟する中、資源として利用し、植え

て、育てていくための担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでいる。こうした中、令和6年度から定員を増やしており、予算の拡充が必要である。

(5) 経営体育成総合支援事業では、漁業学校等での知識の習得期間に限った給付金制度はあるものの、就業後は指導者への研修経費の支援のみであり、就業後に必要な漁船や漁具などの初期投資への支援や就業後の給付金制度は整備されていないため、支援創設が必要である。また、新規就業者の確保を推進するため、親元就業を給付金の対象とするなど、効果的に活用できる制度への見直しが必要である。

(6) 本県農業分野では、4,616人の外国人材が就労し、そのうち技能実習生が3,615人と78%を占め、今回の制度見直しの影響を大きく受けることから、早期の情報提供と十分な移行期間が必要である。また外国人の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念されており、転籍要件の緩和にあたり、地域間の偏りを是正する措置が必要である。

加えて現行制度では技能実習2号を満了すれば特定技能へ移行できたが、見直し後は新たに技術試験と日本語能力試験の合格が要件となり、特定技能へ移行する外国人材の減少が懸念されるため、日本語教育に係る環境整備や支援が必要である。

2 本県は、国産量表需要のほとんどを担ういぐさ産地であるが、農家数、栽培面積減少が続き、産地維持が難しくなっており、いぐさの担い手が意欲を持っていぐさ産地に営農継続と規模拡大に取り組めるよう継続的に支援することが重要である。

3 本県では、高齢化等の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。

4 (1) 増加する自然災害等に対し、農業者のセーフティネットへの更なる加入を促進するため、より農業経営の安定に資する制度とすることが必要である。

収入保険においては、甚大な気象災害に準ずる不可避な基準収入変動の影響緩和についても、新型コロナウイルス感染症の影響による特例のように柔軟な対応を行うなど、農業者が安心して加入を継続できるよう、関係団体の意見を十分に踏まえた対策をお願いしたい。

(2) 農業においては、災害時に被災した農業施設に対する支援制度（強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型））により、手厚い支援をうけられることから、水産業においても養殖施設などの復旧に関する同様の支援制度を創設する必要がある。

5 (1) アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）は、有効なワクチンや治療法がないことから、国内で発生した場合の畜産業への被害は甚大なものとなる。ASFウイルス侵入防止対策については畜産だけでなく、野生いのししへのウイルス伝播及び死亡個体の処理など環境にも配慮した防疫対策が重要である。また、ASF等の海外悪性伝染病を国内へ侵入させないために、外国からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等の水際防疫対策をさらに強化する必要がある。

さらに、九州全域において飛来が確認されているミカンコミバエや九州本土で上陸が確認されたアリモドキゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウ、加えて、中国において発生が確認され宿主植物（花粉等）の輸入が停止されたナシ火傷病など重要病害虫の侵入警戒やまん延防止を図る必要がある。

(2) 豚熱については、岐阜県での発生以降、6年が経過し、北海道以外の全地域で継続したワクチン接種が実施されている。打ち手の確保として知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種も可能となったが、ワクチンの管理は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針により都道府県が実施するものと規定されている。ワクチン接種を行っている限り、

豚熱の清浄化は長期的である。また、豚熱ワクチンは国内承認を受けたワクチンであるとともに、過去には市場流通していたものであることから、家畜生産農場衛生対策事業を活用するなど民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計の見直しが必要と考える。これにより、現時点で生じている都道府県によるワクチンの管理や事務手続き等の家畜防疫業務の負担軽減につながる。なお、ワクチン接種農場の監視は、都道府県による免疫付与確認検査により徹底可能である。また、段階的な豚熱清浄化へのロードマップを示していただきたい。

一方、平時も含めた調査・報告等の家畜防疫業務に対する負担は年々増加しており、現に通常業務がひっ迫している。また、近年の鳥インフルエンザや豚熱の国内発生及びASF等の防疫対策として、家畜だけでなく、野生いのししに対する防疫対応も増えていることから、県の負担軽減が図られるよう業務の整理が必要である。

- 6 近年、農林水産業を担う技術系職員は、採用の申込者数が減少傾向にあり、気象災害や悪性家畜伝染病等の緊急時の対応をはじめ、平時の業務においても不足している状況にある。

そのため、国において、農業生産基盤の整備や新技術の普及を行う農林水産系の技術職員の魅力を発信するためのキャンペーンを実施するなど、学生等に対してその重要性を訴求されるとともに、県独自の技術職員確保のための広報・周知に対しての支援が必要である。

- 7 長引く物価高騰に伴う牛肉消費量減少の影響で肉用子牛価格は低迷が続き、農家のみならず市場を運営する畜産農協の経営も厳しい中、畜産農協の合併と家畜市場の再編統合に向けた動きが加速している。このため、子牛等の流通体制及び販売力強化に向けた、家畜市場の再編整備による市場機能の高度化を支援する関連事業の十分な予算の確保が必要である。

中山間地域対策の充実強化及び農山村振興に対する支援

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 中山間地域等において農業生産及び集落活動等を維持・継承していくための支援の充実
- 2 日本型直接支払制度等、農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 持続可能な地域を目指す多様な取組みを支援するために農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）における十分な予算確保をお願いしたい。
(2) 中山間地域の厳しい営農条件を踏まえ、農山漁村地域整備交付金及び中山間地域農業農村総合整備事業で実施する基盤整備について、中山間地域の多面的な価値を適切に評価した新たな促進費メニューの創設をお願いしたい。
- 2 日本型直接支払制度について、取組の維持拡大に向けて積極的な推進ができるよう、交付単価の引上げ及び十分な予算確保をお願いしたい。
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金について、捕獲補助金の上限単価の引上げ及び必要な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 生産条件が厳しく、平坦地と比較して高齢化や後継者不足が進行する中山間地域の状況を踏まえ、本県では、県独自に、地域自らが作成した地域の将来像の実現に向けた取組みを支援してきた。また、令和5年度(2023年度)からは、農村RMOモデル形成の動きが活発化しており、令和6年度は全国目標を上回るペース（全国目標は令和8年度までの100地区に対し、本県における令和5～6年度の形成予定地区6地区）で農村RMOの形成が進みつつある。これら農村RMOの形成に取り組む地域の将来ビジョン策定やビジョンに基づく計画・実証等の取組みが円滑に進められるための十分な予算が必要である。
(2) 中山間地域の基盤整備において、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の強化が必要である。また、促進費助成対象は集積のみならず、地域用水への活用など多面的機能を有している点も加算対象とすることが必要である。
- 2 日本型直接支払制度は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。一方、資材価格の高騰により、活動組織が計画していた取組みの実施が困難となっている。また、人口減少や高齢化が進む中、組織の統合等による体制づくりが重要である。活動組織の計画的な取組みの実施と体制整備に向けて、交付単価の引上げや、推進交付金を含む十分な予算確保が必要である。

中山間地域等直接支払交付金は、農業生産活動等の継続と体制整備に向けた活動に取組んでいる。加えて、高齢化・過疎化が進む中で、地域農業の維持・発展に資する取組みとして、集落協定の広域化、新たな人材確保、農作業の省力化等に取り組んでいる。これらの加算措置についても十分な予算確保が必要である。

多面的機能支払交付金は、農地や農業用施設の補修・更新等、地域ぐるみの共同活動への支援に加え、自然災害への備えとしても期待されるため、制度の弾力的運用及び財源確保が必要であ

る。

環境保全型農業直接支払交付金は、農業者が安心して継続的に取り組めるよう、予算の十分かつ安定的な確保に加え、令和9年度からの制度見直しにおいては、先進的に取り組む農業者の意欲向上につながるような事業メニュー及び単価設定をお願いしたい。また、農業者が提出する書類は専門的な内容が多く複雑なため、確認事務の簡素化と負担軽減が必要である

- 3 本県における有害鳥獣による農作物被害は、5億円前後で推移しているものの、近年、イノシシ、シカによる被害が増加している。鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結していることから、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けて、有害鳥獣の生息環境管理、侵入防止対策、捕獲及びジビエ利活用、並びにこれらを実践する人材の育成等を強化していく必要がある。このことから、これらを実施する鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域における鳥獣被害の実態や対策の現状を踏まえ、捕獲経費の実態や物価高騰等による影響を考慮した捕獲補助金の上限単価の引上げや継続的かつ必要な予算を確保する必要がある。

燃料・肥料・飼料等生産資材の価格高騰対策

提案・要望事項

【農林水産省】

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）の恒久化、十分な予算確保、発動基準価格の上限設定等制度の拡充
- 2 生産資材価格高騰に対する支援制度の創設
- 3 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準等の明確化と化学肥料の代替となる家畜排せつ物由来堆肥等の地域資源の利活用への支援
- 4 配合飼料価格の高止まりに伴う畜産農家への影響緩和と耕畜連携等による国産飼料増産に係る施策の充実・強化、各種畜産経営安定対策や制度資金の柔軟な運用と十分な予算確保

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 令和7年度が事業期限となっている施設園芸等燃料価格高騰対策については、恒久化するとともに十分な予算確保をお願いしたい。
(2) 施設園芸セーフティネット構築事業および茶セーフティネット構築事業は、発動基準価格に上限を設定するとともに、国負担割合の拡大をお願いしたい。
(3) 燃油・ガス等の燃料を利用する全ての農業者が、燃料価格高騰対策・セーフティネット構築事業への加入が可能となるよう制度の拡充をお願いしたい。
- 2 原油価格の高騰に伴い、燃料に加え、ハウス被覆フィルムやマルチ、養殖用支柱やロープ等の生産資材も高騰していることから、生産コスト上昇による影響を緩和し、持続的な経営につながるような生産資材に対する支援制度の創設をお願いしたい。
- 3 肥料価格費の急激な変動に対応するため、次の事項をお願いしたい。
(1) 肥料価格急騰時における影響緩和対策の発動基準の明確化
(2) 家畜堆肥を利用した混合肥料の開発や下水汚泥等の未利用資源の肥料化に向けた施設整備及び機械導入支援に係る十分な予算の確保
(3) 家畜排せつ物由来堆肥について、畜産農家等での良質堆肥生産のための施設や耕種農家の円滑な活用を推進するための機械・施設等の整備に係る十分な予算の確保をお願いしたい。
- 4 (1) 配合飼料価格安定制度については、今般の多額な補填財源負担を背景に、今年2月に「配合飼料価格安定制度のあり方検討会」が設置され、これまで講じられた措置の検証や持続的な制度のあり方について検討されていることは承知している。このような中であっても、生産者の自助努力のみでは対応し得ないコスト上昇時には、適切な支援等を行うなど柔軟な対応をとっていただきたい。
(2) 国産飼料増産のためには、耕畜連携の強化が不可欠であるため、飼料生産に取り組む耕種農家が十分な所得を確保できるよう、水田活用直接支払交付金の充実等の必要な対策を講じていただきたい。また、国産飼料生産を後押しする飼料生産外部支援組織等の育成や運営強化に係る支援の充実をお願いしたい。
(3) 畜産経営安定対策や各種制度資金について状況に応じた柔軟な運用と十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 (1) 農業者と国の拠出により、燃料価格が一定の基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸等燃料価格高騰対策事業については、令和7年度が事業期限となっている。
(2) 発動基準価格は過去5か年、急騰特例基準価格は過去3年の平均単価を基に算定される。令和2年以降、燃油価格の高騰が続いており、現状の算定方法では、今後発動基準価格等が上昇し、補填が受けられない事態が生じることが懸念される。
また、燃油以外の様々な生産資材コストも上昇しており、農業者の経営が厳しくなっているため、現在、国と農業者で1:1の負担となっている積立金について負担軽減が必要である。
(3) 現行の対策では、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が支援対象となっているが、本県の特産作物である、いぐさ、葉たばこが、乾燥工程において、重油、灯油を使用しているにも関わらず、対象外となっており、支援が必要である。
- 2 農業者は、燃料だけでなく、ビニルなどの被覆資材やマルチ資材がこの3年間で20~35%程度高騰しており、農業所得が減少している。漁業者においても、養殖用飼料だけでなく、漁業生産に必要な養殖用資材や出荷用資材等がこの2年間で13%程度高騰しており、漁家経営を圧迫している。
農業者や漁業者が安心して営農を継続することができるよう、生産資材の価格高騰に対する対策または支援制度の創設が必要である。
- 3 原油価格や輸送料の上昇、中国によるリン酸肥料原料の輸出検査の厳格化措置、ロシアのウクライナ侵攻などの影響から、肥料価格は高騰したが、県内の令和6肥料年度の春秋肥価格（令和6年6月公表）は、最も高騰した令和4肥料年度の春肥価格と比較して23%の低下に止まっている。
国において、令和6年3月、国内肥料資源利用拡大対策事業に肥料価格急騰時の影響緩和対策が盛り込まれたが、発動基準や補助率等は明確化されていない。
一方で、国際価格の影響を受けにくい体質とするため、化学肥料の代替となる家畜ふん堆肥を利用した混合肥料の開発や、下水汚泥等の未利用資源の肥料化など国内資源の活用を推進することが必要である。
また、化学肥料代替として堆肥を利用する際の課題である良質堆肥生産や堆肥のストックヤード及び堆肥散布に係る機械や散布労力を確保するためには、耕種農家が組織的に機械や施設を整備し、散布体制を確立することが必要である。
- 4 (1) 配合飼料価格安定制度については、令和5年度第1四半期以降の対策として「新たな特例」が設けられ、発動の条件や算定ルールの見直しにより、高止まり状況にあっても「緊急補填」が発動する仕組みとなった。しかし、連続する3四半期が最長の交付期間とされており、令和5年度第3四半期を以て補填が終了したことから、第4四半期以降の農家負担が大幅に増加している。
(2) 価格高騰時の公的な支援制度のない粗飼料や単体の飼料穀物については、国内の自給率を向上させることが肝要であるが、畜産農家の持つ土地基盤や労働力のみでは長大作物や牧草類、子実用とうもろこし等の国産飼料の増産に限界があるため支援の充実が必要である。
(3) 各種畜産経営安定対策や制度資金等についても、飼料等の高騰の影響による個別経営体の資金繰りが悪化しており、状況に応じて経営安定対策の生産者負担金の納付猶予や制度資金の要件緩和・借入限度額の引き上げ等、柔軟な運用をお願いするとともに、これらの制度が適切に機能するよう、十分な予算の確保が必要である。

赤潮被害対策への支援

提案・要望事項

【総務省、農林水産省、環境省】

- 1 事業継続・経営安定に関する支援
 - (1) 赤潮による損失への直接支援
 - (2) 漁業災害補償制度（養殖共済）の見直し
 - (3) 運営資金の融資に関する支援
 - (4) 赤潮被害抑制の取組みに関する支援
 - (5) 赤潮被害軽減のための施設整備に関する支援
- 2 有害赤潮の被害軽減技術等の確立
- 3 赤潮対策に取り組む地方公共団体に対する財政的支援

【提案・要望の内容】

- 1 (1) 大規模な赤潮被害により、養殖業者は複数年に亘り、利益の確保が困難な状況であることから、共済金相当額を超える損失を直接補填する救済措置をお願いしたい。
(2) 養殖対象種毎の共済単価について、近年の養殖経営に係るコスト上昇に見合う見直しを行うとともに、柔軟な制度の運用をお願いしたい。その際、新たな掛金負担とならないように措置するようお願いしたい。
なお、かけ流し式のトラフグやヒラメの陸上養殖についても、漁業共済の対象とするよう制度の拡充をお願いしたい。
また、赤潮被災漁場の生残魚については、エラの損傷や長期に亘る餌止め等により品質や歩留まり低下が生じるため、こうした赤潮に起因する二次被害についても赤潮特約で対応するようお願いしたい。
(3) 赤潮により被害を受けた養殖業者に対する利子助成について、農林漁業セーフティネット資金等に対する国の無利子化措置の上限（現行1千万円上限）を、養殖業者の経営実態に鑑み、概ね1億円を上限とするようお願いしたい。
(4) 養殖業者等による赤潮被害の発生抑制に向けた自主的な取組を推進するため、赤潮モニタリング調査やそのために必要な機材購入、海底耕うん、底質改良剤や赤潮防除剤（改良型粘土）の散布、ICTを用いた監視体制整備などの取組みに対して支援をお願いしたい。
(5) 赤潮発生時に養殖魚の逃げ場を確保し、被害を軽減するため、生簀の大型化や足し網の導入に必要な施設整備に対する定額支援をお願いしたい。
また、赤潮被害を回避する新規漁場の整備にかかる係留施設や消波施設等の設置について有八特措法等に基づく補助率のかさ上げ対象とするなど特段の支援をお願いしたい。
- 2 赤潮の発生メカニズムは不明な点が多く、現状の被害防止対策の効果は限定的であることから、養殖業者が安心して持続的に養殖を営んでいくためには、有害赤潮による被害を最小化するための更なる研究・技術開発が不可欠である。
このため、発生メカニズムの解明や発生防止対策の確立を進めるとともに、効果的かつ経済的

な防除技術や赤潮に強い養殖魚の育種など被害軽減技術の開発及び早期の実用化をお願いしたい。

また、今回のように赤潮発生海域からのプランクトンの流入により複数の県で被害が発生する場合、単県では対応が困難であることから、国主導の下、発生海域での防除対策をお願いしたい。

- 3 赤潮被害対策費用については、国により特別交付税の措置がなされていますが、赤潮被害を受けた養殖業者に対する支援やへい死魚の処分費用など、頻発する赤潮への対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となることから、新たな国庫補助制度の創設とそれに伴う地方財政措置による更なる財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1～3 令和3年度から4年連続で発生した八代海における赤潮被害は、4年間の被害総額が50億円を超えており、本県の養殖業に深刻な影響を与えている。

また、昨今の燃油、資材、飼料価格の高騰により、養殖業者は厳しい経営環境に置かれている中、4年連続の赤潮による甚大な被害を受けた養殖業者からは、将来に向けた事業継続を不安視する声が挙がっており、事業継続や赤潮対策への支援が急務となっている。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
被害尾数	65千尾	2,916千尾	1,124千尾	665千尾	4,770千尾
被害金額	91百万円	1,965百万円	1,544百万円	1,480百万円	5,080百万円

有害赤潮による漁業被害の状況（令和3年度～令和6年度） R6.9.12時点

災害からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた 中小・小規模企業等への支援の強化

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- 1 円滑な事業承継促進のための支援の継続
- 2 商工会・商工会議所が行う伴走型支援の機能強化のための経営発達支援計画実施への継続支援
- 3 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金の予算の確保
- 4 物価高騰や人手不足等の経営環境の変化への対応に向けた事業者の新たな取組み等への継続支援
- 5 物価上昇に対する賃上げのための労務費等の適切な価格転嫁施策の継続・強化
- 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金の運用の弾力化

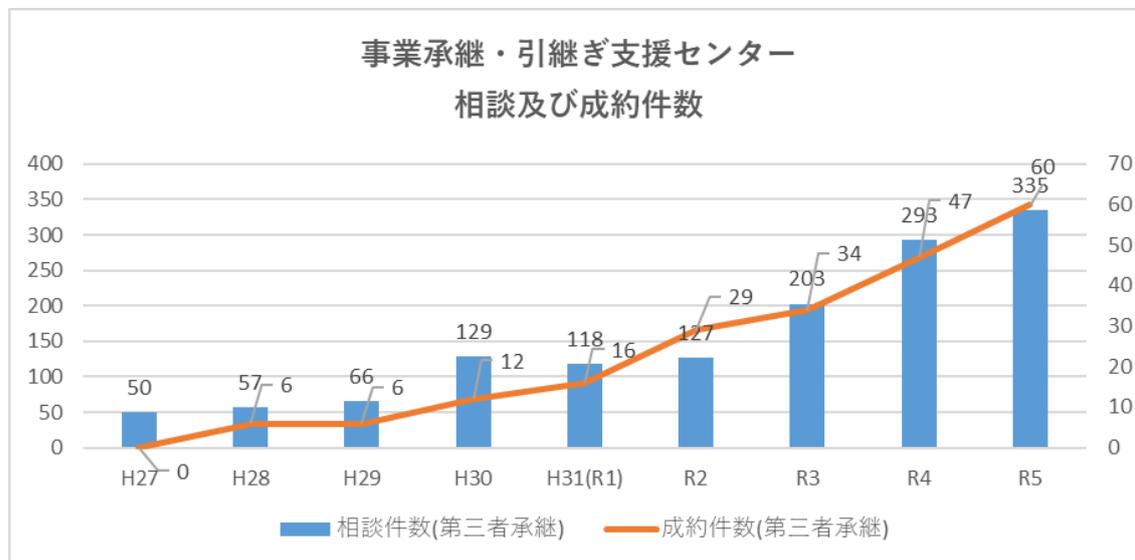
【提案・要望の内容】

- 1 後継者不足を背景とした廃業は、60歳以上の経営者のうち約2割に迫るとされ、地域経済を維持・発展させるためには、さらなる円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が必要であることから、事業承継・引継ぎ支援補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等に対し、引き続き強力に支援いただきたい。
- 2 商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の策定及び計画の実行に必要な経費の支援（伴走型小規模事業者支援推進事業補助金）を継続いただきたい。
- 3 小規模事業者支援推進事業費補助金について、本県では熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の影響を受けた小規模事業者の販路拡大等の取組みを支援するために活用しており、被災地域の復興に向け、引き続き支援をいただきたい。
- 4 物価高や人手不足等の経営環境の変化に対応するため、中小企業者の業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築や販路開拓等の取組みが重要であることから、引き続き、事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金等にかかる予算の確保をお願いしたい。併せて、物価高等の経済情勢で苦しむ事業者に対しては、状況に応じた資金繰り支援や事業再生に対する支援の強化をお願いしたい。
- 5 賃上げや原材料・燃料等の物価高騰に対応するための労務費等の適切な価格転嫁を促すため、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査や、下請取引の適正化を推進することを目的として設置された“下請かけこみ寺”での相談受付等の取組みの継続及び強化をお願いしたい。
- 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金を令和2年度以降積み立て、コロナ関連融資の保証料補助の後年度負担に充てているが、国における借換え制度創設等に伴い借換えが進み、令和2年度、令和3年度積み立てた基金に積立期限終了時点で余剰金が発生する見込みである。そのため、ともに目的が同じである借換え後の資金への活用や積立期限の延長等、基金の運用の弾力化をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県では、事業承継診断の結果、4割超の事業者が「将来を語り合える後継者がいない」と回答しており、円滑な親族内承継の推進とともに後継者不在企業への支援が重要となっている。

事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、相談件数・成約件数ともに年々増加傾向にあるが、事業承継の取組みをさらに後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金により、専門家の活用や事業承継・引継ぎ後の設備投資等への支援の継続が必要である。



2 商工会・商工会議所による経営発達支援計画（小規模事業者支援法）に基づく小規模事業者への伴走型支援の更なる推進と機能強化に必要な所要額の確保に向け、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金による支援の継続が必要である。

3 熊本地震については、益城町の土地区画整理事業等の影響を受けて再建できない事業者がいることから、熊本地震の直接被災事業者かつ益城町の土地区画整理事業等の影響を受け、県独自のグループ補助金を活用して再建予定の事業者に対して引き続き支援する必要がある。

また、令和2年7月豪雨の被災事業者は、未だ公共事業で事業再建できない事業者が多数存在すること、また、なりわい補助金と連動した事業者の売上回復のための生産性向上等の取組みが必要なことから、引き続き支援が必要である。

4 物価高騰や人手不足等の経営環境が変化中、事業者は業態転換やビジネスモデルの変革、販路開拓等に積極的に取り組む必要があり、事業再構築補助金や小規模事業者持続化補助金（通常枠・特別枠）を継続させることにより、これらの取組みを強力に後押しする必要がある。

また、令和2年に実行されたコロナ関連融資の元金返済に加え物価高等の影響による資金繰りの悪化が懸念されることから、状況に応じた資金繰り支援や事業再生に対する支援の強化が引き続き必要である。

5 労務費等の適切な価格転嫁を促すため、下請Gメンによる訪問調査や下請かけこみ寺での相談受付等の取組みが行われているが、現在も下請かけこみ寺には年間100件を超える相談があつており、価格転嫁の早期実現が喫緊の課題となっている。

6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源とする基金を令和2年度以降積み立て、コロナ関連融資の保証料補助の後年度負担に充てているが、国における借換え制度創設等に伴い借換えが進み、令和2年度、令和3年度積立の基金について、積立期限終了時点で余剰金が発生する見込みである。その一方で、借換え後の資金を対象とした令和4年度積立基金については、想定以上に活用され、基金が不足することにより県の財政負担が増すことが見込まれる。

大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の建設に伴う 諸課題への対応強化のための交付金制度の創設

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

地球温暖化対策推進法に規定された「(再エネ) 促進区域」に再エネ発電施設が整備・
運転された場合、立地市町村に交付金を交付する制度の創設

【提案・要望の内容】

大規模災害が頻発する中、住民の防災意識が高まっていることを背景として、大規模な地上設置型太陽光発電施設や風力発電施設の建設に伴う周辺環境への影響が懸念され、住民の不安を招くケースが起こっている。これに対応するため、令和4年4月に地球温暖化対策推進法が改正され、(再エネ) 促進区域制度が設けられた。国において、市町村に対してデジタル田園都市国家構想交付金の申請上限数増加のインセンティブを付与されているものの、地上設置型太陽光発電施設や風力発電施設に係る(再エネ) 促進区域の設定は、令和6年4月末時点で全国でも32市町村に留まっており、ほとんど進んでいない。

このため、地域のインセンティブとして、(再エネ) 促進区域に再エネ発電施設が整備・運転された場合、立地市町村に交付金を交付する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題】

- 令和4年4月に温暖化対策推進法に地域共生型再エネ立地を促進するため市町村が指定する「(再エネ) 促進区域」の制度が創設され、本県は市町村が(再エネ) 促進区域を指定できるよう県基準やそれを地図化したゾーニング図の公表を行い、市町村支援を行っている。
- しかし、市町村からは「市町村にとって、指定のメリットがなければ積極的に実施できない」との声が多く上がっていることから、(再エネ) 促進区域の指定が進まず、結果として、再エネの供給が進まない可能性がある。



大規模な地上設置型太陽光発電施設

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 社会資本整備の着実かつ計画的な推進に必要な予算総額確保
- 2 老朽化対策に対する持続的な支援

【提案・要望の内容】

- 1 激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、地方創生に向けた取組みを下支えするため、さらに持続的な経済成長の実現を図り、農山漁村の安全・安心の実現や生産性の向上を図るためには、道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道などの社会資本整備を着実かつ計画的に推進する必要がある、現下の資材価格の高騰を踏まえた必要な予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていくために必要な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 本県における社会資本の整備状況の一例として、道路改良率は58.8%（全国34位、道路統計年報2023 都道府県別道路現況）であるなど依然として低い水準である。
また、社会資本の整備は安全・安心な社会を実現するだけでなく、TSMCの進出に伴う企業立地、雇用、民間投資の誘発に加え観光客の増加といった地方創生及び持続的な経済成長の実現に向けた様々な効果を発揮するものであることから、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。
- 2 道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道などの社会資本の整備は、未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組みながら、その社会資本を将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。
しかし、高度経済成長期に整備された老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であり、計画的な維持修繕や更新が必要であるが、更新整備には膨大な費用を要するため長期間に及ぶ見込みである。このため、更新整備までの年々増加するインフラ・施設の機能維持管理費についても支援が必要である。
特に、耐用年数（20年）を超える排水機場が6割を超えるなど土地改良施設の老朽化が進んでおり、管理者である市町村や土地改良区等の維持、補修費用がかさんでいるため、支援が必要である。

土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

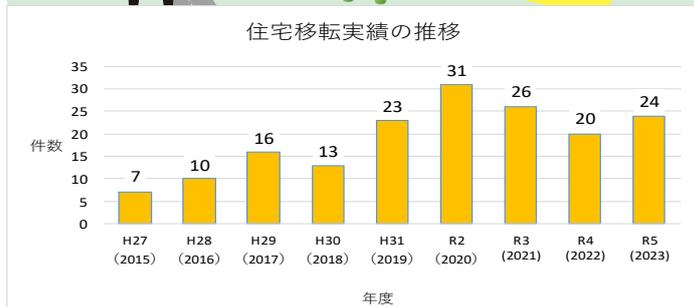
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等

【提案・要望の内容】

頻発する土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設等をお願いしたい。

【現状・課題】

- 熊本県内の土砂災害警戒区域約2万6千箇所（指定予定含む）の約9割で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定（予定）されており、そこには2万戸以上の人家が立地している。
- 土砂災害を防止する為のハード対策は人家5戸以上の限られた区域が対象となっている。一方で、土砂災害は毎年各地で頻発しており、土砂災害から人命を守り、地域の防災力の向上を図るためには、効果的なハード対策と合わせてソフト対策の強化が不可欠である。
- 熊本県では土砂災害から人命を守るために、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を平成27年度（2015年度）から県単独事業で実施しており、令和5年度末までに170件が土砂災害警戒区域外の安全な地域へ移転されている。
- 地方では、少子高齢化・人口減少が深刻化しており、ハード対策の対象外となる地域の更なる増加が懸念され、危険箇所から人家を移転することは人命を守るために極めて有効なソフト対策であると考えられる。
- このためレッドゾーン内の既存住宅の除却や移転に要する経費等に対する補助の新設や、既存制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「居住誘導促進事業」の要件拡充等、危険箇所からの住宅移転を促進し住民の生命・身体を守るための新たな交付金制度の創設等による財政支援が必要である。



阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇山直轄砂防事業の促進に必要な予算の確保
- 2 事業箇所の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇地域の住民の生命、財産を守るため、土石流・流木による被害を防止・軽減する「阿蘇山直轄砂防事業」に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 荒廃が著しい箇所の対策を行うため、事業箇所の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇地域は、全国平均の約2倍の年間降水量や火山性の脆い地質で土砂災害が起こりやすい。平成28年(2016年)の熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生するとともに、膨大な量の不安定土砂が残存し、土砂災害の発生リスクが高まった状態となった。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等の採択を受け、砂防堰堤等の整備を進めることとなったが、流域の荒廃は著しく、更なる対策が必要な状況にあった。

このような中、阿蘇地域における土石流・流木災害から、人命・財産を守るとともに、白川・黒川流域の土砂・洪水氾濫リスクの低減を図るため、平成30年度(2018年度)から国交省による阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和3年(2021年)4月には、対策工事の本格化に向け阿蘇砂防事務所を開設していただき、強力に事業を推進していただいております。事業予定箇所(25箇所程度)のうち、これまでに12箇所の整備が完了し、現在8箇所で事業が進められている。

- 2 熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、昨今の激甚化・頻発化する豪雨や火山性の脆い地質と地震による地盤の緩みにより、今後大量の不安定土砂が長期間にわたって流出を続けることが懸念されることから、現在事業実施中の施設整備を集中的に実施していただくとともに、将来にわたり対応が必要である。

阿蘇山直轄砂防事業

期 間：平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)(予定)
総事業費：約256億円

西湯浦川1砂防堰堤((阿蘇市)R5.11完成)



三王谷川2砂防堰堤((南阿蘇村)R6.3完成)



水道事業の経営基盤強化等に向けた取組みへの支援

要望事項

【総務省、国土交通省】

水道事業の経営基盤強化等に向けた財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等を推進するために、次の事項についてお願いしたい。

- (1) 水道事業運営基盤強化推進等事業（広域化事業）の対象範囲の拡大及び補助率の引上げ
- (2) 老朽化対策や耐震化の推進に向けた補助対象施設の拡大及び補助率の引上げ
- (3) 簡易水道事業の整備について、その財源となる過疎対策事業債の必要額確保

【現状・課題】

- (1) 人口減少に伴い、料金収入が減少する中、水道事業の安定的な経営のためには、広域化による効率的な事業運営が有効な手段の一つとされている。しかしながら、水道事業運営基盤強化推進等事業の現行の補助採択基準は、3以上（過疎地域など条件不利地域は2以上）の水道事業等の事業統合又は経営の一体化で、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上とされており、小規模水道事業者の取組が進んでいない状況。

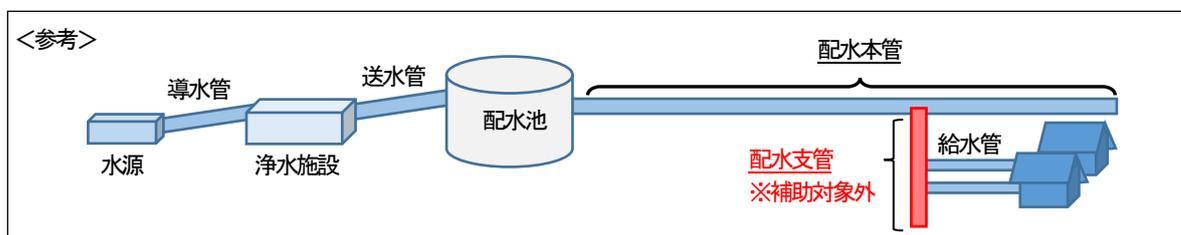
このため、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者に対してもインセンティブが働き、広域化の取組が進むよう、事業統合等を伴わない施設の共同化（管路整備含む）などの事業についても交付対象とするなど補助採択基準を緩和するとともに、補助率を引き上げる必要がある。

- (2) 法定耐用年数（40年）を経過した管路の更新や耐震化には、多額の事業費が必要となるため、国庫補助事業の活用が不可欠である。

しかしながら、水道管路緊急改善事業の補助対象施設は、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）に限定されており、特に島しょ部など水資源が乏しく経営環境が厳しい水道事業者においては、配水支管の更新に係る財政負担が大きいため、管路の更新や耐震化が進まない状況。

このため、経営環境の厳しい水道事業者に対し、配水支管を含めた管路の更新や耐震化が計画的に進められるよう、配水支管を補助対象とするなど、対象施設を拡大する必要がある。

また、能登半島地震を踏まえ、災害に強い水道を構築するため、水道施設の老朽化対策や耐震化の推進に係る支援制度全般について、補助対象施設の拡大補助率の引上げが必要である。



- (3) 簡易水道事業の整備は、地方負担額の50%までについて過疎対策事業債（ハード分）を活用できることとなっているが、当県内の過疎市町村（32団体、うち全部過疎26団体、みなし過疎1団体、一部過疎5団体）の起債要望額に対する内示率は、令和元年度が86.4%、令和2年度が75.7%、令和3年度が99.9%、令和4年度が89.8%、令和5年度が85.6%、令和6年度が76.1%（一次協議時点）という状況にある。

水道は、住民生活に必要なライフラインであり、整備に当たっては緊急性が求められることから、必要となる財源は国により確保される必要がある。

九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

1 幹線道路ネットワークの整備推進

- 九州中央自動車道
- 南九州西回り自動車道
- 中九州横断道路
- 有明海沿岸道路
- 熊本天草幹線道路

2 道路関係予算の安定的な総額確保

【提案・要望の内容】

1 熊本地震や豪雨災害など、近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、強靱で信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築や平常時・災害時を問わない安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワークの構築が重要である。

さらに、幹線道路ネットワーク整備の推進は、地域活性化や生産性向上、ひいては地方創生の実現につながるものである。

本県においては、有明海沿岸道路「荒尾道路」の令和5年度事業化や九州中央自動車道「山都中島西IC～山都通潤橋IC」間の開通、さらには、中九州横断道路「大津道路」の令和6年度新規事業化など、幹線道路整備を大きく前進いただいている。

これらの取組みをさらに加速させ、県内はもとより九州全体の発展につなげるため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

○九州中央自動車道

- ・「清和～蘇陽」間の早期事業化、「蘇陽五ヶ瀬道路」の早期整備、「矢部清和道路」の事業推進

○南九州西回り自動車道

- ・「水俣IC～県境」間の供用年度の明示と早期完成

○中九州横断道路

- ・「熊本北～下硯川」間（熊本環状連絡道路）の早期事業化、「大津西IC～下硯川IC」間の早期整備に向けた有料道路事業の導入、「滝室坂道路」の令和8年度内での1日も早い開通、「竹田阿蘇道路」の早期整備、「大津道路」の事業推進

○有明海沿岸道路

- ・「三池港IC連絡路」の早期整備、「荒尾道路」の事業推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期事業化に向けた取組みの推進

○熊本天草幹線道路

- ・「大矢野道路」、「本渡道路Ⅱ期」の早期整備のための所要額確保
- ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備、「宇土三角道路」の事業推進

2 道路関係予算を安定的に確保し、必要な道路整備を計画的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」の最終年度となる令和7年度において、例年を大幅に上回る規模で必要な予算・財源の確保をお願いしたい。

また、経済成長を確実に進めるため、地方創生や生産性向上に繋がる幹線道路ネットワーク整備などの公共事業についても、令和6年度補正予算において、例年を大幅に上回る規模で必要な予算の確保をお願いしたい。

さらに、令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画について、資材価格などの高騰も踏まえた必要な事業規模と期間を盛り込んだ上で、令和6年内に策定し、速やかに当初予算を含め、経済安全保障に資するこれらの道路整備に必要な予算・財源の通常予算とは別枠での確保をお願いしたい。

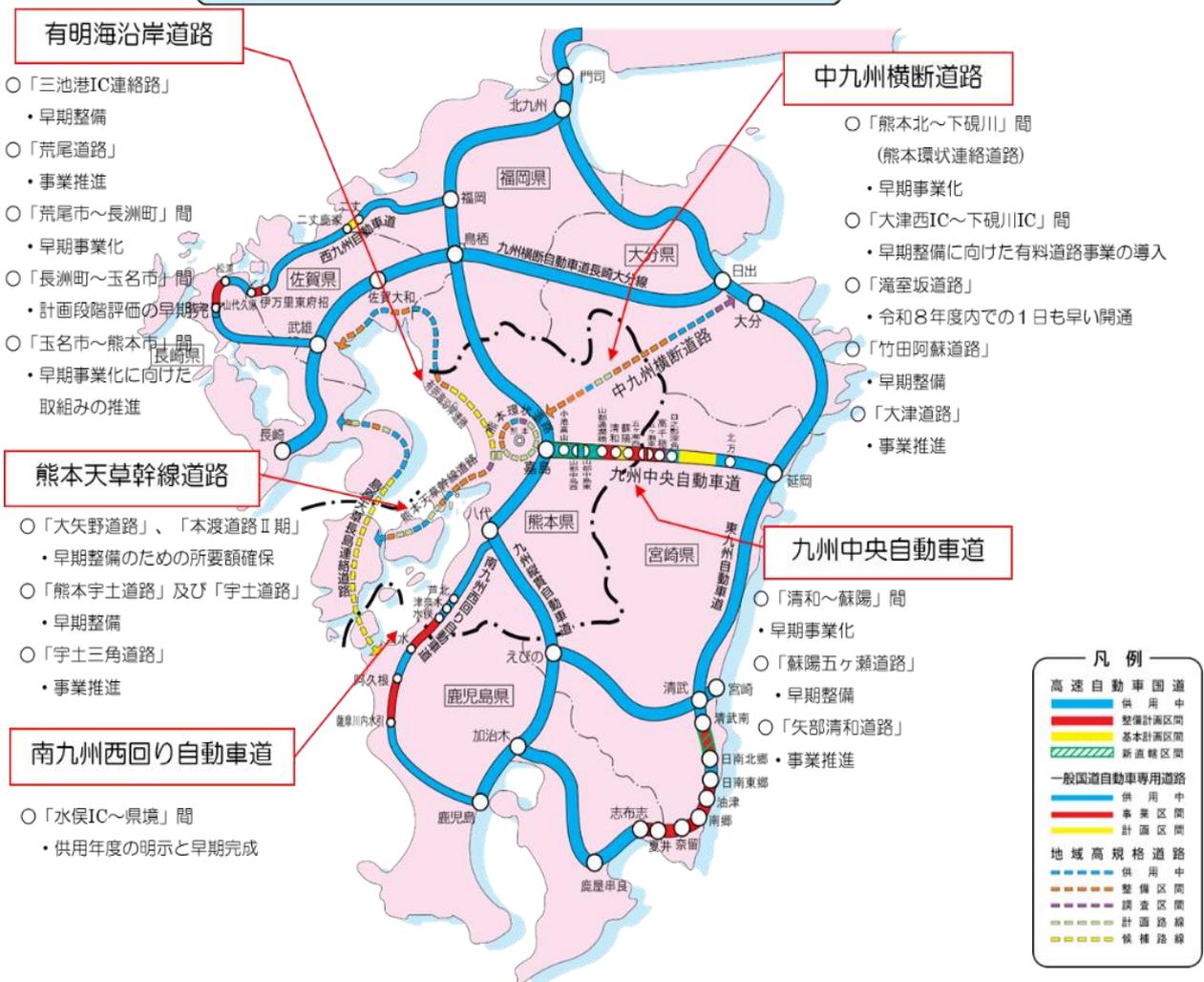
【現状・課題】

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えのもと、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備等を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

県内はもとより、九州全体の発展につなげるため、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路など、本県の高規格道路の整備をさらに加速させる必要がある。

九州の高規格幹線道路概要図



熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向けた最大限の支援

【提案・要望の内容】

熊本都市圏の円滑な交通に資する都市交通ネットワークを形成するため、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路（以下、熊本都市圏3連絡道路）の早期実現に向け、以下の事項について最大限の支援をお願いしたい。

- 1) 概略ルート帯や構造等の決定に向けた道路計画検討に係る技術的支援
- 2) 早期整備のための有料道路制度の活用を含む事業手法の検討に係る支援

【現状・課題】

熊本都市圏においては、熊本市中心部の平均旅行速度及び主要渋滞箇所数がいずれも3大都市圏を除く政令指定都市ワーストワンであるなど、常態化した交通渋滞により市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

そのような中、令和3年6月に熊本県・熊本市により策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本市中心部から九州縦貫自動車道までを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ「10分・20分構想」を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏3連絡道路を新たな高規格道路として位置づけた。

令和4年8月に熊本都市圏の市町村や経済界と「熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会」を設立し、令和5年9月に開催した総会において熊本都市圏のみならず県内全ての市町村が参画することとなった。さらに、令和5年11月には、道路計画の具体化に向けて、第1回有識者委員会を開催し、「住民参加型の道路計画検討」に着手した。今後、住民の意見を把握し、有識者の助言をいただきながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査・検討を進める。

熊本都市圏における交通課題の解消はもとより、世界的半導体企業であるTSMCの進出を契機として、九州全体の発展につなげるためにも、熊本都市圏3連絡道路の早期実現に向け、技術面や財政面等、国の強力な支援が必要不可欠である。



住宅耐震化の推進

提案・要望事項

【国土交通省】

住宅耐震化の推進に必要な財政支援

【提案・要望の内容】

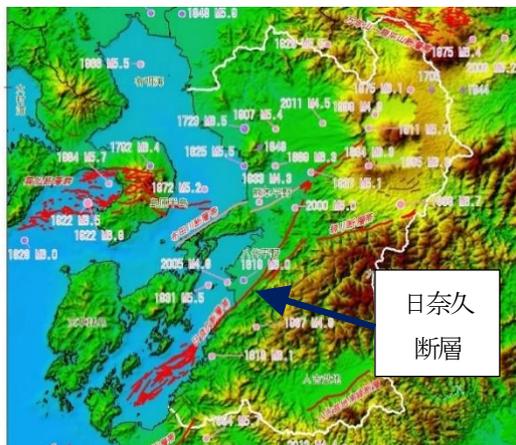
住宅の耐震化は、住民の生命・財産を守るために不可欠であり、被害を最小限に抑えるため、住宅耐震化の推進に関する予算総額を確保するとともに、住宅所有者や事業主体となる市町村の負担軽減等、補助制度の拡充等をお願いしたい。

【現状・課題】

今般、全国的に大規模な地震が発生しており、本県においても、平成28年熊本地震の経験から、住宅の耐震化に関する重要性を改めて認識し耐震化に取り組んでいる。令和3年度時点で耐震化率は89.1%（推計値）であるものの、近年、耐震化率は伸び悩んでいる状況にあり、少子高齢化・過疎化といった社会的背景の中で住宅耐震化の推進が急務である。

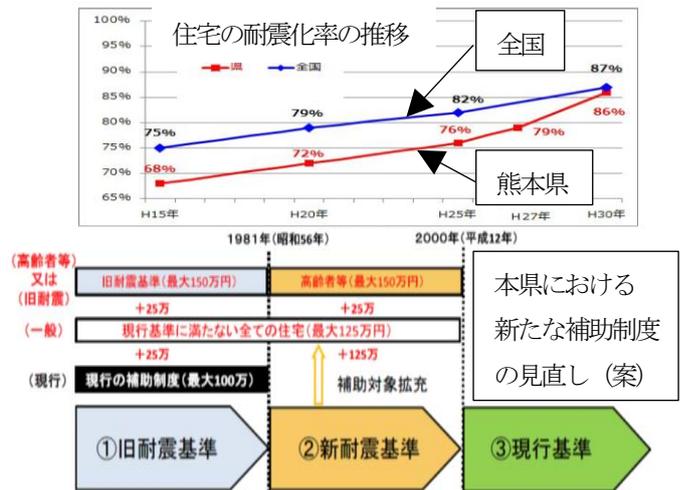
本県においては、今後30年以内のM7.3程度の地震発生確率がSランクである日奈久断層があり、令和6年能登半島地震の甚大な被害を教訓として、住宅の耐震化を更に加速化する必要がある。そのため、本県においては、支援対象の見直しに加え、住宅の耐震化の集中的な推進のため、期間を定め、補助対象額の上限を引き上げるなど住宅所有者や事業主体となる市町村の負担軽減を行うこととしている。

現行の補助制度では、耐震改修工事の平均価格を下回る補助限度額が設定されており、所有者の負担割合が高いのが実情である。また、昨今の人件費及び資材価格の高騰を踏まえ、耐震化を加速化させるためには、更なる補助限度額の拡充等が必要である。加えて、耐震化の推進を着実に進めるため、所有者に対して確実に補助が行えるよう、予算総額の確保が必要である。



日奈久断層

地震調査研究推進本部資料



【参考】社会資本整備総合交付金：住宅・建築物耐震改修事業（住宅の総合支援メニューの場合）

補助対象工事費（例：補助限度額125万円→150万円*旧耐震や高齢者等は、更に25万円加算）		
事業主体である市町村の補助額（補助率4/5：100万円→5/6：125万円）		所有者負担 （25万円）
国負担 （市町村補助額の1/2：50万円）	地方負担 （50万円→75万円） （内訳：市町村37.5万円+県37.5万円）	

※これまでの一般財団法人日本建築防災協会の調査（R2）では、耐震改修工事の中央値は平均186万円で行われている。住宅の規模等により工事費が高くなるとともに所有者の負担感が大きくなる。

並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

提案・要望事項

【総務省、財務省、国土交通省】

- 1 並行在来線の鉄道施設・設備や車両に係る修繕・更新費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保
- 2 並行在来線に対する赤字補填・運営費助成等の財政支援制度及び地元負担に対する地方財政措置の構築
- 3 自然災害等による鉄道ネットワーク不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合における支援制度の構築

【提案・要望の内容】

- 1 並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたものであり、極めて厳しい経営状況が続いている。安全かつ安定的な運行に必要な不可欠な鉄道施設等は、今後、老朽化による多額の費用負担が見込まれることから、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における並行在来線の簡易かつ優先的な採択を含む国庫補助事業の十分な予算枠の確保をお願いしたい。また、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しを含む新たな仕組みづくりをお願いしたい。
- 2 鉄道施設等の維持には多額の費用を要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されている。そのため、現行の鉄道施設等の修繕・更新費に対する補助制度のみならず、赤字補填や運営費補助等の新たな財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置（路線バスと同等の特別交付税措置）の構築をお願いしたい。
- 3 自然災害等による鉄道ネットワークの不通は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼすだけでなく、並行在来線各社において鉄道施設等の修繕・更新費の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう影響が生じた場合の支援制度の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 並行在来線については、JRから経営分離される際に「事業譲受」という形で実質的な事業再構築を行っており、関係者との協議や経営計画の策定等を経て開業したため、地域公共交通再構築事業の採択要件を既に満たしていると考えられる。また、貨物調整金制度については、平成27年1月14日付け政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」により制度見直しの方向性が示され、令和13年度以降は「貸付料を財源とせず、並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する」とされている。
- 2 R5決算では経常損益が8.8億円の損失計上となり、開業（H16）以降、19年連続で赤字となっている。中期経営計画を策定し、経営改善に向けた各種取り組みを実施しているが、沿線の人口減少や燃料価格高騰等の影響を大きく受け、未だ改善の見通しは立っていない。
- 3 H30年7月に発生した西日本豪雨において山陽本線が不通となった際、同年7月～10月にわたってJR貨物の貨物列車が運休減便となり、線路使用料収入が約40,000千円減額。当初予定していた鉄道施設等の修繕・更新を翌年度に繰り延べるなどで対応している。

地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

提案・要望事項

【総務省、国土交通省】

- 1 路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助の必要な予算額の確保
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法の見直し
- 3 路線バス事業者が行う共同経営の取組みに対する支援
- 4 公共交通分野における決済基盤に関する補助制度の見直し
- 5 鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設

【提案・要望の内容】

- 1 路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組み等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にあることから、必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分(補助ブロック)ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価(R6:330.72円)が適用されているが、実態に即していない状況となっていることから、北九州ブロック単価(R6:420.55円)の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などを見直しをお願いしたい。
- 3 本県のバス事業者5社は、令和3年(2021年)4月から重複区間の最適化など共同経営を開始。分析システムの構築、共通定期券の導入、共同経営計画策定等について、県は財政支援を行っているが、国の支援の継続を要望するものである。また、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務等について道路運送法における基準の緩和等についてお願いしたい。
- 4 決済基盤の整備に対して、機能向上等を伴わない既存システムの更新に係る経費も含め幅広く財政支援をお願いしたい。
- 5 激甚化・頻発化する豪雨災害を未然に防止し、豪雨時においても鉄道の安全・安定輸送を確保することをもって旅客及び貨物の鉄道ネットワーク・サプライチェーンの寸断を防止するため、税負担の軽減を含め幅広く財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 過去に、路線バスに対する地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について減額査定の可能性が示唆されたり、地域鉄道に対する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について所要額の予算が確保されないことがあったが、安全輸送や路線維持に支障をきたさないよう所要額の確保をお願いしたい。
- 2 県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、南九州ブロック単価(R6:330.72円)を大幅に上回っている状況(A社:約388円)にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。
- 3 国においては、地域交通の「リ・デザイン」の議論を踏まえ、バス・タクシー等の「エリアー

「協定運行事業」及び「共創・MaaS実証プロジェクト」をはじめとした支援制度を創設しているところではあるが、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、官民共創、事業者間共創の取組みに対して、継続的な支援が必要である。また、会社間の垣根を越えた取組みを進めていくという観点で、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務といったことが可能になれば、より効率的な路線網の構築が可能になると考えられる。

- 4 これまで、公共交通分野における決済基盤の整備については、国においても、地域公共交通維持改善確保事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業など様々な支援があるものの、いずれも機能向上等を伴わない単なる既存の更新にかかる経費については対象外となっている。人口減少に伴う利用者減少や物価高騰など、交通事業者を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、赤字路線の廃止や減便など、その維持・確保が困難な状況であり、自治体の財政負担も年々大きくなっている状況。このような状況を踏まえ、持続可能な公共交通を構築すべく、既存のサービス水準を十分に確保しながら、公共交通に対する信頼を高めていく必要がある。

【参考：現行の支援制度について】

	地域における受入環境整備促進事業 (交通サービスインバウンド対応支援事業)	地域公共交通維持改善確保事業 (交通DX・GXによる経営改善支援事業)
目的	訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施する。	旅客自動車運送事業者等による DX・GX 等による利便性向上や人材確保に資する取組及び訪日外国人旅行者が公共交通機関でストレスフリーに旅行できる環境を整備する。
補助対象者	【鉄軌道】鉄軌道事業者 【自動車】バス事業者、タクシー等 【海事】フェリー等	【鉄軌道】鉄軌道事業者 【自動車】バス事業者、タクシー等 【海事】フェリー等
補助対象	・全国共通ICカードの導入 ・クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステム ・企画乗車船券のICカード化 等	・キャッシュレス決済の導入 ・運行管理システム導入の推進 ・EVバス・タクシー導入 等
補助率	1/3	1/3(1/2※) ※クラウド型キャッシュレス決済
備考	<u>機能向上等を伴わない更新費用については対象外</u>	

- 5 令和2年7月豪雨では、県内の鉄道（肥薩おれんじ鉄道、くま川鉄道、JR肥薩線）が被災し、一時運休を余儀なくされた。その後も大きな被害は出ていないものの、県内でも線状降水帯の発生等により局所的な大雨が発生している。このような状況を踏まえ、災害時においても速やかに鉄道ネットワークの機能復旧を図れるよう、鉄道施設の豪雨対策を実施していく必要がある。しかしながら、沿線人口の減少や少子高齢化の更なる進行により、県内鉄道事業者の経営状況は更に厳しくなることが予想されることから、既存の国庫補助に加え、税負担の軽減を含めた幅広い財政支援をお願いしたい。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

提案・要望事項

【国土交通省】

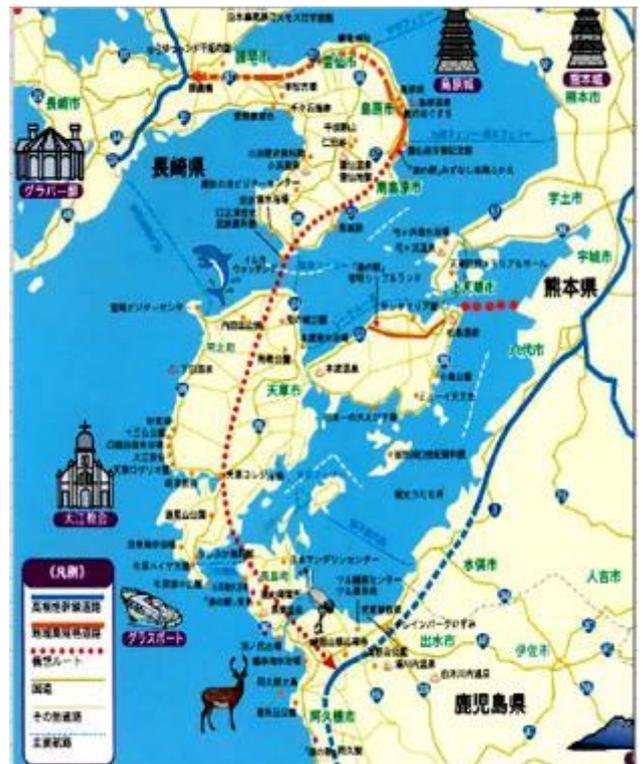
- 1 天草・県南地域の海上交通の維持確保及び充実を図るために必要な支援の拡充
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」及び「八代・天草シーライン構想」の具体化

【提案・要望の内容】

- 1 海に囲まれた「天草地域」、八代市を中心とする「県南地域」は、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るため、国庫補助対象航路の拡大など必要な支援の拡充をお願いしたい。
- 2 九州地方新広域道路交通計画で構想路線として位置付けられた「島原・天草・長島架橋構想（島原天草長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。構想段階にある交通ネットワークの具体化推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 天草地域及び県南地域では、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況悪化などのため、多くの定期航路が休廃止されており、航路の維持確保が喫緊の課題となっている。本県では、地元自治体と連携して、国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路に運営費補助を行っているが、船舶の老朽化に伴う修繕費の増加や代替船建造等が課題となっている。
- 2 「島原・天草・長島架橋構想」においては、関係機関と連携しながら、実現に向けて要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、600人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。「八代・天草シーライン構想」においては、知事を会長とし、県議会、地元首長、県の商工団体が参画する協議会を令和3年2月に設置。協議会設置後は、毎年、構想推進大会を開催し、構想の早期実現を国に要望している。また、令和6年3月に国、県、市で構成する勉強会を設置。令和6年3月28日に第1回勉強会を開催。



熊本港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 耐震強化岸壁の整備推進
- 2 防波堤（南）の整備推進

【提案・要望の内容】

- 1 熊本港が熊本都市圏の防災拠点としての機能を発揮するとともに、地震等大規模災害時に世界的半導体企業であるTSMCや関連企業を含む背後圏企業のサプライチェーンの維持、更には、特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するため、港湾予算の更なる拡充と6月に現地着工して頂いた耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。
- 2 熊本港が安全で安定的な海上交通ネットワークを確保するため、引き続き、港内の静穏度確保に向けた防波堤の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 平成28年熊本地震では、港を利用した緊急支援物資の搬入や給水・入浴支援、ホテルシップなど、海上からの多種多様な支援の重要性が認識されたが、熊本港には耐震性を備えた岸壁がなく、今後予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、災害支援活動や経済活動を支える九州の広域防災拠点としての役割を果たすためにも、耐震強化岸壁の整備が必要である。
8月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の早期実現も求められることになる。
また、熊本港の背後圏では、TSMCの進出を機に半導体関連産業の集積や設備投資が活発化しており、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進むなか、熊本港の物流拠点としての重要性が高まっている。港湾が、企業のBCPについては日本の経済安全保障の観点から、大規模災害時にも半導体サプライチェーンを維持し、物流・防災拠点として背後圏企業の事業継続を支援していくためには、港湾予算の更なる拡充が必要であり、熊本港においては、取扱貨物の増大と防災機能の強化のため、耐震強化岸壁の整備を推進する必要がある。
- 2 熊本港は、長崎県とフェリーで結ぶ海陸交通の重要な結節点でもあり、これらの機能を十分に発揮するためには、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要がある。



【熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク】



【耐震強化岸壁着工式 R6.6.8】



【完成したTSMC (JASM) 工場】

八代港の整備推進

提案・要望事項

【国土交通省】

- 1 水深14m航路等の整備推進
- 2 水深12m岸壁の早期事業化

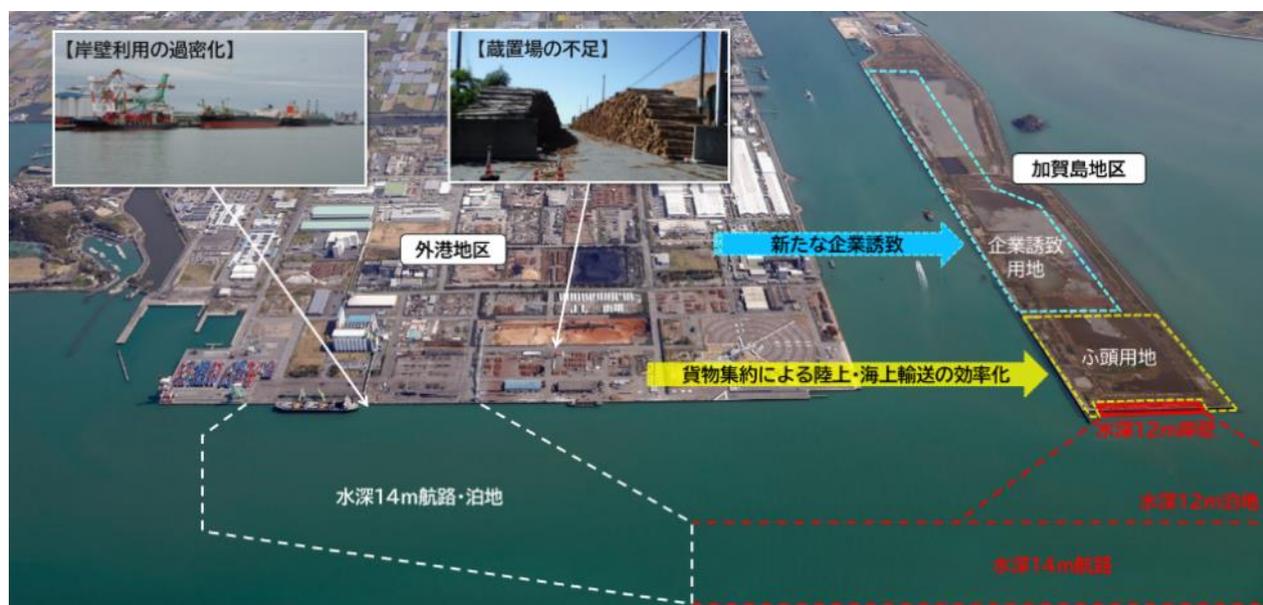
【提案・要望の内容】

- 1 県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化に必要な水深14m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。
- 2 林産品の外貨貨物需要に対処するとともに、物流機能の効率化及び企業誘致の促進を図るため、更には、特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するため、港湾予算の更なる拡充と加賀島地区における水深12m岸壁の早期事業化をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 水深14mの岸壁及び泊地は平成25年度に完成しているが、航路については現在も整備中のため船舶の大型化に対応した水深が十分確保されておらず、船舶は積荷を軽減するなどの非効率な輸送を強いられている。また、8月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の実現のためにも、早期の水深確保が求められている。
- 2 八代港は、近年の海外における原木需要の増加に伴い、原木の取扱いが急激に増加しており、令和5年3月には、取扱量の拡大が見込まれる産地の木材輸出を支える「林産品輸出拠点港湾」にも選定された。現在、原木を取扱う外港地区は、蔵置場不足や岸壁利用調整の過密化、企業用地不足が課題となっている。

これらの課題に対処するため、令和3年12月、加賀島地区の港湾計画に新たな公共埠頭の整備と企業誘致用地を位置付けており、早期の事業化が求められている。



天草エアラインへの支援

提案・要望事項

【財務省、国土交通省】

地域のライフラインを担う天草エアラインへの支援の充実・強化

【提案・要望の内容】

天草エアラインの地域航空ネットワークを安定的に維持・確保するため、更なる公租・公課の減免やその基準の見直し、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくりなどの支援の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

天草エアラインは、天草地域と熊本・福岡都市圏とを結ぶ唯一の高速交通機関として大幅なアクセス時間短縮を図るとともに、ビジネスや観光等による交流人口の増加に伴う天草地域の振興や、医療従事者の通勤利用に伴う天草地域医療体制の充実（「命の翼」）に大きく貢献している。

一方で、天草エアラインでは、就航当初より1機運航による高コスト化、機材不具合時の後続便の欠航などの構造的課題を抱えている。

加えて、天草地域の人口減少等に伴う利用者の減少や、昨今の燃油・物価高騰に伴う運航コストの増加など、経営的課題がこの状況に拍車をかけている。

このような中、日本エアコミューター社との機材整備に係る協業（H30～）や「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合（EASLLP）」（現在は、「地域航空サービスアライアンス協議会（EAS Alliance）」）による系列を超えた各種協業の推進（R1～）などによる運航品質の向上、並びに、「小規模・地域密着」型の旅行商品造成・販売を目的とした旅行業としての登録や航空運賃の値上げなどによる収支改善に努めているが、安定運航・収益改善のためには、「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくりなどの支援の充実・強化が必要である。

ゼロカーボン社会の実現

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、環境省】

- 1 「GX経済移行債」も活用した「地域脱炭素推進交付金」の予算規模拡充
- 2 脱炭素化推進事業債の事業期間の延長及び対象事業拡充
- 3 脱炭素に取り組む市町村に対する支援の継続
- 4 地域内のエネルギー循環の中核となるエネルギー回収施設等に対する支援の継続強化等
- 5 ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及及びカーボンニュートラル燃料の普及に向けた環境整備、財政支援等

【提案・要望の内容】

- 1 地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業等）（以下、交付金）については、GX経済への移行実現に向け「GX経済移行債」も活用するなど、予算規模を拡充いただくとともに、脱炭素に意欲的な地方公共団体等に対して、制度に基づく確実な財源措置を講じていただきたい。
- 2 脱炭素の取組は、2050年までにカーボンニュートラルを実現するまで、国際的課題として取り組む必要があり、令和7年度までとなっている「脱炭素化推進事業債」の事業期間を延長し、継続的な財政支援をお願いしたい。また、化石燃料設備の電化など、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）において合意された「化石燃料からの移行」に資する取組が加速するよう対象事業の拡充をお願いしたい。
- 3 市町村の脱炭素化には、交付金など国の財政支援の継続だけでなく、脱炭素先行地域の事例など、これまでの国の施策で得られた知見を地方と共有し、市町村の負担軽減に向けた継続的な支援をお願いしたい。
- 4 廃棄物の焼却時に高効率で熱回収を行い、発電やエネルギー供給を行う施設は、脱炭素に資することに加え、地域のエネルギー循環の中核になり得るものであり、国の支援の継続・強化等をお願いしたい。
- 5 廃食油を精製してつくられる高純度バイオディーゼル燃料（BDF）等のカーボンニュートラルな燃料の更なる利活用に向けた環境整備について後押しするなど、ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及について、国による積極的な取組み・支援をお願いしたい。
また、高純度BDF100%（B100）を燃料に発電・充電できる世界初の移動式急速充電器が本県内の地元企業により開発された。同機器は、平時にはCO₂の排出が実質ゼロで発電・充電できるため脱炭素に貢献するとともに、災害時には電源が喪失した地域に運搬し、通信機器、照明、冷暖房機器等の非常用電源としても活用できる。このような、エネルギーの地産地消に加え、災害時の電源確保という政策目的を同時に実現し、国土強靱化にもつながる有用な機器を自治体等が導入できるよう財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

1 本県では、交付金を活用して、脱炭素先行地域である阿蘇くまもと空港周辺地域の脱炭素化や県の率先行動として県有施設の脱炭素化を加速し、市町村等への横展開に取り組んでいる。交付金について、予算規模を大胆に拡充するとともに、GX経済への移行実現に向けて「GX経済移行債」も活用するなど、地方公共団体への大規模かつ安定的な財政支援が必要である。

2 脱炭素の取組は、2030年、2050年をターゲットに、国際的課題として取り組む必要があり、ゼロカーボン社会の実現には、省エネルギーとともに化石燃料から再エネ電力等へエネルギーシフトすることも重要である。改修が必要な既存施設は多く、さらに施設を運用しながらの改修となり、改修計画策定等にも時間を要するため、令和7年度までとなっている事業期間をぜひ延長していただきたい。

さらに、これから導入・更新する設備は2050年以降も使われる可能性が高いことから、2050年を見据えて、電化等が可能な設備については今確実に電化等を実施する必要がある。一方、電化（化石燃料設備から電気式への更新）は、単純な化石燃料設備への更新に比べ、受変電設備や既存施設の改修等が必要で割高となるため財政支援が必要である。令和5年に開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議において合意された「化石燃料からの移行」を加速化するためにも、化石燃料からの電化など燃料転換の取組みを脱炭素化推進事業債の対象にする必要がある。

※ 政府実行計画においても「庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進め」とされている。空調等の設備は数十年使用されることを考えると、電力が脱炭素化されるのを待つのではなく、これから導入・更新するタイミングで電化しておく必要がある。

【1・2参考】本県（九州電力管内）で化石燃料使用の空調を電化した場合のCO₂削減効果
・灯油式→電気式 ▲60～▲80%程度 ・ガス式→電気式 ▲40～▲60%程度

3 本県では、現在、県内27市町村が2050年ゼロカーボン宣言を行っており、こうした市町村の意向を十分に踏まえ、脱炭素先行地域の選定や重点対策加速化事業の採択など、脱炭素に意欲的な市町村を幅広く支援していただく必要がある。また、市町村の職員は多くの業務を兼務しており、脱炭素の取組みに関する専門的な知見やマンパワー等が不足しているなど、市町村の負担の最小化が必要である。

4 廃棄物の焼却時に高効率で熱回収を行い、発電やエネルギー循環を行う施設に対する国の補助は、市町村の施設であれば、いわゆる循環交付金の対象となるが、民営の場合、PFI等の場合を除き同交付金の対象とならない。現在は「廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」は対象であるが、事業実施期間が令和6年度までに限られており、大規模施設の整備には、当該事業の延伸・事業費拡充等が必要である。

5 高純度バイオディーゼル燃料（BDF）は、電化等が困難な建設現場の重機等の軽油の代替燃料として活用されており、CO₂削減に大きく貢献している。今後の利活用の拡大に向けては、揮発油等の品質の確保等に関する法律で規格が定められ品質が保証されている「B5（軽油にBDFを5%混合したもの）」に加え、「B30」「B100」など、よりBDFの割合が多く、CO₂削減効果の高い燃料の普及に向けた環境整備等についても国による後押しが必要である。

高純度BDF移動式急速充電器は、脱炭素に貢献するエネルギーの地産地消と災害時の電源確保を図る「熊本モデル」と位置付けており、能登半島地震の被災地でも活用された実績がある。一方、設備が高額であるため普及に向けては設備導入への財政支援が必要である。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 水俣病関係団体からの要望の実現に向けた取組の実施
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加への適切な対応
- 3 認定審査において、申請者の負担軽減等を図るため、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策の構築
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実等のために必要な予算額の確保
- 5 「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業の実施に必要な予算の確保
- 6 チッソ金融支援に係る所要の措置
- 7 「環境調査研修所」の研修の拡充

【提案・要望の内容】

- 1 慰霊式後の水俣病関係団体との懇談については、7月の再懇談同様、十分な時間の確保など、丁寧な運用をお願いしたい。また、「療養手当の拡充」「離島加算の増額」「通院等の交通手段の確保」などの団体からの要望について、特段の御配慮をお願いしたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担に今後に対応いただくとともに、関係市町の国民健康保険財政の負担増について、国の特別調整交付金等での適切な対応を図っていただきたい。
- 3 申請者の負担軽減等を図るため、認定審査業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後必要となる予算額の確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づく、「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について、予算を確実に確保するとともに、引き続き財源措置を講じていただきたい。
- 6 チッソ株式会社に対する金融支援として、これまでに発行した県債の償還や、県が支払猶予等を行う場合に、県財政に支障をきたさぬよう、引き続き閣議了解に基づいた所要の措置を講じていただきたい。
- 7 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題】

1 水俣病関係団体との意見交換を踏まえ、8月21日に環境省に対し要望書を提出した。令和7年度概算要求には、離島加算の増額が盛り込まれ、一部要望に沿った対応をいただいたものの、療養手当の拡充など、更なる支援が必要である。

関係市町の一人当たりの医療費 (単位:円)

2 平成7年の救済措置対象者は7,992人、水俣病特措法救済措置対象者は37,613人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

市町名	令和4年度
水俣市	602,959(2)
芦北町	635,127(1)
津奈木町	487,436(15)
天草市	505,829(7)
上天草市	530,043(5)
県内市町村平均	456,725

※()内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

3 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度(2016年度)以降1,589件の審査を行った。令和5年度(2023年度)末時点の認定申請者は344人となっており、申請者の負担軽減等を図るため、認定審査業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

水俣病認定申請数 (各年度末) (単位:人)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,264	1,146	890	632	419	359	369	380	344

4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和(もやい直し)の促進、更には地域振興等のために、継続的な予算額の確保が必要である。

特に胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

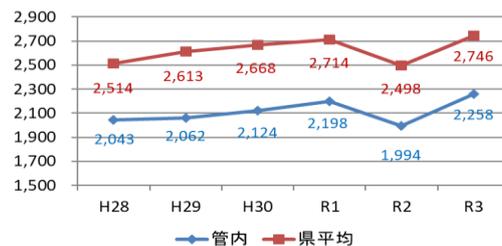
1人当たりの市町村民所得 (単位:千円)

5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たりの市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第七次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について国の財源措置が必要である。

(〔水俣・芦北地域〕R5年10月1日時点高齢化率: 県内最高の45.1% R3年度一人当たり市町村民所得:2,258千円)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
管内	2,043	2,062	2,124	2,198	1,994	2,258
県平均	2,514	2,613	2,668	2,714	2,498	2,746

※各年度の数値は当初公表時の推計方法に基づく。



(出典: 令和3年度市町村民経済計算)

6 熊本県のチッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高(元利合計)は以下のとおり。

【熊本県のチッソ県債未償還残高(元利合計)】

R6.3.31 現在 (単位:億円)

	患者県債	H7一時金県債	H22一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	23.8	4.6	53.1	55.6	137.1

7 平成28年(2016年)3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、平成28年度(2016年度)から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されている。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外への情報発信の実施

【提案・要望の内容】

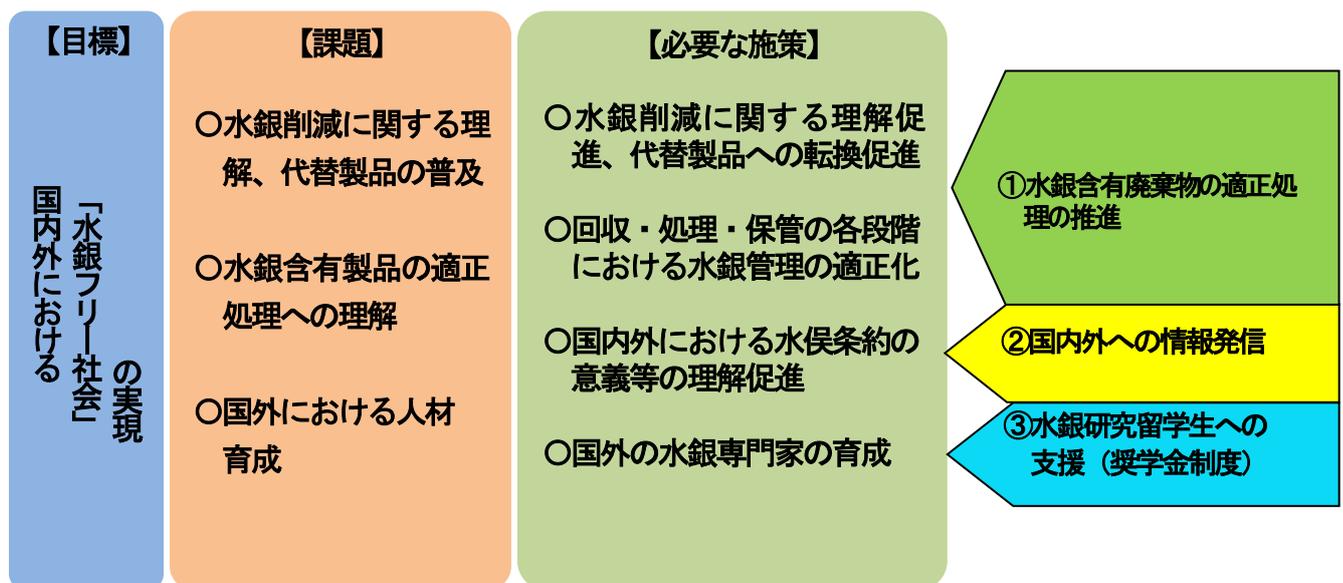
- 1 水俣病を経験した本県は、世界の先例となるべく、水銀に関する専門家の育成や情報発信について取組みを実施しているが、令和8年5月に水俣病公式確認70年を迎えることから、国には様々な場面で連携していただき、併せて財政的な支援をお願いしたい。
- 2 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを全国の地方公共団体と連携して行っていただくとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。

【現状・課題】

- 1 水俣病を経験した本県は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」を契機に、水銀を使用しない「水銀フリー社会」の実現に向けて、情報発信や専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。
- 2 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するため、さらには令和8年5月に水俣病公式確認70年を迎えることから、国においては、水銀削減の必要性の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを国と本県をはじめとする地方公共団体が連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行うことが不可欠である。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



有明海・八代海等の再生

提案・要望事項

【農林水産省、国土交通省、環境省】

- 1 有明海・八代海等の再生に係る具体的な目標・再生手順の提示、国が主体となった抜本的な底質改善対策の実施など必要な事業・調査等の予算確保
- 2 有明海における国と沿岸4県協調による調査・実証事業等の継続・拡充及び国が主体となった大規模な海底耕うん等の実証事業の実施
- 3 八代海湾奥部をはじめとした八代海における調査の充実・強化
- 4 漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等の予算確保、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減及び大雨等により漁場に堆積した土砂撤去等の底質環境改善対策の予算確保
- 5 閉鎖性海域へのプラスチックごみ排出抑制・回収強化、マイクロプラスチック調査実施
- 6 特定外来生物スパーティナ属の防除に必要な財源措置

【提案・要望の内容】

- 1 本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法としての効果はあるものの永続的ではないため、関係省庁が連携のうえ、国が主体となって泥土堆積や底質悪化のメカニズムを解明のうえ、底質環境改善の抜本的対策を実施していただきたい。
また、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に示された再生方策の「河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元の検討等」について令和8年度有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に向けて着実に推進し、森里川海のつながりを活かし、流域全体を再生していただきたい。
さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係」を解明するための調査研究を行い、その結果を踏まえた水産資源の回復に必要な具体的方策を報告に盛り込んでいただきたい。
- 2 有明海について、国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。
- 3 令和8年度有明海・八代海等総合調査評価委員会に向けて、八代海は有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、充実した調査を実施していただきたい。特に地元に土砂堆積による影響を懸念している八代海湾奥部については、干潟の生態系に影響を及ぼす土砂堆積のメカニズム解明、及び「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第20条に基づく自然災害の発生を防止するために関係省庁が連携して将来的な影響等の調査を確実に実施していただきたい。
- 4 河川を介して流入する流木等の漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化を招くため、引き続き回収・処理に係る予算の確保及び補助率の嵩上げ等により地元負担を軽減いただくとともに、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。また、近年頻発している豪雨災害に伴い、漁場への土砂の流入、堆積による底質環境の悪化が深刻化しており、迅速な対応が必要であることから、底質環境改善対策に係る財源を確保していただきたい。
- 5 海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全

のため、陸域での発生抑制及び海域への流出を防止する対策をお願いしたい。また、海域におけるマイクロプラスチックの更なる実態解明に向け、有明海・八代海等での調査を実施していただきたい。

- 6 海岸近くの河口域に生育する特定外来生物スパルティナ属は繁殖力が強いいため、短期間で防除するために必要な財源の確保及び直轄事業の実施をお願いしたい。また、防除後の再発箇所への対応など継続的な活用を可能とする特定外来生物防除等対策事業の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 有明海・八代海等の再生に向けて、国や関係県と連携しながら総合的な対策に取り組んでいるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。

再生への取組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されており、抜本的な底質改善対策の実施が急務である。

さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源量」との関係について、社会的関心や調査研究に対するニーズが高まってきていることから、国において調査研究を行うとともに、調査結果に基づいた具体的方策を検討いただき、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書へ盛り込んでいただくようお願いしたい。
- 2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されるべき重要な取組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模に事業を展開することで、再生への動きを加速化する必要がある。
- 3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足しているため、調査を充実・強化する必要がある。特に八代海湾奥部では、土砂堆積が進行しており、干潟の生態系への悪影響が懸念される。加えて、土砂堆積が原因で環境悪化や排水不良が起り、内水被害も発生しており、地元でも災害等に対する不安が広がっている。このため、土砂堆積メカニズムの解明、及び自然災害の発生を防止するための将来的な影響等の調査が必要である。
- 4 漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化の原因や漁具の破損や船舶航行の妨げになるなどの弊害をもたらしている。国において漁業者等による回収処理に支援いただいているが、漁業者等の活動には限界があるため、財源確保と合わせて国主導による大規模な回収処理が必要である。さらに、海岸漂着物の回収処理に支援いただいている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業についても補助率の嵩上げ等により地元負担の軽減が必要である。

また、近年、頻発している豪雨災害により漁場に土砂が大量に流入し底質環境の悪化が深刻になっている。今後も大雨等による漁場への土砂流入が危惧されるため、土砂除去等による底質環境改善に速やかに着手するための財源確保が必要である。
- 5 有明海・八代海に流れ込んだプラスチックごみの多くが外洋に出ず、海域内を回遊しながら漂着するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、一度河川に流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。そのため、陸域や水路・河川での回収、さらには海洋へ排出されない仕組みづくりが必要である。

また、同海域を回遊する過程で劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念されることから、経年変化の確認や実態解明に向けて、マイクロプラスチックの調査・分析が必要である。
- 6 スパルティナ属は、国内では愛知県、山口県及び熊本県のみで生育が確認されている。本

県では平成23年に確認された後、これまでの防除により現在大規模な群落が存在する河川はないものの、防除後も散発的再発生への対応や状況確認が必要であり、継続的な対応を行うための財源確保が必要である。

国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援

提案・要望事項

【環境省】

阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園への誘客等の推進に向けた取組みに必要な財源の確保

【提案・要望の内容】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園について、「世界水準のデスティネーション」を目指し、自然景観の保護と公園利用の好循環につなげるため、雄大な景観を代表する草原景観の維持・再生や各利用拠点のインフラ整備などに必要な財源の確保をお願いしたい。
- 2 雲仙天草国立公園について、天草西海岸の夕日やキリシタンに関連する史跡など、当公園が持つ優れた資源を十分に活用していくため、多くの来訪者が利用する施設の改修や案内看板等の多言語対応などのインフラ整備に必要な財源の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 阿蘇くじゅう国立公園は、平成28年7月に国が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定されており、現在、県では、世界水準のデスティネーションとなることを目指して、令和3年3月に策定された「ステップアッププログラム2025」に沿って、関係機関と連携しながら各種事業を実施している。
今後、観光客が安心安全に利用できる受入環境を整備するとともに、更なる上質化を目指して自然景観の保全・回復、景観への配慮等を図っていく必要がある。
- 2 雲仙天草国立公園においても、令和4年3月に本県において満喫プロジェクトの取組方針を策定し、現在、同方針に基づき、海や山の豊富な自然資源とキリシタン文化を活かした誘客の推進に取り組んでいる。
引き続き、優れた自然資源や歴史・文化を活用し、その場所でしか味わえないコンテンツを造成・磨き上げるとともに、インバウンド対策を含む受入環境の整備等に取り組んでいく必要がある。

「持続可能な社会の実現」に向けた市町村における廃棄物処理への支援

提案・要望事項

【総務省、経済産業省、環境省】

- 1 プラスチックの資源循環等の促進に向けた財源の確保及び市町村への財政支援
- 2 廃焼却施設の解体費用に対する財政支援

【提案・要望の内容】

- 1 2022年4月1日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)に基づく取組みが進むよう、十分な財源確保をお願いしたい。特に、市町村が新たに分別収集等に取り組むことで生じる負担の最小化に向け、地域の実情を踏まえた必要な財政支援をお願いしたい。
- 2 市町村におけるごみ焼却施設の集約に関連する全ての既存施設の解体費用について、市町村の要望額どおり交付されるよう、循環型社会形成推進交付金等の確実な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

- 1 プラスチック製品廃棄物の排出を抑制し、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び資源化を円滑に進めるには、プラスチック資源循環促進法に基づく、事業者、消費者、自治体の取組みを後押しするための十分な財源確保が必要である。現在、市町村に対しては処理量に応じて特別交付税措置を講ずることとされている。しかしながら、特に人口密度が低い市町村は収集運搬費用等の負担が大きく、プラスチック製品の分別収集・再商品化が円滑に進まないため、地域の実情を踏まえた財政支援が必要である。

容器包装プラスチック（1品目以上）の分別収集実施	45市町村／県内45市町村
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集実施	11市町村／県内45市町村

(R6.3現在)

- 2 一般廃棄物処理施設は、廃棄物の再資源化や適正処理を推進し、循環型社会の形成を図る上で必要不可欠なものであるが、その整備には多額の費用を要することから、市町村は、国において設けられた循環型社会形成推進交付金制度等を活用して整備を進めているところ。
現在、県内における複数の市町村で、ごみ処理の広域化に伴い廃止する焼却施設（廃焼却施設という。）の解体が見込まれるが、同交付金制度では、複数の焼却施設を集約する場合、解体費用の交付対象は、新たな焼却施設と関連性・連続性があるもので、対象となる施設数も新たな焼却施設数と同数以下までとされていた。
そのため、市町村がごみ処理の広域化に向け焼却施設の集約に取り組んでいるにもかかわらず、廃焼却施設の解体費用が交付対象とならない場合があり、自治体間の調整や財政負担に苦慮する事例が発生している。
このような背景から、令和6年1月26日付けで国の交付要綱等が改正され、廃焼却施設等の解体事業（跡地を災害廃棄物の仮置場候補地とする場合に限る）が交付対象となったが、交付金の予算不足により廃焼却施設の解体が滞ることのないよう確実な財源措置が必要である。

治安基盤の整備充実

提案・要望事項

【警察庁、総務省】

- 1 警察官の増員による人的基盤の充実
- 2 警察装備等の物的基盤の整備・充実

【提案・要望の内容】

- 1 地域社会の安全・安心の確保のため、警察官の増員による人的基盤の充実をお願いしたい。
- 2 地域社会の安全・安心の確保のため、物的基盤の整備・充実をお願いしたい。

【現状・課題】

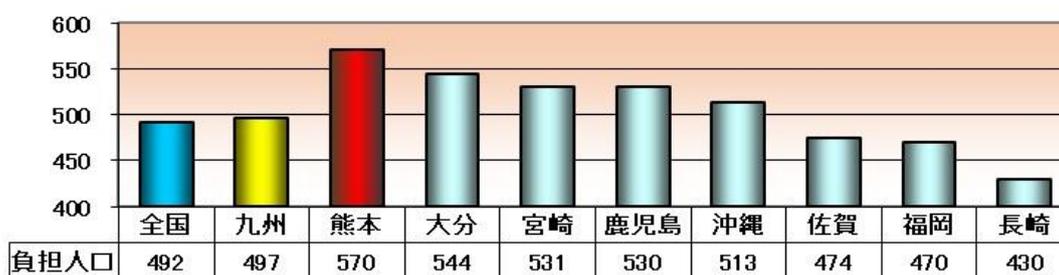
- 1 本県の人口は、令和6年4月1日現在で、九州で2番目に多く、また、本県は、九州に存在する3つの政令指定都市（福岡市・北九州市・熊本市）のうちの1つを有するなど、九州において重要な位置付けにあるが、その重要な位置付けにもかかわらず、本県警察の警察官（地方警務官を除く。以下同じ。）一人当たりの負担人口が九州で最も多い状態が20年以上続いている。

本県警察では、このような限られた人的リソースで十分な警察力を発揮できるよう、「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づき、部門を超えたリソースの重点化、能率的でメリハリのある組織運営、先端技術の活用等による警察活動の高度化、働きやすい職場環境の形成等、更なる業務の合理化・効率化に向けた取組を進めている。

しかしながら、全国的なサイバー空間の脅威の深刻化、特殊詐欺等の捜査の困難化について本県も例外ではなく、加えて、台湾積体回路製造（TSMC）の進出（新たに第二工場の設置も決定）を契機とした半導体関連企業の集積に伴う社会情勢の変化（外国人定住者の増加、国内外からの交流人口の増加、交通渋滞の発生等）により、新たな治安上の課題が発生している。

これらの課題に適切に対応するため、本県における「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」等に基づく取組に併行し、国においても本県警察官の増員をお願いしたい。

【九州各県の警察官一人当たりの負担人口】



※ 負担人口については、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数（地方警務官除く。）で除したもの

- 2 本県においては、信号灯器のLED化や交通安全施設の長寿命化、交通情報提供インフラの整備等、従来からの課題に対して継続的に取り組まなければならないことに加えて、半導体関連企業の進出等に伴い、県民の関心が極めて高い『交通渋滞解消』に向けた交通安全施設の重点的な整備（光ビーコンの増設や信号機の集中制御化等）を早急に推進する必要がある。

また、運転免許行政をはじめとした警察行政のデジタル化等、国が推進する施策にも適切に対応していくため、物的基盤の整備・充実（国庫補助による財政支援等）をお願いしたい。

